

横浜市神奈川スポーツセンター

提案書及び収支計画

— 目 次 —

◆神奈川スポーツセンターの管理運営に係る提案書及び収支計画

1. 団体の状況	… P.1
2. 施設の平等・公平な利用の確保	… P.23
3. 施設の効用の最大限発揮	… P.31
4. 本市の重要施策を踏まえた取組	… P.65
5. 管理運営経費	… P.78
6. 施設管理	… P.85
7. 安全管理	… P.97
8. 地域との協力	… P.109
9. モニタリング	… P.118
10. 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組	… P.122
11. その他	… P.125
12. 収支計画について	… P.128

◆収支予算書

1 団体の状況

(1)施設の管理運営の基本方針

①はじめに

今回横浜市神奈川スポーツセンター（以下「当施設」という）の指定管理者公募に申請させていただきました CSY 共同事業体（以下「当グループ」という）は、特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ（以下「代表団体 A」という）を代表団体とし、シンコースポーツ株式会社（以下「構成団体 B」という）と株式会社横浜フリースポーツクラブ（以下「構成団体 C」という）を構成団体とする 3 者で構成された共同事業体です。

代表団体 A は、**神奈川区内に本店**を有し、区内の地区センターやコミュニティハウス、こどもログハウス、老人福祉センター、放課後キッズクラブ、そして公会堂など、区内ほぼ全ての公共施設を現指定管理者として管理運営を行っており、長年地域の皆様と一体となった施設運営を行うことで、地域に貢献してまいりました。今までの経験と実績により積み上げた「**地域力**」を活用し、当施設を拠点に、区内全域での連携を推進する**地域のコミュニティリーダー**の役割を担います。

構成団体 B は、**区内に横浜支店を設置**している地元企業であり、市内でも隣接地域にある港北スポーツセンターの現指定管理者として管理運営を行っています。さらに、全国及び県内でも**トップクラスの指定管理実績**を誇る公共スポーツ施設管理運営のリーディングカンパニーであり、スポーツを通じて地域振興に貢献してまいりました。全国で積み上げたノウハウを当施設でも最大限発揮し、得意とする運営業務全般を担います。

構成団体 C は、**ニッパツ三ツ沢球技場（神奈川区内）をホームスタジアム**として活動する「横浜 FC」の運営企業であり、J1 に所属するプロスポーツクラブです。サッカーだけでなく、様々なスポーツを通じて、横浜市及び各行政区と連携を図りながら数多くの地域貢献事業を行ってきました。当施設においても、プロスポーツクラブとしての情報発信力を活かしながら、数多くのイベント開催や広告宣伝、地域振興の役割を担います。

以上のように、**当グループ各団体はいずれも神奈川区内に活動拠点を有し、様々な形で地域に貢献することを強み**にしています。こうした強みを活かしながら、次期指定期間においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後の健康的なライフスタイルを促進させる「スポーツのレガシー」の支援・協力など、区民がスポーツ・健康づくり活動へ多様な形で関わりを持てるよう、地域の皆様との連携を図りながら施設運営・事業展開を行い、地域のスポーツ活動・健康づくり活動を通じた地域の活性化に努めていく必要があると考えております。

また、毎年人口が増加しているものの「少子高齢化」の傾向が見られる神奈川区において、各世代へ対応できる事業展開、特に健康づくりに向けた取組み等、変化する多様なニーズ・事象へ順応を図る必要があると考えています。

当グループは、地域住民（区民）が安全・安心・快適に利用できる施設環境の提供を根幹とし、継続的なサービス水準の維持・向上を図る取組みにより、地域のスポーツ活動・コミュニティ活動のさらなる活性化に当グループの総力を注いでいきます。

②横浜市スポーツ推進計画に対する理解

平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参考にしながら、「第 22 期横浜市スポーツ推進審議会」を経て、平成 25 年 3 月に「横浜市スポーツ推進計画」が策定されました。横浜市の都市の将来像を示す「横浜市基本構想」（長期ビジョン）及び「横浜市中期 4 年計画」に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について、具体的な取組みを示した 10 年間の計画です。同計画内容は、当施設が指定管理者として管理運営を担う上で密接に関係しています。これら市の施策を理解するとともに、施策の実現に向けて貢献いたします。



1 団体の状況

横浜市スポーツ推進計画に掲げている4つの基本目標への理解

国 の関連計画：第2期スポーツ基本計画

「する」「みる」「ささえる」 スポーツ参画人口の拡大

- ・週1回のスポーツ実施率42%⇒65%
- ・スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生58%⇒80%
- ・スポーツに関わる人材の確保・育成
- ・総合型地域SCの中間支援組織の整備
- ・学校施設やオープンスペースの有効活用
- ・大学スポーツアドミニストレーターを配置 など

スポーツを通じた活力があり 絆の強い社会の実現

- ・障害者の週1回スポーツ実施率19%⇒40%
- ・スポーツを通じた健康増進
- ・女性の活躍促進
- ・スポーツ市場規模の拡大
- ・スポーツツーリズムの関連消費額の拡大
- ・戦略的な国際展開 など

国際競技力の向上

- ・オリンピックで過去最高の金メダル数獲得など優秀成績を収められるよう支援
- ・中長期の強化戦略に基づく支援
- ・次世代アスリートの発掘・育成
- ・スポーツ医・科学等による支援
- ・ハイパフォーマンスセンター等の充実

クリーンでフェアなスポーツの推進

- ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める
- ・コンプライアンスの徹底
- ・スポーツ団体のガバナンス強化
- ・ドーピング防止

市 の関連計画：横浜市スポーツ基本計画(中間見直し)

目標 1	子どもの体力向上方策と推進	目標 3	高齢者・障害者スポーツの推進
目標値	子どもの体力を横浜市の昭和60年頃の体力水準に回復します ※ 子どもの頃に、体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことで生涯にわたってスポーツに親しみ、身体を動かす機会が増大することで、結果として、体力水準の高かった横浜市昭和60年頃の水準に回復することを目指します	目標値	① 高齢者スポーツの推進 65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%程度となることを目標とします。 ② 障害者スポーツの推進 障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率が40%程度となることを目標とします。
目標 2	地域のスポーツ振興	目標 4	トップスポーツとの連携・協働の推進
目標値	成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度(3人に2人)、週3回以上のスポーツ実施率が30%程度(3人に1人)となることを目標とします。 また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合が10%以上となることを目標とします。	目標値	トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを身近で観戦した市民の割合が50%以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。

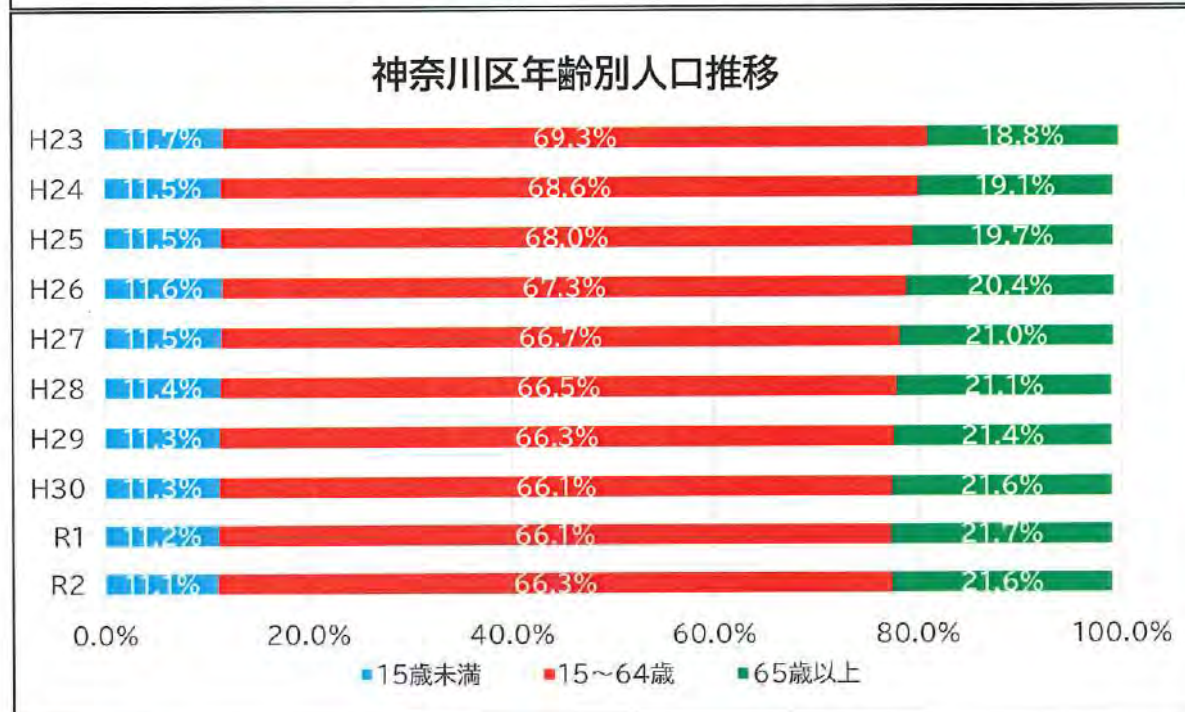
1 団体の状況

③横浜市(神奈川区)における地域課題の抽出(現状分析)

当施設を管理運営する上で、現状の課題点を正しく認識し分析することで、指定管理者として単なる施設運営で終わるのではなく、地域のスポーツを通じた活性化に貢献できると考えています。

そこで市(区)及び当施設における現状分析を行い、課題解決に向けた方針を説明いたします。

神奈川区の人口推移



※「横浜市・区の年齢別人口(住民基本台帳)」を参考に作成

分析・課題

①

- ・総人口は年々増加傾向にあるが、年齢別比率では0~14歳及び15~64歳人口は減少、65歳以上の人口は増加傾向。
- ・少子高齢化の傾向が見られるが、少子化とはいえ子どもの体力向上に向けた取組みや、高齢者の健康の維持、増進など幅広い世代に向けた取組みが必要。

1 団体の状況

神奈川区民のスポーツ実施頻度・実施したきっかけ

運動・スポーツの実施頻度（神奈川区）令和2年度

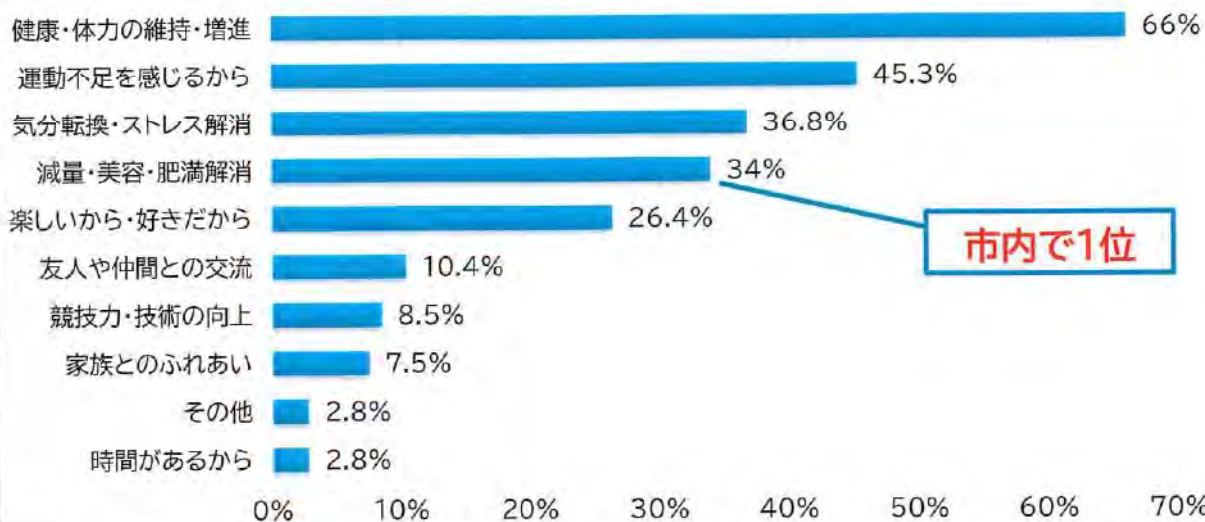
- ① ほぼ毎日
- ② 週に3日程度
- ③ 週に2日程度
- ④ 週に1日程度
- ⑤ に1～3程度
- ⑥ 3ヶ月に1～2程度
- ⑦ 年に1～3程度



● 週に1日以上スポーツ・運動している人の割合
(①+②+③+④): **79.2%**
(※令和元年度は 57.5%)

● 週に3日以上スポーツ・運動している人の割合
(①+②): **38.7%**
(※令和元年度は 31.8%)

運動・スポーツをしたきっかけ(神奈川区) 令和2年度



市内で1位

※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題 ②

・令和2年度の横浜市スポーツ意識調査結果では、前年度と比較して、週に1回以上運動をしている割合が79.2%(57.5%増)となっており、週に3日以上運動している割合も38.7%(31.8%増)と大幅に増加した。

・また、スポーツを実施したきっかけとして、

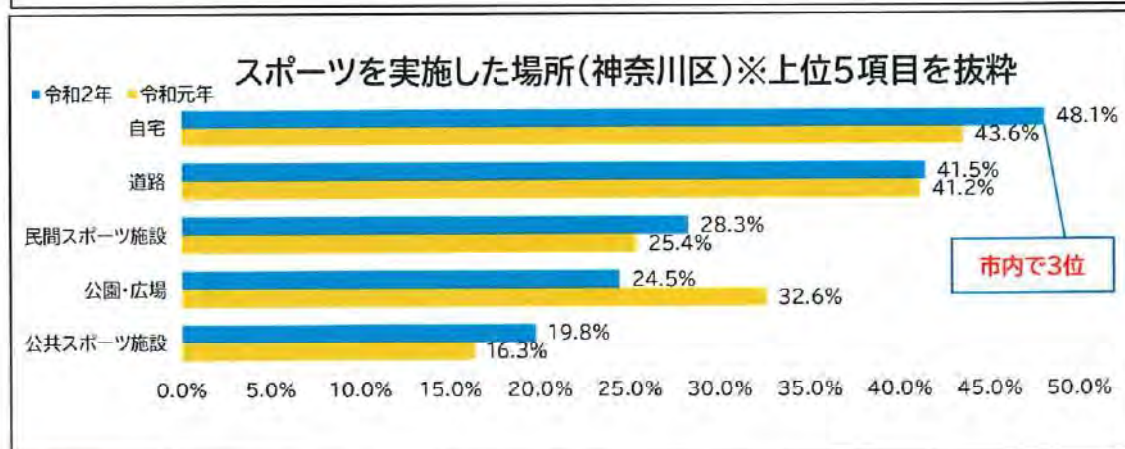
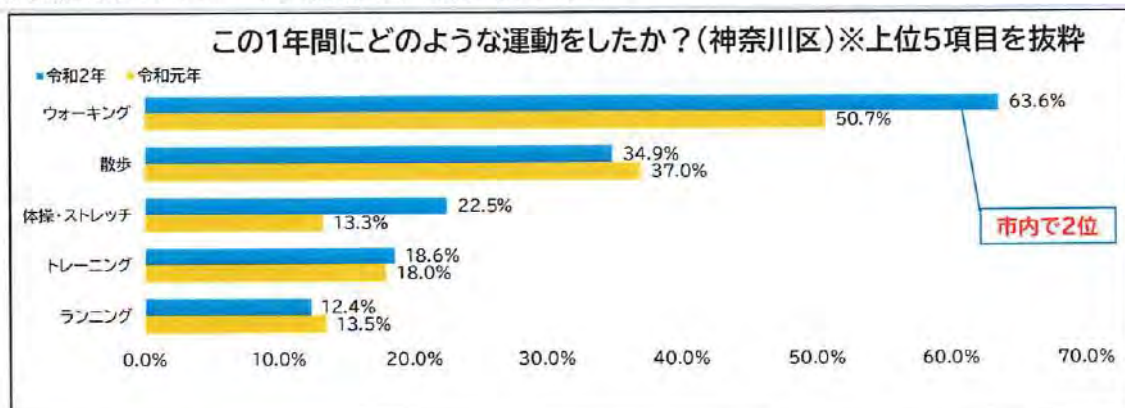
- 1位「健康・体力の維持・増進」:66%
- 2位「運動不足を感じるから」:45.3%
- 3位「気分転換・ストレス解消」:36.8%

となっていることから、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、スポーツ・運動に対する意識の高まりによるものと考えられる。

さらに「4位:減量・美容・肥満解消」と回答した割合は、市内でも1位(34%)の結果となった。

1 団体の状況

神奈川区民のスポーツ実施種目・実施した場所

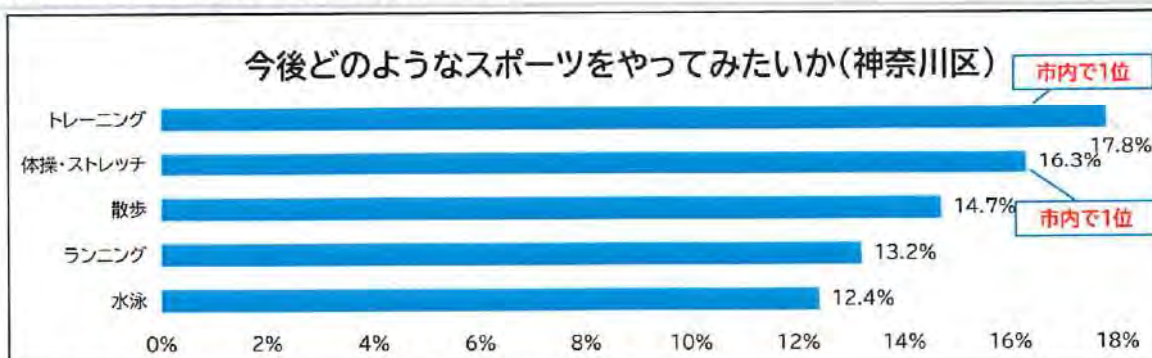


※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題 ③

- ・一部の種目を除き、順位の変動は見られず、「ウォーキング」「散歩」などの種目の実施頻度が高い傾向にあった。実施種目と連動し、「自宅」「道路」で実施する割合が多い傾向にあった。
- ・区民の特徴として、「ウォーキング」を実施した割合が他区と比較して「市内2位」、「自宅」で実施した割合が「市内3位」となっていることから、人気の高い「ウォーキング」をさらに促進するための施策や、「自宅」でできる運動支援プログラム(「オンラインレッスン」など)を提供する必要があると考えられる。

神奈川区民が今後やりたいスポーツ種目



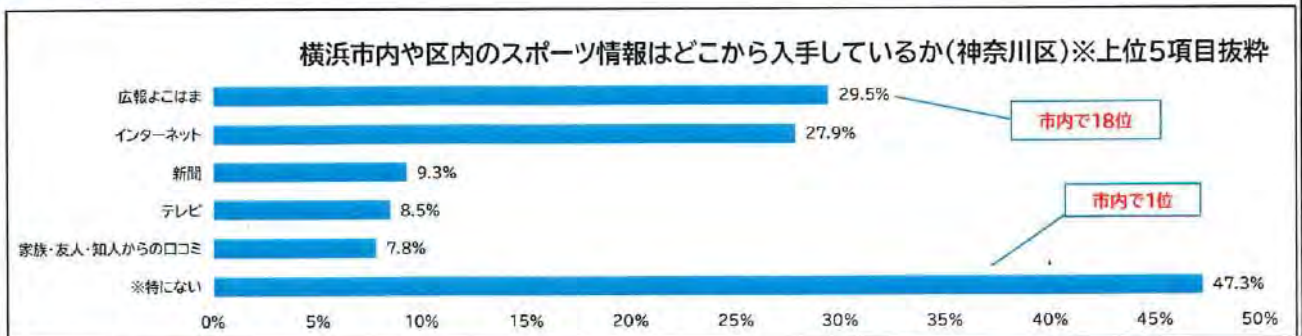
※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題 ④

- ・「トレーニング」や「体操・ストレッチ」が全体の中で高い順位かつ「市内で1位」と高いニーズがあることから、トレーニング室の環境整備や各種プログラムを提供する必要があると考えられる
- ・「散歩」「ランニング」などは新型コロナウイルス感染拡大においても、屋外環境であれば影響が少なく、実施できる種目として多く回答されていると考えられる。

1 団体の状況

神奈川区民がスポーツに関する情報を入手している媒体



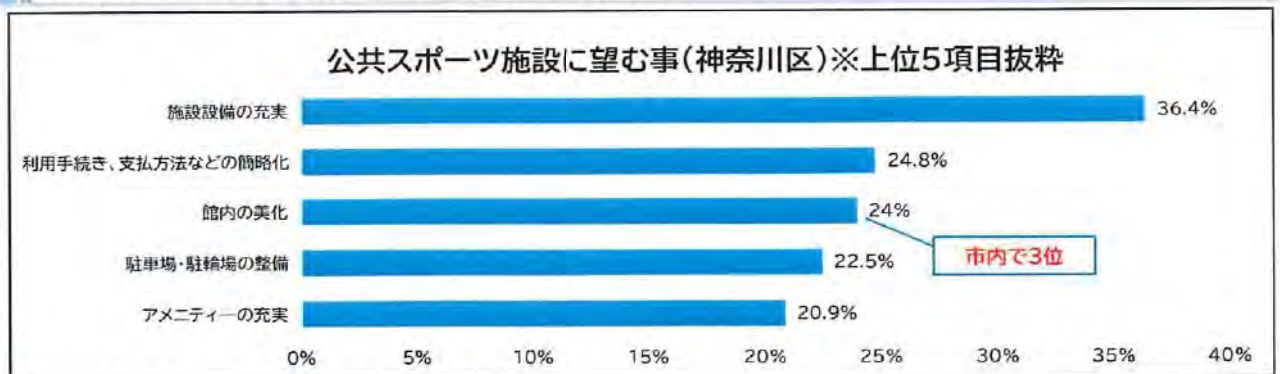
※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

⑤

・「広報よこはま」が最も多いが「市内で18位」、「特になし」という回答が47.3%で「市内1位」という結果から、既存のツールに囚われない新しい情報発信手法が必要と考えられる

神奈川区民が公共スポーツに施設に望むこと



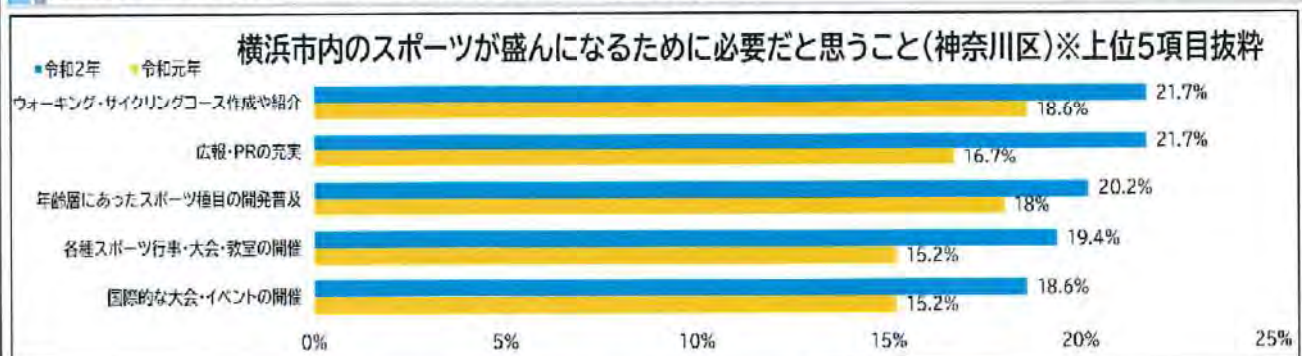
※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

⑥

・「施設の充実」、「利用手続き、支払方法の簡略化」などが上位に挙げられる。「館内の美化」は「市内で3位」と他区に比べても高い要望であり、施設を清潔にするための取組みが必要と考えられる。

横浜市民のスポーツが盛んになるために必要なこと



※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

⑦

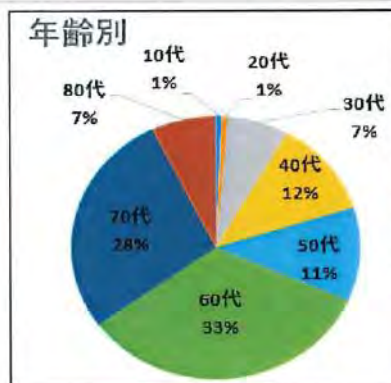
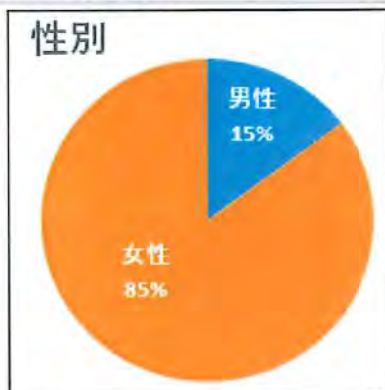
・「ウォーキング・サイクリングコース作成・紹介」「広報・PRの充実」「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」などが前年より大幅に増加している。また、上位5項目には入っていないが「スポーツによる出会いや交流の促進」が大幅に増加しており、コロナ禍を象徴する結果となっている

1 団体の状況

④神奈川スポーツセンターの運営状況における課題点の抽出(現状分析)

現指定管理者が毎年行っている事業報告書から得られる施設の利用特性を分析いたしました。次期指定期間に向けた課題点を抽出し、課題解決に向けた取り組みを実施いたします。

利用者満足度・性別・年齢



※「平成 30 年度事業報告書」を参考に作成（令和元年度は 7/1～3/31 まで休館）

分析・課題

⑧

・性別・年代は、40～60 代の女性を中心に多く利用されている傾向が見られる。主となる利用者層ももちろんだが、新規利用者の獲得を図るために、全世代に対するアプローチが必要である。

施設の稼働率

第 1 体育室	A	94%
	B	94%
	C	96%
	D	87%
	E	93%
	F	98%
	小計	94%

第 2 体育室	A	97%
	B	97%
	C	98%
	D	94%
	E	97%
	F	99%
	小計	97%

第 3 体育室	A	91%
	B	83%
	C	99%
	D	92%
	E	80%
	F	97%
	小計	90%

研修室	A	88%
	B	91%
	C	92%
	D	82%
	E	82%
	F	82%
	小計	86%

※「平成 30 年度事業報告書」を参考に作成（令和元年度は 7/1～3/31 まで休館）

分析・課題

⑨

・全体的に稼働率は高く、「第 1～3 体育室」に関してはいずれも 90%以上の稼働率となっている。
 ・今後はきめ細やかなサービス提供や工夫により更なる稼働率向上を目指すとともに、1階ロビースペースや屋上広場など「空きスペースの有効活用」や「施設を起点としたウォーキング事業の推進」「地域への出張・指導者派遣」「オンラインレッスン」「施設からの地域情報発信」など、施設を拠点としたスポーツ振興、地域活動への取り組みが必要であると考えられる。

1 団体の状況

⑤総合的な基本方針(基本理念)

以上の課題点に対する解決策を講じることが当施設を活性化させることにつながると考えます。

それに加えて、特に新型コロナウイルスの影響に伴い、地域で触れ合える機会が大幅に減少しました。前述のスポーツ意識調査においても、「スポーツによる出会いや交流の促進」を要望する市民が多く見られます。そこで、コロナ収束を見据えながら「**スポーツを通じて出会いと交流促進の機会**」を提供することで「**人とまちが変わっていく**」ことを思い描きながら、**スポーツを通じたコミュニティの活性化**を図るための方針（基本理念）を以下の通り設定いたしました。

～神奈川スポーツセンター管理運営テーマ(基本理念)～



1 団体の状況

⑥施設の管理運営の基本方針(実務方針)

当グループは、当施設を管理運営するにあたり、前述の管理運営の基本理念を踏まえ、下記 **8つの基本方針** を定め、民間企業の効率性・専門企業のノウハウ・地元企業のネットワーク等、持てる能力を最大限に活用した管理運営を行い、施設の設置目的を効果的に達成したいと考えます。また、本事業を **地域貢献事業** と位置づけ、基本方針をスタッフ全員で共有し、施設づくり及びまちづくりに引き続き取り組みます。

生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の実現に向けて

当グループは、「横浜市スポーツ推進計画」等の関連計画・施策を踏まえ、市の目指す **【スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいまいるとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしを育むこと】** を市民の方々と一緒に実現していくため、施設を気軽に利用することができ、かつ密接なつながりの持てる、新たなスポーツ&ヘルスコミュニティの創出を目指していきます。

施設運営のための8つの基本方針

<p>1 施設としての役割遂行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市(区)民のスポーツ・健康づくり拠点施設 ・スポーツへの5つの関わり方「する」「みる」「きわめる」「まなぶ」「ささえる」を支援 ・市のスポーツ・健康施策の理解と実践 ・市民の生涯を通じたスポーツライフの推進 	<p>5 利用促進 収入増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に立ったサービス向上策 ・新規機器の設置・新規事業を多数実施 ・利用者ニーズに対応した多彩なプログラム・積極的な広報・PR活動 ・施設のコファン、リピーターづくり
<p>2 平等・公平な施設運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市(区)の代行である指定管理者として、信条、性別、年齢、職業などに関わらず、全ての人々に平等で公平な運営 ・法令に則した適正な手続きによる運営 ・明確な説明のつく利用受付、許可、制限 	<p>6 効果的・効率的な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチジョブによる人件費の効率化 ・省エネ診断による光熱水費削減 ・事業や管理システム見直しによる効率化 ・投資の選択と集中による費用対効果向上 ・豊富な管理実績によるスケールメリット
<p>3 安全安心な施設管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心に利用できる施設環境整備 ・適正な有資格者配置による施設運営 ・緊急時への対応と日頃の準備 ・災害発生時における安全管理の徹底 ・個人情報の適正な取扱と漏洩の防止 ・金銭管理の徹底 	<p>7 環境への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001準拠した環境マネジメント ・運用改善、設備投資省エネ対策 ・循環型社会形成に基づいた4R活動 ・グリーン調達推進による環境配慮 ・地域の環境イベント等への参加・支援
<p>4 地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市(区)内スポーツ関連団体との連携、協働 ・地域指導者養成 ・地元の催し、スポーツイベントへの協力 ・市民雇用の創出、地場産業の育成 ・地域事業者とのパートナーシップ 	<p>8 公共性への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス提供者としての自覚 ・コンプライアンスの徹底 ・情報公開と市民への説明責任 ・指定管理者制度の理解とサービス水準向上

「市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境」
の実現へ貢献！

1 団体の状況

(2)基本方針を実施するための目標及び実施策

8つの目標と基本方針

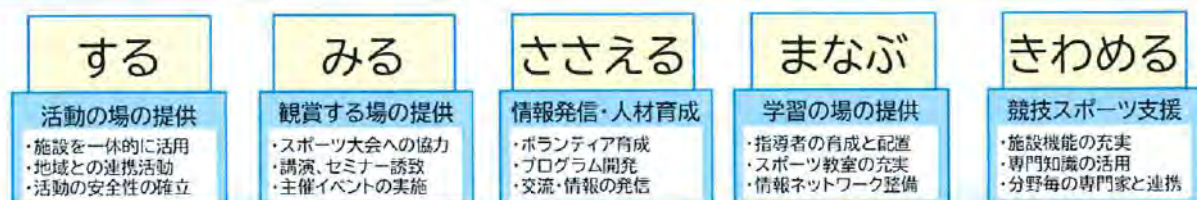
基本方針1

スポーツ振興・健康づくり施設としての役割を果たします。

当グループは、当施設を「市民のスポーツと健康づくりの拠点施設」と位置づけ、各管理施設を有効活用するため一体的に活用し、利用者の目的や特性に応じて誰もが快適にスポーツや健康づくり活動に取り組めるよう、次の5つのスポーツ活動を支援し、施設の設置目的を効果的に達成します。

そして、生涯スポーツの基本理念である「市民一人ひとりが、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動に親しむ」ことを目標に、幼児から高齢者まで、誰でも気軽に利用できる総合的スポーツ活動の場を提供します。

市(区)民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点施設



生涯活動の実現 心身の健康の実現 区民の相互交流 豊かな市民生活
市(区)民一人ひとりが、生涯を通じたスポーツ活動に親しむ

・成人のスポーツ実施率が、週1回以上 65%程度、週3回以上 30%以上となることに貢献いたします。

達成目標1

基本方針2

常に平等で公平な施設運営を目指します。

当施設において、横浜市（神奈川区）の代行者である指定管理者として、信条・年齢・国籍・職業・社会的身分などにかかわらず、全ての人々に平等で公平な運営を行います。また、施設・教室の予約申し込み等についても、ある特定の団体が便益を得るようなことのない、公正なシステムを維持し、なお一層の公平性を確保します。

高齢者や障害者などの観点からの施設評価を行い、意見を反映させた運用改善を行うことで、ソフトとハードのバリアフリーを実現します。これらの人々の管理の仕組みではなく「みんなで利用でき、楽しめるような仕組み」を構築します。

施設運営におけるスタッフとしても、高齢者や障害者を積極的に雇用し、ここに配置するという考えから、ここであればより一層力を発揮できるのではないかという考えに基づき、あらゆる方の社会参加をバックアップします。



・利用システムへの区民の苦情ゼロを実現します。
・高齢者や障害者が利用のハードルを感じない仕組みづくりをします。

達成目標2

1 団体の状況

基本方針 3

安全を最優先に、安心して利用できる環境を作ります。

日常点検による施設や備品などの安全確保、見通しの良い空間の創出による犯罪が発生しにくい環境の整備、適切な設備の管理などにより、安全安心に利用できる施設環境を整えます。

重大事故発生防止のため、適正の職員を配置するとともに、全スタッフに、心肺蘇生法や AED の取扱いに関する技能を修得させます。

機械設備においては、緊急時 24 時間の応援体制が可能であり、トラブル発生時には直ちにスタッフが急行し、迅速な復旧を行います。さらに、**近隣（こどもログハウス、神大寺地区センター、県立武道館等）の指定管理施設**を管理運営していること、また**機械警備会社との連携体制による二重のバックアップ体制を構築**します。

横浜市、神奈川区、消防本部及び警察署等と連携して、大雪や地震、台風による災害に迅速に対応できる危機管理体制を整えます。



- ・指定期間において重大事故ゼロを実現
- ・指定期間において設備トラブルによる運用停止ゼロを実現

達成目標 3

基本方針 4

地域と連携し人も施設もいきいきとした運営を行います。

区スポーツ協会との連携・協力、地域指導員の養成や総合型地域 S C との協力、町内会、商店、医療機関、学校をはじめとする市内各施設等との関わりなど、**地域とのパートナーシップを強く持った施設運営**を行います。また、「遺体安置所」に指定されていることから、災害時の支援・協力等、市民の生命と安全を守る役割も果たします。

区内及び近隣自治体の複数に拠点を置く当グループの強みを活かし、市民の雇用を推進するとともに、地元企業への発注、シルバー人材センターへの業務依頼等、常に地域産業育成にも配慮した運営を行います。

施設運営協議会を定期的開催し、地域住民の生の意見を施設運営に反映させていきます。また、地域情報コーナーの設置や地域イベントへの実施・協力や、観光地、特産品の紹介、そして当グループのコネクションなど、様々な地域活性化活動につながる取り組みに積極的に参加し、地域の一員としての役割も果たします。

当グループが管理する周辺公共施設とも積極的に連携を図り、利益を追求するのみではなく、当施設の活動により地域にどのような効果が波及し、市民にどのような良い効果をもたらすことができるかに注力して運営を行います。



- ・スタッフの市民比率 90% を目指します。(責任者以外)
- ・地域との連携活動(協議会・イベント等)を月 1 回以上実施します。

達成目標 4

1 団体の状況

基本方針 5

施設の利用促進と収入の増加を図ります。

利用者のニーズを踏まえた、各世代に対応した**構成団体 B 独自の教室プログラム（東京大学と共同開発）**の開催や、**トレーニング室のリニューアル（機器全入替）**、**ロビーに設置、プロスポーツクラブである構成団体 C による各種イベントの開催**、体組成計を活用した**各種健康サポートの実施**など、利用者の満足度を高め、収益増につながる事業を積極的に展開します。

同時に、専用リーフレットの設置や広報媒体の活用、ホームページを運用しながら施設内を動画で閲覧できるようにするなど積極的な P R 活動によって施設の認知度を向上させます。告知効果の高い SNS も効果的に継続導入し、市民一人一人に届く、来てみたい、使ってみてみたいという気持ちを起こさせる施設となるようにします。

指定管理者として、優れた経営体制を目指し、費用対効果の高い多彩なプログラムの企画運営と広報を展開し、利用の促進と収入の増大を図ってまいります。



- ・年間総利用者数約 31 万人を達成します。(最終年度)
- ・収入(利用料金・自主事業)83,278 千円を達成します。(最終年度)

達成目標5

基本方針 6

費用対効果が高く効率的で持続可能な運営を行います。

指定管理者に求められる経営感覚を基に、利用者ニーズに応える施設品質を維持しながら経費の縮減を図るため、スタッフの生産性を高め、I S O 品質マネジメントシステム（P D C A サイクル）を取り入れた、計画性を持った質の高い運営を行います。

マルチジョブシステムによる業務効率の向上や、維持管理の効率化などを始め、各種事業やシステムの見直しによるコストの削減、新たな事業展開の創出など、費用対効果の高い運営を行います。また区内公共施設・近隣類似施設との一元的管理により、スケールメリットを活かしたコストの縮減と質の向上を図ります。

さらに、指定管理者としての責務を果たすため、緊急時の資金需要には内部留保（積立金）を充当するなど、常に安定した管理運営を行えるよう、万全な体制で業務にあたります。



- ・収入を増加させつつ効率的な運営を行うことで、指定管理料を上限額より 5 年間合計:20,073 千円削減します。

達成目標6

1 団体の状況

基本方針 7

環境に配慮した管理運営を行います。

ISO14001に準拠した環境マネジメントマニュアルやエネルギー削減目標を元に、設備運転の効率化、廃棄物の適性分別によるリサイクル率の向上、そして「ヨコハマ3R 夢プラン」の3Rに、もう1つの「R」(Refuse)を加え、「4つのR」をスローガンに、環境保全活動等、省エネルギーによる環境負荷低減への取り組みを積極的に推進します。

神奈川区をホームタウンとする構成団体Cは、2010年に**神奈川区と「ECOパートナー協定」を締結**、さらに2019年には**神奈川県が認定するSDGsパートナー**にも登録されています。ホームスタジアム周辺や、地域の商店街や自治体と連携した清掃活動など、数多くの環境美化活動を積極的に行っています。当グループ全体で環境活動へ積極的に取り組むとともに、地域社会を巻き込んだ環境への意識啓蒙を行います。さらに、生息サイクルにあわせた植栽管理、グリーン調達の推進など自然環境の保全と育成に配慮した管理を行います。



- ・積極的な環境啓発(情報発信・事業実施等)及びごみ拾い等
- ・省エネの実践によるエネルギー使用量の維持・低減

達成目標 7

基本方針 8

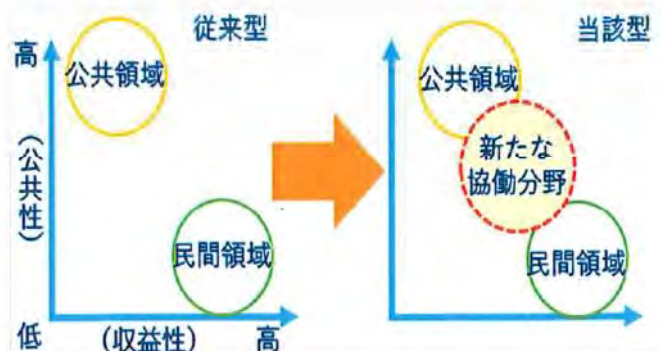
公共性を重視し、開かれた運営を行います。

行政サービスの提供者としての自覚を持ち、市民(区民)への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすため、積極的な情報公開を行います(ホームページや施設見学会)。横浜市(神奈川区)や市民(区民)、自らの手によるモニタリング(事業遂行状況の監視・評価)を積極的に行い、内外からのチェックを厳格にすることで、業務の水準を維持します。

また、指定管理者制度の趣旨を十分に理解し、本制度の導入のねらいは、「従来の公共サービスの提供を、市場(競争)のメカニズムに乗せることで、効率的で高品質なものへと変革させる」ことであることを肝に銘じ、費用対効果の高い事業運営を行います。

一方、あくまで公共事業であることも忘れることなく、「公の施設は必ず行政目的に基づいて設置・運営される」原則を遵守し、目的から逸脱することのないよう、市(区)と共にバランスの取れた施設運営を心がけます。

あらゆる事業に関して、「公の施設は行政目的に基づいて設置、運営される」という原則を理解し、設置目的を遵守します。その中で、既存の関連団体のニーズも満たしながら、新たなスキームである「官民パートナーシップ」を活用した施設運営を行うことで当施設をさらに発展させる運営を行います。



- ・施設の運用情報を公開し、明確な説明ができるようにします。
- ・モニタリング評価による、利用者満足度95%以上を獲得します。

達成目標 8

1 団体の状況

指定管理期間(5年間)の運営計画(目標)

新型コロナウイルスの影響により、一部は全館休館、現状も一部利用制限での運営を続けており、結果として以前よりも利用者が遠のいている状況と考えられます。そのため、次期指定期間においては、コロナ収束を見据えた再スタートと捉え、当施設の指定管理者として誠実な施設運営を継続しつつ、施設の設置目的を達成するために、下図の5つのステップに基づく中長期的運営計画を立案させていただきます。

令和4年度(初年度)

地域での「出会い」「交流促進」につながる「魅力づくり」として、日常業務を誠実に履行しつつ、真の地域特性を把握し、地域にどんなサービスが必要かを理解しながら、満足できるサービスを提供します。

令和5年度(2年目)

「きっかけづくり」として、蓄積した魅力的なノウハウを地域社会に広くプロモーションし、市(区)民が施設利用や事業参画に向けたきっかけ作りとなる取り組みを増やしながら重点的に行います。

令和6年度(3年目)

施設利用を定期的に利用しはじめた市(区)民が、いつまでも継続してスポーツに親しみ、体を動かす機会を増やして、心身ともに健康を感じてもらえるように努力します。

令和7年度(4年目)

活動にも慣れてきた市(区)民が、自発的・主体的にスポーツ・健康づくり・地域交流活動を行えるように、志向の合う仲間が集まったサークル・クラブ活動の結成を支援します。

令和8年度(最終年度)

多くの活動が生まれ、地域社会を巻き込んで一大コミュニティへと発展していく姿を、後方から支えながら応援し続けます。

そして将来

成熟期となる令和8年度以降に、地域を巻き込んだスポーツコミュニティを実現するためにも、是非とも指定管理者として当グループのノウハウを発揮させていただきたいと考えています。

1 団体の状況

(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)

① 安定的な経営体力(代表団体 A : NPO 法人こらぼネット・かながわ)

代表団体 A は、次に掲げる事業を中心とし、事業を展開しています。

【主な事業内容】

1. 青少年健全育成に係る業務
2. 子育て支援にかかる業務
3. 地域コミュニティの醸成にかかる事業
4. 年代別の健康増進事業
5. 男女共同参画型社会の促進を図るための援助事業
6. 現代的課題にかかる事業
7. 上記事業に掲げる事業を実施する公会堂、地区センター、老人福祉センター、集会所、スポーツ会館、コミュニティハウス、ログハウス、放課後キッズクラブ等の管理運営事業

当団体は平成 17 年より NPO 法人として活動を開始し、現在は神奈川区区内にある 14 の区民利用施設を指定管理者、受託管理者として管理・運営しております。

区民利用施設である地区センターや公会堂を中心に、こどもログハウスから老人福祉センターまでを管理運営し、乳幼児から高齢者まで幅広く全世代の方々に、自主事業やイベントを通して、生きがいやふれあいを提供してきました。

また、青少年育成活動や子育て・健康増進事業などにも活動の場や情報を提供しており、地域社会の発展と活性化に貢献しています。

平成 28 年 3 月からは、横浜市の神奈川区・港南区・鶴見区の小学校放課後キッズクラブ 5 校の運営を受託し、児童福祉事業にも携わることになりました。

地域との幅広い連携を視野に入れた地域貢献活動など、様々な活動をしてきた結果、平成 27 年から平成 30 年までは横浜市指定 NPO 法人の指定を受けました。

これは横浜市の施策に合致し、事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれると判断されたことによるものです。

横浜市指定 NPO 法人の取得により、パブリックサポートテストをクリアすることで、平成 31 年には認定 NPO 法人を取得しています。運営組織や経理処理の適正さなどの基準を満たしており、以下記載の直近 3 か年度の財務状況も黒字運営を継続していることから、安定した事業運営ができることがわかります。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
総 収 入	365,771 千円	377,515 千円	375,318 千円
総 支 出	365,161 千円	376,850 千円	364,214 千円
当期収支差額	610 千円	665 千円	11,104 千円
次期繰越収支差額	38,709 千円	39,374 千円	50,478 千円

自然災害の頻発や新型コロナウイルスによる影響により、様々な変革を求められる昨今においても、神奈川区区内に数多くの活動拠点を持つ当団体の強みを生かし、機能・体制維持による事業継続とともに、地域での支援活動等、認定 NPO 法人としての責務を果たします。また、税制優遇制度を活用し、今後新たな事業に寄付金を募るなど、より一層の健全な財政運営と健全な法人運営に努め、その期待に応えていきます。

1 団体の状況

②安定的な経営体力（構成団体 B：シンコースポーツ株式会社）

構成団体 B は、創業より公共事業に軸足を置いた極めて安定的な経営を続けており、引き続き、当施設において提案する事業計画に沿って適切な施設運営・事業展開を行うことができる**万全の経営基盤を確立**しております。

指定管理事業や PFI 等、PPP 事業を基幹事業として置く企業として、より地域に根差した施設運営・事業展開を図る為、平成 25 年より全国各地への分社化による地域事業会社（子会社）の設立を進めてまいりました。同時に、親会社（当社）契約案件を積極的に地域事業会社（子会社）へ移管することで、地域の一員として施設の魅力づくり・地域課題の解決に向けた取組み、利益還元等、地域への貢献を推進しています。

また、地域の持つ様々な課題に広く、包括的に応えできるよう、維持管理分野や保育・教育分野等、新たな事業分野への対応・参入に向け、企業（グループ）としての強い力を持ち、成長し続けることを目指した活動を進めています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルスによる影響により、様々な変革を求められる昨今においても、全国に事業拠点を持つ当社の強みを生かしながら機能・体制維持による事業継続とともに、各地域での支援活動等、公共事業に携わる企業としての責務を果たしながら実務の場となる施設の機能を維持し、長期的安定経営を継続していきます。

1 団体の状況

安定的な人員体制

当社は、**全国に約3,800名の従業員数**を誇り、神奈川県内管轄施設・事業所においては、220名を超える従業員（人材）を抱えております。当施設の運営において、この豊富な人材の中から資格要件はもとより貴市や本部また近隣施設・関係団体と連携（報告・連絡・相談・調整など）のできる最も適正な人員を選択し配置いたします。

公共施設の運営専門事業者として、業務の水準を維持し、利用者の信頼感を獲得するために様々な国家・公的資格の取得を奨励するとともに、社員全員に救急法・AEDに関する資格取得を推進しております。また、応急手当普及員による「普通救命講習会」、日赤救急法・AED講習の指導員として「救急員養成講習会」の主催、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター認定事業者として「介護予防運動指導員」の養成講座の実施など、自社による人材育成も推進しております。

有資格者一覧			
資格名（運動指導系）	人数	資格名（施設管理系・その他）	人数
健康運動指導士	76	教員免許(保健体育)	51
健康運動実践指導者	70	保育士	8
公認トレーニング指導士	14	栄養士・管理栄養士	4
公認スポーツプログラマー	6	公認体育施設管理士	81
公認ジュニアスポーツ指導員	2	公認体育施設運営士	42
介護予防運動指導員	67	公認上級体育施設管理士	32
介護予防主任運動指導員	9	防火管理者	186
初・中・上級障がい者スポーツ指導員	49	危険物取扱者	26
フィットネストレーナー	4	安全衛生推進者	56
ノルディックウォーク連盟公認指導員	9	警備員指導教育責任者	8
資格名（プール指導系）	人数	ボイラー技師(1級・2級)	3
公認水泳指導管理士	59	電気工事士(1級・2級)	1
プール衛生管理者	109	資格名（パーソナルトレーナー・フィットネス）	人数
プール施設管理士	50	NSCA(CSCS・CPT)	10
日赤水上安全法	166	JATI(ATI・AATI・SATI)	6
公認水泳指導者	18	AFAA(PC・RT)	5
公認水泳上級指導員	4	JAJA(SEBI・SEI)	3
公認水泳コーチ(競泳・飛込・水泳・AS・OWS)	10	JAJA(REBI・REI)	5
公認水泳上級コーチ(競泳・飛込・水泳・AS・OWS)	1	JAJA(ADBI・ADI)	6
公認水泳教師	4	JAJA(AQWBI・AQWI)	6
ライフセービング	1	JAJA(AQDBI・AQDI)	5
資格名（応急手当系）	人数	フィットネスウォーキングインストラクター(FWI)	1
日赤救急法	199	アクア関係	9
応急手当普及員	30	ヨガ関係	8
上級救命	68	ピラティス関係	2
普通救命(AED業務従事者)	19	ZUMBA関係	4
普通救命	92	幼児(子供)体育・体操関係	9
救命救急士	1		
その他(救急CPR・AED関連の資格)	84		

当社が保有する資格・免許等

プライバシーマーク認証・警備業認定・介護予防運動指導員養成講習事業者等

1 団体の状況

③安定的な経営体力（構成団体 C：株式会社横浜フリエスポーツクラブ）

最後に、当社は Jリーグのクラブライセンス交付を受けるために、毎年リーグの審査を受けております。大項目としては 5 つの項目があります。

1.競技基準 2.施設基準 3. 人事体制・組織運営基準 4.法務基準 5.財務基準

プロ予備軍であるアカデミーの状況やホームスタジアムの施設内容等だけでなく、5 にあるように毎年の決算や財務状況についても審査が入り、毎年厳しい審査を受けながらも基準に達するクラブとして承認をいただいております。このようなリーグの審査及びサポートを受けながら、地域に必要とされるプロスポーツクラブとして、今後も安定的な経営体制を維持継続していきます。

1 団体の状況

④適正な経営の情報開示(透明性)

当グループは、適切な経営情報の公開を目的とし、定期的に経営情報を公開しております。経営情報は限られた人が閲覧する官報ではなく、多数の方が閲覧できるホームページにて公開をし、変更や追記があった場合は迅速に情報を更新し、最新の情報を適切に公開しております。また状況に応じて詳細な事業報告を提供するとともに、内閣府 NPO ホームページや帝国データバンク等民間調査会社等に情報を提供しております。

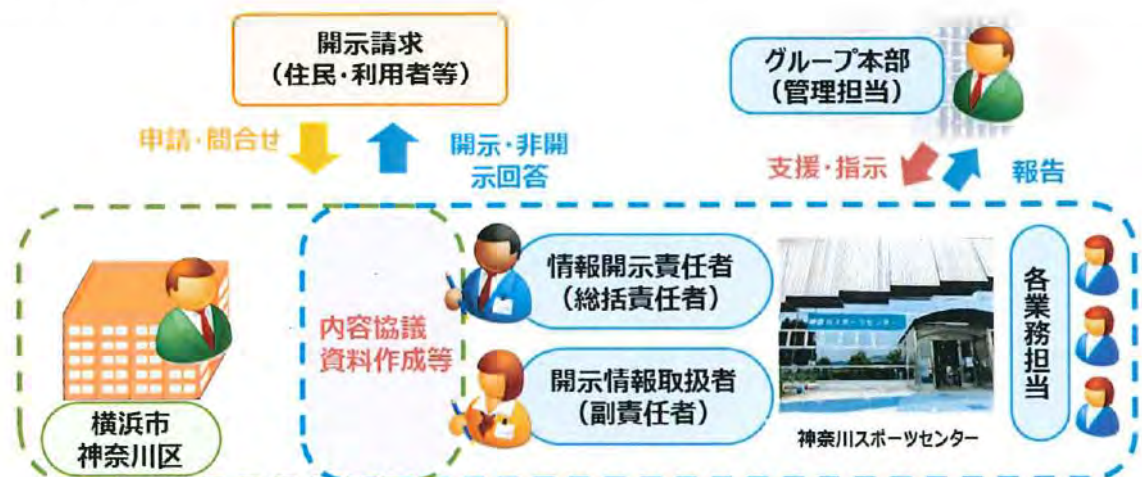
The screenshot shows the 'NPO法人ポータルサイト' (NPO法人 Portal Site) interface. It includes sections for '行政入力情報' (Administrative Input Information) and '経理情報' (Financial Information). The administrative section lists details such as the organization's name (横浜スポーツセンター), address, and incorporation date. The financial section provides links to annual reports for the years 2020, 2019, 2018, and 2017.

活動計算書 (単位:千円)

科目	2020年度	2019年度	2018年度
【収益】			
受取寄付金	1,100	1,100	1,100
受取会費	80,100	80,100	80,100
受取雑収入	2,100	2,100	2,100
【収益計】	83,300	83,300	83,300
【費用】			
人件費	87,000	87,000	87,000
賃借料	10,000	10,000	10,000
雑費	2,000	2,000	2,000
【費用計】	99,000	99,000	99,000
【繰越金】	10,000	10,000	10,000
【繰越金計】	10,000	10,000	10,000

横浜市の保有する情報の公開に関する条例に定められている、市民の知る権利を保障し、情報公開の推進を図ることで、住民（利用者）への説明責任を全うし、施設への理解と協力を深めます。

施設情報（管理運営状況、事業内容、決算報告等）の開示請求があった場合には、関係機関と連携し、横浜市（神奈川区）の指示要求のもと内容・公開方法を協議し遅滞なく情報の公開・提供を行います。住民（利用者）に対し、条例等に定められる手続きに沿って情報公開を行い、公正で透明性の高い運営を推進します。



1 団体の状況

⑤類似施設の管理実績（代表団体 A：NPO 法人こらぼネット・かながわ）

代表団体 A は、15 年にわたり、地区センターを中心として、ログハウスから老人福祉センターまでを指定管理者として管理運営し、乳幼児から高齢者まで幅広く全世代の方々に自主事業やイベントを通して人々の生きがいやふれあいを提供してまいりました（**神奈川区内の指定管理実績トップクラス**）。

その他にも、近隣の小中学校の職場体験や地域清掃などの地域貢献とともに託児サポーターの養成、各地域団体の利用促進など、地域の一員として地域と一体となって、地域課題に取り組んでおります。

今後も区内団体として、地域とのつながりを大切にしながら、各施設を拠点とし、区内の地域コミュニティの活性化に向けて、地域のコミュニティリーダーとしての役割を果たしていきます。

発注者	施設名	運営期間
神奈川県横浜市(神奈川区)	横浜市神大寺地区センター	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	横浜市神奈川地区センター	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	横浜市神之木地区センター	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	横浜市菅田地区センター	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	幸ヶ谷公園コミュニティハウス	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	浦島丘中学校コミュニティハウス	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	六角橋中学校コミュニティハウス	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	神奈川中学校コミュニティハウス	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	老人福祉センター横浜市うらしま荘	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	神大寺中央公園こどもログハウス	2006.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	横浜市神奈川公会堂	2012.4～2022.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	斎藤分小学校放課後キッズクラブ	2016.4～2025.3
神奈川県横浜市(鶴見区)	下末吉小学校放課後キッズクラブ	2016.4～2025.3
神奈川県横浜市(港南区)	芹が谷南小学校放課後キッズクラブ	2016.4～2025.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	神奈川小学校放課後キッズクラブ	2017.4～2026.3
神奈川県横浜市(神奈川区)	二谷小学校放課後キッズクラブ	2017.4～2026.3



神大寺地区センター



神奈川地区センター



神之木地区センター



菅田地区センター



幸ヶ谷公園コミュニティハウス



浦島丘中学校コミュニティハウス



六角橋中学校コミュニティハウス



神奈川中学校コミュニティハウス



老人福祉センター
横浜市うらしま荘



神大寺中央公園こどもログハウス



横浜市神奈川公会堂



放課後キッズクラブ

1 団体の状況

⑥類似施設の管理実績（構成団体 B：シンコースポーツ株式会社）

構成団体 B は公共スポーツ施設において、まだ「業務委託」といった概念が乏しかった当初より、**運営受託専門企業として創業し、以来30余年が経過**しております。パイオニアとして順調な成長を続けるなかで、高齢化や生活習慣病の拡大、健康意識の高まりに敏感に反応、時代のニーズに対応したサービス提供によって、現在では運営企業の枠を超えた「健康創造企業」として変革を遂げています。

昨今では、指定管理者制度・PFI等のPPP事業（公共事業への民間ノウハウの活用事業）にいち早く参加し、豊富な民間ノウハウと人材、平等性を確保した施設運営、公共性を理解した事業展開等が評価され、指定管理者として多くの自治体より指定を受けました。**全国119自治体442施設の指定管理者（全国トップクラス）**として運営を任されており、**業界のリーディングカンパニー**に成長しています。

構成団体 B が運営を行うことで、効率的で効果的な施設運営の継続が可能となり、区民へ様々な還元ができると考えております。

※関東近県の実績を抜粋

発注者	施設名	受託期間・契約形態
神奈川県横浜市	横浜市港北スポーツセンター	2016.4～2022.3(指定管理者1期目)
神奈川県	神奈川県立武道館(シンコースポーツ神奈川県立武道館)	2020.4～2025.3(指定管理者1期目)
神奈川県川崎市	川崎市幸スポーツセンター・石川記念武道館	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
神奈川県大和市	大和市柳橋ふれあいプラザ	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
神奈川県寒川町	寒川総合体育館(シンコースポーツ寒川アリーナ)他	2016.4～2026.3(指定管理者2期目)
神奈川県厚木市	厚木市ふれあいプラザ	2014.4～2021.8(指定管理者2期目)
神奈川県南足柄市	南足柄市体育施設	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
神奈川県小田原市	小田原アリーナ他	2012.4～2022.3(指定管理者2期目)
神奈川県小田原市	小田原市生きがいふれあいセンター	2018.4～2022.3(業務受託)
東京都目黒区	目黒区立八雲体育館・宮前公園庭球場	2018.4～2023.3(指定管理者1期目)
東京都立川市	立川市泉市民体育館	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
東京都あきる野市	あきる野市民プール	2012.4～2022.3(指定管理者3期目)
東京都あきる野市	あきる野市五日市ファインプラザ	2009.4～2024.3(指定管理者3期目)
東京都あきる野市	あきる野市秋川体育館	2013.4～2023.3(指定管理者2期目)
東京都日野市	日野市民の森ふれあいホール	2019.4～2024.3(指定管理者1期目)
東京都福生市	福生市福生・熊川地域体育館	2009.4～2024.3(指定管理者3期目)
東京都八王子市	八王子市甲の原体育館	2013.4～2026.3(指定管理者3期目)
東京都八王子市	八王子市富士森体育館	2020.4～2022.3(業務受託)
東京都昭島市	昭島市スポーツセンター	2005.4～2022.3(業務受託)
千葉県松戸市	松戸市体育館(柿ノ木・常盤平・小金原)	2006.4～2026.3(指定管理者5期目)
埼玉県	県民健康福祉村「ときめき元気館」	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)
埼玉県さいたま市	さいたま市健康福祉センター西楽園	2015.4～2025.3(指定管理者2期目)
埼玉県蕨市	蕨市民体育館	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)
埼玉県狭山市	狭山市立地域スポーツ施設	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)
群馬県前橋市	前橋テルサ	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
栃木県佐野市	佐野市運動公園	2017.4～2022.3(指定管理者1期目)
茨城県つくば市	つくばウェルネスパーク	2019.4～2024.3(指定管理者1期目)
山梨県忍野村	忍野村フィットネスセンター	2015.6～2025.3(指定管理者2期目)
長野県長野市	長野運動公園総合運動場	2006.4～2026.3(指定管理者4期目)
長野県長野市	南長野運動公園総合運動場	2016.4～2026.3(指定管理者2期目)
長野県	長野県立武道館	2020.3～2025.3(指定管理者1期目)
静岡県三島市	三島市体育施設等	2005.4～2024.3(指定管理者5期目)
静岡県	静岡県総合健康センター	2012.4～2022.3(指定管理者3期目)
静岡県小山町	小山町生涯学習施設(総合体育館)	2015.4～2025.3(指定管理者2期目)
静岡県サッカー協会	小笠山総合運動公園(エコパアリーナ)	2004.4～2022.3(業務受託)
静岡県袋井市	袋井市総合体育館	2019.10～2035.3(PFI)
静岡県島田市	島田市総合スポーツセンター	2010.4～2023.3(指定管理者3期目)
新潟県	新潟県立武道館	2019.10～2035.3(PFI)

1 団体の状況

⑦類似施設の管理実績(構成団体 C : 株式会社横浜フリエスポーツクラブ)

構成団体 C がホームタウン横浜での地域貢献活動を推進し、スポーツ活動の普及・育成に寄与することを目的に東戸塚に「フットボールパーク」を設立しております。スクールやアカデミーの練習拠点の1つであるとともに、一般利用者への予約貸出も行うなど、地域に愛着のある施設として皆様にご利用いただいております。当社も施設の運営に携わっています。

地域での活動を推進する中で、行政との連携企画も数多く実施しております。2020年はコロナ禍でもあり企画自体の中止等もありましたが、行政のニーズにあわせて、様々な連携企画を実施しています。

こうした活動をスポーツセンター通じて行うことで、スポーツを行う場に留まらず、地域の情報発信拠点として最大限活用することが可能になると考えています。

【2020年度市内での連携実績(抜粋)】

行政	企画名称等
横浜市	ふるさと納税返礼品へのクラブグッズ追加
	コロナウイルス感染症予防動画作成(市/区 HP 等への掲載)
	J1 昇格記念手形発行/イベント(コロナ禍により延期)
	スポーツパートナーズ発足
	スポーツレクリエーションフェスティバルでのサッカー教室(荒天中止)
	新型コロナウイルス感染症予防啓発ポスター制作
	プラごみ削減 選手メッセージ動画作成
	よこはまウォーキングポイント(ウォーキングコース設定)
	はまっこ未来カンパニープロジェクト(横浜市立保土ヶ谷小学校 6年生との連携)
	はまっこ未来カンパニープロジェクト(横浜市立桜台小学校 6年生との連携)
	ハマ弁 21年度版リーフレット作成
	ハマ弁への21年度版レシピ提供協力(21年5月分献立)
	よこはま10大ニュース(グッズ協賛)
	よこはま健康スタンプラリー(グッズ協賛)
	携帯電話等回収事業への協力(21年～回収開始)
	横浜八景島・横浜市・横浜FCで海の環境問題への取り組み((わかめの種付けイベントへの協力)
保土ヶ谷区	マスコットの1日消防署長
	商店街レシートキャンペーン連携
戸塚区	とつかおやこフェスタ Online へのレシピ提供
	戸塚区商店街スタンプラリー事業連携
神奈川区	年末交通事故防止キャンペーングッズ制作連携
	商店街 かも太郎スタンプラリー(グッズ協賛)
瀬谷区	小中学生読書スタンプラリー連携
	商店街レシートキャンペーン(グッズ協賛)
	障がい者対象としたサッカー教室実施
旭区	ウォームスタイル定着促進リーフレット制作連携
	認知症啓発予防ポスター作成
南区	online フェスティバルへの協力(選手動画/スクール生動画)
	区民 DAY 実施
港南区	区民 DAY 実施
	外国人向けゴミ出しルール表等の作成連携
	火災報知器普及促進ポスター作製連携
栄区	消防団員募集ポスター作製連携
	防火予防ポスター入賞者向け選手動画メッセージ
栄区	たっちーくんとフリ丸の栄っ子体操動画作成

2 施設の平等・公平な利用の確保

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保

① 平等・公平な利用の確保についての基本方針

当施設の設置目的・役割を十分に認識し、「横浜市スポーツ施設条例・同施行規則」等の関係法令に基づいた管理運営、利用許可業務を行います。また、上記条例等より判断し正当な理由がない限り、（信条・性別・年齢・職業・社会的身分などにより）施設の利用を拒否・制限することはいたしません。



基本的な考え方

【平等利用の確保の原則】

透明性のある公平な利用を確保し、特定の団体による既得権的な独占利用を排除するために、**利用許可・承認は区の規定等を遵守**します。また、教室等は先着順や抽選等、公平かつ明確な説明が可能な方法により決定します。



【都度徴収の原則】

利用料金額についても**条例に定められた単位・金額での設定を基本**とします。

自主事業等、指定管理者が独自に行う事業や付加サービスの享受に関する料金支払い(受益者負担)を除き、通常の施設利用においては利用料金のみで利用できる設定とし、**施設利用にかかる料金収受は利用時又は申込毎の都度徴収を原則**とします。

施設利用
(利用都度の料金収受)

支払の平等性
割引・減免等の公平性

利用者

利用機会・選択の平等性
料金負担の公平性

サービス利用(事業参加等)
(月額・都度・選択自由)

【全ての利用者に平等な接客対応】

利用者との直接対応・電話対応において不当な差別的扱いをしないため、**職員に接客対応の徹底**を図ります。また、各種サービスの提供に際しても、相手によって変化することのないよう、採用時の教育研修時よりスタッフへの意識啓蒙に努め、特にハンディキャップのある方の公平な利用確保に配慮します。



【平等・公平な利用のためのチェック・実行体制】

平等・公平な施設運営を継続させるために、管理運営責任者による「平等利用に関するチェックリスト」を作成し、管理運営責任者による定期的な履行確認と改善を行います。定期的な履行確認と改善を行います。また、新たな利用申し込みのシステムや利用規定の策定、利用調整会議の実施等、市民の平等利用の実現のため、より効果的な対応策を常に検討し、提案していきます。



【公平な情報の提供・収集】

全ての市民に対し、有益な情報をタイムラグなく伝達することができるように、施設掲示板やホームページを活用した**リアルタイムな情報伝達と、アンケート等による情報収集**を行います。



2 施設の平等・公平な利用の確保

②利用の許可・承認について

指定管理者としての業務の一つに「施設の利用許可・承認及び利用の取消・停止」があります。市（区）の代行者としての責任感及び危険性を十分認識し、「公平性・平等性」を最重要点とした業務を引き続き行います。

利用許可・承認

市（区）の代行として、施設の設置目的を踏まえて、利用申込者（申請書）に対する、施設の利用許可・承認を行います。
定員等が設定されている教室等では先着順・抽選等公平かつ明確な説明が可能な方式による選定を行います。

利用許可の停止・取消

施設の管理上支障がある時、又は公共の福祉を阻害するおそれがあると認められる団体・利用者に対しては、利用許可取り消し又は停止をおこないます。

優先利用・減免利用への対応

施設管理条例・施行規則に則り、条件を満たす団体に対し事前の利用承認を行います。（市及び市内関係団体の主催事業や障害者等に対し利用料の減免措置を実施）
優先利用承認や利用料金減免等を行うにあたっては、条例等に伴うその規定を利用者に十分周知・公布するとともに、スタッフへの教育を徹底し、適正な対応に努めます。

利用許可の停止・取消を行う事例

公益を害し、又は施設の秩序を乱す恐れがあると認められる時
施設利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼす事が明らかな時
営利を目的とした又は物品の販売を主たる目的とする利用等
重量物の搬入を伴う利用等で、施設を損傷する恐れがある時
政治、宗教活動、告別式等を主たる目的とする利用
その他施設の設置の目的に反すると認められるとき

③施設利用の申込方法

透明性のある公平な利用を確保し、特定の団体による既得権的な独占利用を排除するために、利用予約・許可承認は原則として「横浜市民利用施設予約システム」を活用するものとします。

予約システム対象外のもの、券売機による利用券の購入や、教室等は先着順や抽選等、公平かつ明確な説明が可能な方法により決定します。

	前年度	2カ月前	1カ月前	前日	当日
優先予約(対象団体)	1月～2月				
予約システム					
抽選申込み		15日～末日			
コンピュータ抽選			1日		
抽選結果確認			3日～10日		
空施設の申請			11日～前々日		
利用手続・料金支払			～当日		
個人利用					当日

2 施設の平等・公平な利用の確保

施設利用に関する公平性の確保策

施設の利用申込に際し、多くの区民の利用機会の確保や、新規利用者の機会確保に向け、施設利用に関する諸条件について、条例や市の方針・慣例によって定められた規定に従い対応します。

項目	具体的内容
市民利用者の確保	市内利用者(在住・在勤・在学者)とは、団体の構成員の半数以上が横浜市に居住、勤務及び通学するものをいう。
多くの団体の利用機会確保	1団体の利用時間の限度は、原則的に1区分までとする。(市内公共団体・大会使用等を除く) ただし、その後に利用団体がなく、管理上支障のない場合はこの限りではない。
少人数での貸切利用の防止	貸切利用のできる団体は、10人以上の構成員がいるものとする。 ただし、10人以下であっても前々日までに借りようとする設備に利用団体がいない場合はこの限りではない。
同一団体の重複利用の防止	1団体による、1週間に申し込み可能な回数は2回までとする。 ただし、前々日までに借りようとする設備に利用団体がいない場合はこの限りではない。

※ 既に条例や市の方針・慣例によって定められた規定がある場合には、それに従うものとします。

スポーツ教室等(自主事業)の実施について

項目	具体的内容
スポーツ教室の申込	事前申込型(コース型)の教室に関しては、受付での申込書への記入及び往復はがき等による申し込みを基本とし、参加者多数の場合には厳選なる抽選のうえ受講者を決定します。
スポーツ教室の実施エリア	空きスペースでの実施を原則 としますが、教室利用エリアを一部の区画に限定し、一般の利用エリアと明確に区別することで、一般利用者への影響を最小限にとどめます。また、時間枠についても、同一区分内で複数種目・複数回の実施をすることで、一般利用者と教室参加者への対応を両立させます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

④高齢者等への配慮に向けた取り組み

基本的な考え方

【対応機器の設置】

提案するトレーニングマシンの入替えの際に、高齢者(障害者)でも無理なく気軽に使用できるマシンの設置をします。

新規設置のトレーニングマシンは、利便性の高いものとなっております。



【ヒューマンサポート(利用者の介助)】

本人または介助者から介助の補助・準備片付けのお手伝い等の要請があった場合には、スタッフが可能な限り最大限サポートします。



【親子参加型・託児付き教室の実施】

家族に小さな子どもがいる家庭環境により、施設の利用が制限されている主婦層の方々が、子どもを気にせず汗を流してもえるよう、親子参加型や託児付きの教室事業を継続して実施します。



【キッズスルールの設置(継続)】

現在ロビーに設置されているキッズルームでは、赤ちゃんボックスなどの教室時利用されています。

親子でスポーツを楽しめる環境を提供することも必要と考え継続設置をいたします。また当スペースにおいて、キッズルームとしての機能だけでなく、その他軽運動の教室等をする事で空きスペースの有効活用も図ります。



【高齢者及び障害者スポーツ教室・イベントの開催】

東京大学の [] 教授と共同開発した [] など構成団体 B が全国の市区町村等で行っている健康づくり教室を行うほか、障害者スポーツ教室の開催など、どんな方でもスポーツが楽しめるスポーツ教室・イベントを引き続き展開していきます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

(2) 多言語化に関する取組

① 外国人等への配慮

新型コロナウイルス感染拡大前においては、訪日外国人旅行者は2019年度において約3,200万人（観光庁より）となっており、10年前の約5倍という急速な拡大を遂げています。日本の政策目標である2030年に4,000万人という高い目標の達成には居住者含め公共施設での外国人対応も必要であると考えられます。

その理由として、個人旅行者の増加とともに旅行形態の多様化や「爆買い」とも呼ばれる外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズの変化が挙げられます。

また、留学や就労を目的とした日本で暮らす在留外国人数も同時に増加傾向であり、2019年では約290万人（出入国在留管理庁より）の方々が日本で過ごしております。これは総人口の約2パーセントを占めるまでとなっており、国内の労働者不足等の問題解決策の一つになる可能性があります。

日本国内で生活をする外国人の方々にも、施設の利用を通じた健康促進や地域交流への参加のきっかけが必要と考え、外国人等に対する配慮を前提とした施設運営を目指します。

外国人に向けた情報提供

HPやパンフレット、利用ルール、館内表示等の多言語対応や、一目で何を行うかわかるピクトグラムの使用や、接客時には翻訳アプリを用いるなど外国人利用者が不自由のないような情報提供を行ってまいります。

また構成団体Bのグループ会社は、英会話スクール等の運営を主に事業展開しています。構成団体Bでは、定期的に全スタッフを対象に、英会話研修等を行っており、当施設のスタッフにおいても英会話等の研修を行い、外国人利用者に対し、明確に説明できるよう、また利用者とのコミュニケーション創出のため、対応していきます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

多文化共生・国際交流機会の提供

【イベント開催・多言語ドリル】

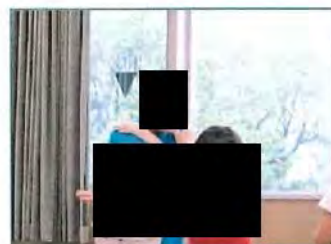
外国人利用者が継続的に施設を訪れたいと感じてもらえる環境・雰囲気を出すために、外国人利用者と地域の方々が**コミュニケーション**や**交流**を図れるようサポートします。構成団体Cは、チームに在籍する外国籍選手による学校訪問や、言語の壁を越えてコミュニケーションを楽しんでもらうための取組みとして、Jリーグクラブとして初めて「**多言語ドリル**」の制作・普及活動を担った実績があります。

当施設においても外国籍選手を招いたイベントを実施するなど、日本人の利用者にとっても異文化を知る良い機会となるよう、**スポーツを通しての国際交流**を演出します。



【英語を活用した教室プログラムの実施】

代表団体Aでは幼児～大人向け、親子参加型など、様々なタイプ・レベル別の英会話教室を日常的に実施しております。また、構成団体Bのグループ会社では、幼児から成人迄の英会話教室の開催や英語保育による児童園の運営などの事業を展開しています。こうしたノウハウを活用し、**外国人指導員や外国人利用者と一緒にリズムダンスやボールエクササイズ**を実施する予定です。楽しく身体を動かしながら英会話を学ぶことができます。



こうした外国語学習とスポーツをミックスした様々な事業を展開し、施設として**外国語や多文化に触れる機会**を提供することで、外国人利用者の施設に対する信頼感や利用者との関係構築に努めます。

2 施設の平等・公平な利用の確保

(3) 障害者の利用支援に関する取組

障害者への配慮についての基本的な考え方

「ハートビル法」「ユニバーサルデザイン手法による設計指針」など、障害者等の社会参加制度の整備が推進される一方で、ある施設では利用が制限され、一定のサービスが受けられないといった事例が見受けられます。これらの背景をふまえ、当グループでは障害者の利用ニーズを満たし、施設利用を促し、さらには利用の幅を広げるために様々な利用支援の取り組みを行います。

なお、障害者の施設利用に対する支援を、これらの人々の管理の仕組みではなく、みんなで利用でき、また楽しめるような仕組みととらえ、以下のとおり運営管理の中で取り組むことのできる対応を進めていきます。




障害者等の観点からの施設評価

障害者のより多様な利用を可能とするために、また障害者等本人でなければ気づきにくい様々な障壁・障害を理解するために、次のとおり情報収集を行います。

収集方法	具体的内容
アンケート調査 ヒアリング調査	養護学校や福祉施設、学校等において、障害者等本人のほか、父母や養護教員などに対して、施設の利用状況、利用しない理由、利用しての評価、管理ニーズ等の調査を行います。
現地での動向調査	福祉活動に取り組む市民団体・NPO法人・ボランティア職員や障害者・高齢者・こども(保護者)本人とともに、直接施設に出向き、実際に施設を利用したうえでの評価をいただきます。
障害者の視点 に立ったチェック調査	バリアフリーの視点に立ったチェックリストを作成し、項目にそって評価を実施します。また、障害者・高齢者・にとって何が支障となっているのか、どういった支援を必要としているかなどについて、障害者・高齢者子ども(保護者)と意見交換を行い、お互いの理解を深めます。

障害者等の意見を反映した施設運営

上記の調査結果に基づき、施設の管理運営手法の改善を行います。また、公の施設において可能な範囲においての施設改修計画を立て、修繕額の範囲内で指定管理者が修繕を行うとともに、それ以上のものに関しては、神奈川区との協議のうえ予算化した上で改修工事を実施します。

高齢・障害を持つ利用者に対するサービス		イメージ
わかりやすい案内表示	だれもが一目で施設や利用方法を理解できるように、わかりやすいピクトグラム(絵表示)による案内表示を充実させるとともに、使用器具には番号での表示を行うなど、分かり易さを重視した案内表示を充実させます。	
耳マーク ハートプラスマーク	耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように「耳マーク」を掲示するとともに、スタッフが簡単な手話にて対応します。また、内部障がい者・内臓疾患患者といった「目に見えない障害」を持つ方も安心して利用できるよう配慮します。	
施設のバリアフリー	投入口・取出口等の操作性を高めた「バリアフリータイプ自販機」の設置を提案するとともに、スポーツ用車椅子を配置・更衣室への手すりの設置など、設備等の改善面からのサービス向上を検討・実施します。	
心のバリアフリー	内閣府発行の高齢者・障害者に配慮した窓口マニュアルによる対応を行います。また施設内の「バリアフリーマップ」を作成・配布します。介助の補助・準備片付けのお手伝い等に関しても最大限の協力を行います。	

2 施設の平等・公平な利用の確保

障害者の利用を支援する取組み

当グループは、障害者のスポーツ活動を支援する上で様々なツールと実績を有しております。これらのリソースを当施設運営において活用・実施していくことで、障害者にとってのサービス向上に努めます。

具体的な取組み

【障害者向けサッカー教室】

構成団体Cは行政等と連携し、市内小学校個別支援学級に通う児童等を対象に、障害者サッカー教室やイベントを開催しています。

また、7つ(切断障害、脳性麻痺、精神障害、知的障害、電動車椅子、視覚障害、聴覚障害)の加盟団体から構成される「日本障がい者サッカー連盟(JIFF)」や「日本サッカー協会(JFA)」とも連携しており、**様々な種類の障害を持つ人々**に対して、サッカーを楽しむ機会を提供します。



【ヨコハマぼるとカップ】

構成団体Cは2008年より年に1回、精神障害を持つ方を対象として、フットサル大会を実施しています。当施設でもこうした大会を開催することで、**障害を持つ人々の競技意欲向上**とともに、**障害者スポーツを観る機会**の提供にも取り組んで参ります。

また、**健常者と障害者がともに競い、交流することができる**オリジナル大会を定期的で開催してまいります。



【横浜ラ・ポールとの連携】

構成団体Bは港北スポーツセンターの指定管理者として、横浜ラ・ポールと備品の借用などを通じて障害者がスポーツを実施する環境づくりに努めて参りました。このつながりを活かし、当施設でも**ニュースポーツ**など、**健常者と障害者がともに楽しめるイベント**の開催を検討しております。



【福祉作業所ブース出展】

構成団体Cのトップチームホームゲームにおいて、市内の福祉作業所の施設の方々をスタジアムにお招きし、施設で作っている**商品の販売**や**活動紹介**などのブース出展を実施しています。

当施設においてもイベント開催日などに合わせてブースの出展を予定しております。



【あしながドリーム基金】

神奈川県内の養護施設や小学校の子どもたちを構成団体Cのトップチームホームゲームに招待し、スポーツの素晴らしさを改めて実感してもらうため、基金を募る活動をおこなっています。

当施設利用者に対しても事業の周知を図り、活動の輪を広げます。

※新型コロナウイルスの流行状況下においては実施をしております



【港北スポーツセンターでの活動事例】

・令和2年度スポーツレクリエーションフェスティバルにて、『障がい者のためのリフレッシュ体操』を企画しました。

・受付スタッフ(1名)、清掃・消毒スタッフ(3名)において**障害者雇用**しています。

・神奈川県立鶴見養護学校より毎年8名程**職業体験の受け入れ**、清掃、消毒作業や館内セッティングを体験してもらっています。

・「NPO法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ」による館内でのパン等の販売を実施しています。



3 施設の効用の最大限発揮

(1)利用者本位のサービス提供・利用者の支援

①サービス提供の基本的な考え方

提供するサービスの向上を図り、利用者満足度の高い運営を行うためには、実際に「利用者が何を望んでいるのか」を正確に把握することが大切です。利用者の要望を把握したうえで、そのニーズを反映した

- ① 「利便性を向上させるサービス」
- ② 「付加価値性の高いサービス」
- ③ 「有益な情報を提供するサービス」

を提供することで、利用者の満足度を高め、多くの人々が何度も訪れる施設をつくれます。

なお利用者サービス向上のために、新たな事業や各種 システムの変更を行う必要がある場合は、施設の設置目的や各種条例範囲に抵触しないよう留意します。

条例の改正が必要となる提案に関しては、必ず事前に市（区）と協議の上、市（区）の承認・議会の議決を得た内容のみを実施します。（※仮に承認されなくても、事業の履行に影響を及ぼすものではありません。）

利用者のニーズを的確に把握

1 利用者が使いやすい環境の整備

2 価値の高いサービスの提供

3 区民に有益な情報を的確に発信

利用者満足度の向上

多くの人々が繰返し訪れる施設

利用者ニーズの把握と対応

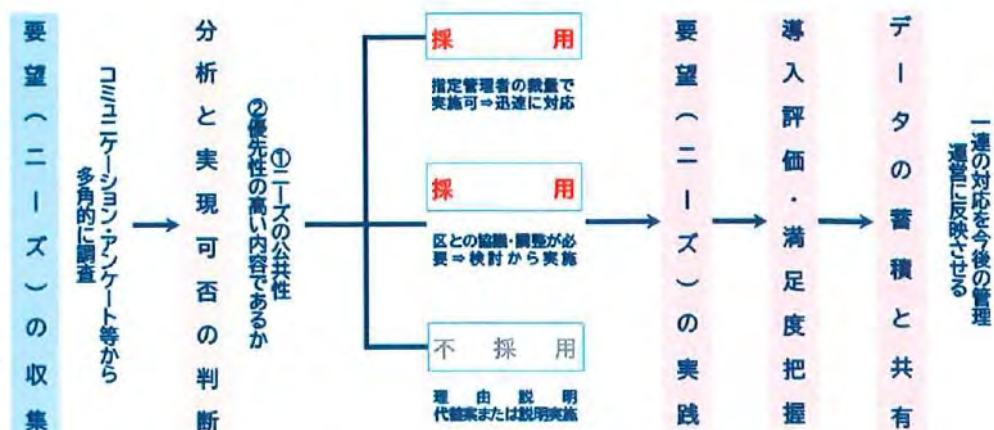
満足度の高いサービスを提供するには、利用者の意見・要望を把握し、その要望を提供サービスに反映させることが重要であると考えています。利用者からの意見・要望は、施設の質を高める「情報の宝庫」であるという認識のもと、利用者の生の声を聞き、そのニーズ・ウオンツを蓄積・共有して迅速な対応をとっていきます。

利用者とのコミュニケーションを図り、施設運営協議会の開催やヒアリング・アンケート・お便り箱の設置等で利用者のニーズを把握します。

把握した意見・要望は、毎日のミーティングで協議し、実現の可能性を判断します。実現性の高いものは、実施日を明確に公表し、迅速に準備・サービス提供を行います。

サービス提供後は、その評価と満足度の調査を行い、今後の運営に反映させます。

ニーズ収集～実現までのスキーム



3 施設の効用の最大限発揮

②施設効用の最大化(サービス向上・利用促進)に向けての具体策

施設効用の最大化により、賑わいのある施設（利用者・利用率の向上＝収入増）へと発展させ続けるため、現利用者はもちろんのこと、地域（区民）全体の持つニーズの把握と実現に努めます。

現利用者に対してはこれまで提供してきた各種サービス水準の維持・向上による継続利用や利用頻度の向上を図るとともに、新規利用者の獲得に向け、**施設に足を運んでもらえる「きっかけづくり」と魅力あるサービス（付加価値）の提供**と、それら取組みを広報・宣伝することで施設認知度を高めていくことが大切だと考えています。

施設効用の最大化に向けた取組み一覧	
区分	内容
利用機会の拡大(新規利用者の獲得・継続利用の促進)	①各種スポーツ教室の開催
	②各種イベントの開催
	③営業時間の拡大を検討
	④健康づくりへの取り組み
施設機能・用途の拡充	⑤トレーニング室のリニューアル
	⑥
	⑦屋上広場の有効活用
使いやすい施設環境・付加価値の提供	⑧物販・レンタルの実施
	⑨専用レンタルロッカー設置
	⑩自動販売機の拡充
	⑪Wi-Fi 環境の整備
	⑫スポーツコンシェルジュ機能
	⑬直前利用割引の設定(直割50)
	⑭地区別(町別)無料開放サービスの実施
	⑮ワンポイントレッスン(無料体験教室)の実施
	⑯利用支援サービスの実施
	⑰対戦相手のマッチング事業
	⑱トレーニング室定期券の販売/割引サービスの実施
情報発信	⑲楽天シニアアプリの導入
	⑳キャッシュレス対応
	㉑近隣施設・学校等への渉外、営業活動
	㉒混雑状況の見える化(トレーニング室・駐車場)
	㉓新規ホームページ開設(ウェブアクセシビリティ対応)
	㉔動画配信サービス(YouTube チャンネル開設)
	㉕区内施設との連携による相互 PR・イベント開催
㉖プロスポーツチームの発信力を活かした広報・PR	

3 施設の効用の最大限発揮

①各種スポーツ教室等の開催 ※詳細は「スポーツ教室等の計画」に記載しています

当グループの提案するスポーツ教室プログラムは、スポーツ・レクリエーション活動による区民の明るく豊かな健康ライフの実現に向けた役割を担い、コミュニティ形成の大きな機能を果たすための事業であるとの認識の下、「生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむ」をテーマに、**一定のターゲットに偏らない、誰もが身体を動かすことを楽しめる多種多様なスポーツ教室を実施**します。



また、当グループでは各団体の積み重ねてきた実績やノウハウを活かした**独自の運動プログラム**を多数有しております。

長年の介護予防教室や生活習慣病予防教室での実績と、東京大学教授の助言・指導により独自に開発した**、子どもの体力及び運動能力を伸ばすための体操**、**、地区センター等の運営で培ってきた「文化・教養に関するプログラム**」、プロスポーツクラブに所属する専属コーチやトレーナーによる「**スポーツ運動指導**」など、幅広い世代に対して、当グループ独自の付加価値の高いサービスを提供してまいります。

②各種イベントの開催 ※「自主事業の計画」に記載しています

日頃の練習の成果を示す場として、スポーツ協会主催の**大会サポート**や、**指定管理者主催のイベント・大会開催**を検討しています。地域住民、施設利用者の方により楽しんでいただけるように、そして利用したことがない方には施設へ足を運ぶきっかけとなるよう、取り組んでまいります。

また、トップレベルのスポーツを「見る」「触れる」ことで人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献しています。

当グループは構成団体にプロスポーツクラブ（構成団体 C）を有しており、定期的にトップアスリートとの交流を楽しむことができる様々なイベントを開催します。また、構成団体 C も加盟している**横浜スポーツパートナーズ（横浜ビー・コルセアーズ、横浜 GRITS など）**や**オリンピックメダリストやトップアスリートによる教室方式・セミナー（講座）方式のプログラム**など、数多くのイベント開催実績があります。

さらにスポーツに限らず施設への来館を促す取り組みとして、月例のイベント（「母の日」「父の日」の似顔絵コンテストや季節毎のイベント等）を実施します。

そして、日ごろのご理解とご協力への感謝を込めて、毎年文化の日では、**無料開放**（無料利用）とし、施設利用のきっかけづくりをしたいと考えております。

様々なイベントを開催し、区民のスポーツへの参加機会のきっかけにつなげていきたいと考えています。



3 施設の効用の最大限発揮

③営業時間の拡大を検討 ※「自主事業の計画」にも記載しています

利用者のさらなる利用機会を確保するために**土日の早朝営業（7：30～）**と**平日の夜間営業（21：00～）**を検討しています。閑静な住宅街の中にある立地状況を考慮し、営業時間の延長に対する正確なニーズ把握と騒音等に配慮した実施事業内容について、近隣の住民や自治会、町内会等と慎重に協議を重ねた上で正式に決定致します（そのため上記営業時間拡大分は収支に反映しておりません）。

また、年末年始の休館日として定められている12/28・12/29及び1/4の3日間においては、現状の短縮営業を継続し、利用機会の確保に努めます。



④健康づくりへの取り組み

【トータル健康サポート】

中高年を中心にあらゆる世代の人々にとって、自らの健康に関する問題は、最も大きな関心毎のひとつであると考えられます。特に昨今はメタボリックシンドロームに代表される生活習慣病への対応・予防策が同世代の大きな課題であり、悩みとなっていることは間違いありません。

利用者個人の体質に応じた適切な健康づくり指導を行うために、高密度体組成計（インボディ）を導入して健康サポートサービスを実施します。測定された利用者の複数項目に渡る身体データをもとに、スタッフが利用者へのカウンセリングを行い、その人に最適な運動・健康づくりのアドバイスをを行います。

日常においては、健康運動指導士等のスタッフが、様々な目的を持つ利用者の個別性（年齢・性別・健康状態・運動歴目的等）全てに的確に対応した健康づくりプログラムを提供していきます。

※高密度体組成計（インボディ）は、普段はトレーニング室に設置し、**定期的に無料測定会を開催**します。



【運動型健康増進施設の認定】

運動型健康増進施設とは、国民の健康づくりを推進する上で一定の基準を満たしていると厚生労働大臣が認定するスポーツ施設であり、構成団体Bの管理施設でも立川市泉市民体育館や静岡県三島市体育施設、静岡県総合健康センター等で認定を受けています。

当施設においても健康づくりに関するサービス水準を高め、**運動型健康増進施設の認定**を目指し、将来的には指定運動療法施設（厚生労働省指定）として、地域住民の健康増進と運動療法に貢献したいと考えています。公的な認定施設として区民の健康維持・増進をサポートしていきたいと考えています。



【栄養相談・改善指導の実施】

メタボ等の生活習慣病対策にとって、運動以上に有効ともいえる、**栄養面からのアプローチ**も積極的に対応いたします。

定期的に栄養士等を派遣して、利用者に対しより専門的な栄養相談・改善指導を行ってゆくと共に、区の福祉保健センター等とも連携し、特定保健指導などの各種生活習慣病予防対策への協力を行っていきます。

運動だけではなく「食・栄養」「休養」と健康3大要素全ての面からのサポート体制を確立します。



3 施設の効用の最大限発揮

⑤トレーニング室のリニューアル

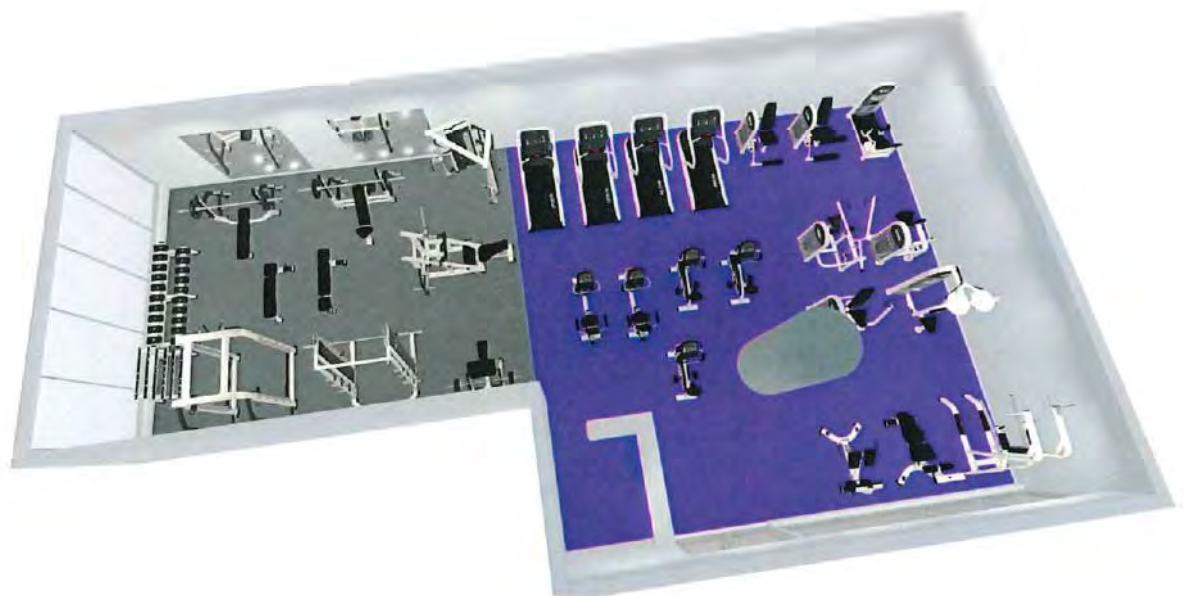
【トレーニング機器の全入替】

利用者にとっていつまでも魅力的かつ安全な施設であるために、**トレーニング機器の全入替**を実施し、リニューアルを図ります。

「令和2年度横浜市スポーツ意識調査」(様式8「1.団体の状況 ③横浜市における地域課題の抽出」に詳細記載)より、**神奈川区民が今後やってみたいスポーツとして「トレーニング」へのニーズが極めて高い**状況にあることから、若者から主婦層、中高年まで多くの利用者の運動ニーズに応えるとともに、新たな利用者層を獲得するために、有酸素系及び筋力系機器の入替を行うことで明るい雰囲気をつくりだし、新規利用者の獲得を促進します。

なお、**現在設置されているトレーニング機器の機能は維持しつつ、最新のトレーニング機器への変更・追加**等を検討していますが、既存の利用者の皆様に混乱を招かないよう配慮いたします。

さらに**新たに高度体組成計の設置**など、現状の機能を向上させ、より多くの方にトレーニングを快適に楽しめる環境を提供いたします。



3 施設の効用の最大限発揮

新規設置機器一覧		台数
有酸素系機器	トレッドミル	4
	アップライトバイク	3
	リカンベントバイク	2
筋力系機器	インスティンクト チェストプレス	1
	インスティンクト ペクトラルフライ/リアデルト	1
	インスティンクト ラットプルダウン	1
	インスティンクト バーチカルロウ	1
	インスティンクト レッグエクステンション	1
	インスティンクト レッグカール	1
	インスティンクト インナー/アウターサイ	1
	アジャスタブルバックエクステンション	1
	アブドミナルベンチ	1
	プルアップ/ディップ/レッグレイズ	1
	インスティンクト デュアルアジャスタブルプーリー	1
	スミスマシン	1
	アングルドレッグプレス	1
	ベンチプレス	1
	インクラインベンチプレス	1
	パワーゲージ	1
	プリチャーカールベンチ(シーティッド)	1
	マルチアジャスタブルベンチ	2
最高級オリンピックバー	3	
オリンピックラバープレート・175kg セット	5	
オリンピックスプリングカラー	4	
オリンピックアームカールバー	1	
CD ダンベル1~10kg セット&ラック	1	
ダンベル12~30kg セット&ラック	1	
全自動血圧計 UDEX-I、架台、キャスター付椅子	1	
デジタル体重計	1	
インボディ270	1	

【トレーニング初心者講習会の随時実施】

トレーニングはしてみたいが踏ん切りがつかない「潜在的な利用者」を掘り起こすため、「トレーニング初心者講習会」を随時開催します。講習内容は30分程度のコンパクトなものとし、利用への抵抗感を和らげます。

また新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接来館することを避ける方もいると思われます。そこで、施設のホームページとリンクさせた **YouTube チャンネルを作成**し、コロナ禍でも施設をより良く利用できるようなイメージ動画を配信することで、新たな利用者層の獲得も目指していきます。

気が向いた時に気軽に開始できる環境を作り上げ、トレーニング人口を増加させることで、区のスポーツ・健康づくり活動の導入口としての役割を果たします。



3 施設の効用の最大限発揮

⑥

⑦屋上広場の有効活用

屋上広場は個人開放として無料で貸し出すこととし、予約受付・貸出管理を行います。ただし、スペースの有効活用の観点から、稼働の少ない時間帯を中心に様々なイベント企画を予定しております。

具体的には、流星群の訪れ時などにおける「**星空観察会**」、青空のもと解放感を味わいながらの「**ヨガ・ストレッチ教室**」などを予定しています。屋外でのスポーツ活動や「**地域交流の場**」として、幅広い活用を実施致します。



3 施設の効用の最大限発揮

⑧物販・レンタルの実施 ※「自主事業の計画」にも記載しています

シャトル、ボール、タオルといった簡易なものから、シューズ・ラケット・ウェア等本格的なものまで様々なレンタル品や販売品を用意し、利用者が手ぶらで来てもスポーツが楽しめる、質の高いスポーツ環境を整えます。

また地元農家との連携による朝市や、障害者福祉団体によるパンやクッキー等の販売など、地域で活躍する皆様と連携を図り、皆様に喜んでいただける商品を販売いたします。

⑨専用レンタルロッカーの設置※「自主事業の計画」にも記載しています

利用者の利便性向上と空きスペースの有効活用を同時に解消する手段として、専用レンタルロッカーの貸出サービスを実施し、手ぶらで施設を利用できる環境を提供したいと考えています（月額1,000円程度）。

なお、トラブルを防止するために、ロッカー貸出時には利用者情報の登録を行うなど、安全管理に配慮した運営を行います。



⑩自動販売機の拡充 ※「自主事業の計画」にも記載しています

多様化する利用者のニーズに応えつつ、飲料水だけでなく、軽食・アイス類等の自動販売機の拡充を検討いたします。

飲料水に関しても、災害時に飲用水として活用することの出来る「災害救援ベンダー」や高齢者・障害者に配慮したバリアフリータイプ、プロスポーツクラブへの寄付型自販機など、「社会的な意義」を持った自販機を設置します。

また、環境貢献や国際支援のために横浜市が推奨している「はまっ子どうし The Water」の販売も予定しております。



⑪Wi-Fi環境の整備

ノートパソコンやスマートフォンの急速な普及に伴い、スポーツの世界においてもインターネットからの情報収集は一般的なものとなっています。

当グループも施設内に Wi-Fi スポット（無線 LAN によるネット接続サービス）を整備することで、継続してリアルタイムな情報収集できる環境を整えます。



⑫スポーツコンシェルジュ機能

多様化する区民のスポーツニーズに対応するため、受付（事務所）スタッフには、ただの管理人ではない、スポーツコンシェルジュの機能を持たせます。

ソフトな対応で利用案内を行うとともに、スポーツ・健康づくりに関するあらゆる相談に応えるワンストップサービスを提供することで、施設の顔（＝神奈川区の顔）としてのホスピタリティあふれるサービスを提供します。

なおコンシェルジュとしての機能を高めるために、地域の会合への参加など、今まで以上にアンテナをはり情報収集に努めることで、より地域に根差した施設運営を行っていきます。



3 施設の効用の最大限発揮

⑬直前利用割引の設定(直割50)

施設の稼働率を少しでも高め、予約の入らない空き施設を有効に活用するため、**前日及び当日申込の(団体)利用を半額とする割引サービス「直割50」**の設定を継続して提案させていただきます。

常連層の利用にも影響を与えず、新たな利用者(ライトユーザー)を喚起することができるとともに、話題づくりとしての効果も期待できます。

構成団体Bが管理運営している港北スポーツセンターにおいて、昨年度(令和2年度)は、同サービスを使用した事例が246件あり、約20万の収入増となりました。当施設において同サービスを導入しさらなる稼働率向上を図ります。



⑭地区別(町別)無料開放サービスの実施

近隣だけではなく区内全域の区民に対しても施設利用を喚起することができるよう、地区(町)ごとの無料サービスを実施します。

また、構成団体Cが実施している「かながわ区民DAY」では、区内全域へのサービスDAYとし、「ニッパツ三ツ沢球技場」での試合観戦と併せて、当施設の利用もPRすることで、幅広い区民に情報が行き届くよう工夫を凝らします。



⑮ワンポイントレッスン(無料体験教室)の実施

新規利用者の獲得とリピーター化による定着率の向上を目指して、定期的なワンポイントレッスン(無料体験教室)を実施します。混雑時は実施を取りやめなど、一般利用者に影響の出ない範囲で行います。

これらワンポイントレッスンを導入し、施設の継続利用やスポーツ教室事業への参加へつなげ、いきいきとした区民生活の実現に貢献したいと考えます。

なお今回導入するインボディの無料測定会や体験教室の開催をすることで、新規利用者の獲得を図ります。



⑯利用支援サービスの実施

用具のセッティング、コート整備等、利用者にとって負担になる業務を当グループが代行し、プレーに集中できる環境を提供しています。

また主催者に代わり音響装置のオペレーションを実施するなど、施設利用の一元化を図るサービスを提供し、ユーザビリティの向上を図ります。

⑰対戦相手のマッチング事業

指定管理者が様々な競技(卓球・バレーボール等)のトーナメント・リーグ戦を企画し(かめ太郎カップ等)、利用団体・個人へ参加を呼びかけていきます。

施設の稼働率が極めて高い本施設の状態を踏まえ、終日施設の確保ができなければ、午前または午後のみ時間など、時間を区切った開催を検討いたします。



3 施設の効用の最大限発揮

⑱トレーニング室定期券の販売／割引サービスの実施

トレーニング室のさらなる利用促進・利便性向上施策として、定期券販売を実施します。具体的には、通常 1 回あたり 300 円（3 時間）の利用料金のところを、月額 2,000 円（税込）での販売を予定しております。「月に 7 回以上利用しているヘビーユーザーに対する利便性向上」と、「月に 4 日～6 日程度利用しているミドルユーザーに対する更なる利用促進」の両面から効果が期待出来るサービスとなります。

また、構成団体 C との協力により、期間限定キャンペーン等でトップチーム試合観戦チケットを持った利用者に対しての割引サービス実施を検討しております。さらに、施設を利用した人に対して試合観戦チケットの割引サービスも実施することで、「**観るスポーツ**」「**するスポーツ**」相互の促進を図ることができると考えております。



⑲楽天シニアアプリの導入

当グループが地域の一員として活動し、同時に区民に対してスポーツ活動への参加を働きかけることのできる手段として、「健康マイレージ」に関する取り組みを行います。

具体的には構成団体 B が管理運営している港北スポーツセンターにおいて、今年度 4 月に導入した「**楽天シニアアプリ**」を活用していきます。楽天シニアとは「歩数計」をはじめとする様々な機能を持つアプリであり、例えば 1 日 4,000 歩以上歩くと、楽天ポイントが付与される仕組みです。毎日の歩数管理ができるとともに、たまったポイントで買い物に活用することも可能です。

特に現在コロナ禍において、ウォーキングを実施したい区民の要望が多いことから、楽天シニアアプリを活用しながらウォーキング促進にもつなげていきます。



⑳キャッシュレス対応

構成団体 B が管理運営している港北スポーツセンターでは、受付窓口での支払いは、スイカやパスモ等の IC カードによる支払い、定期教室のみインターネット上からのクレジットカード決済対応をしております。また、現在実施しているオンライン教室では、楽天シニアを通じたクレジットカード決済にも対応しております。今後**窓口での支払においても、クレジットカード払い**ができるように検討いたします。利用者の皆様にとって、使いやすい施設を目指していきます。



㉑～㉔は次頁以降の(2)広報・利用促進活動にて詳細記載しております

3 施設の効用の最大限発揮

(2) 広報・利用促進活動

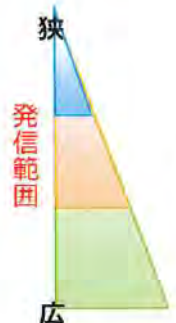
① 広報・利用促進活動についての考え方

施設の魅力・サービス向上策を利用者に認知させ、利用の促進につなげていく「PR・広報活動」を充実させます。PRを行うにあたっては、利用する媒体の特性を理解し、(一定の媒体に偏ることのない) 効果的な組み合わせによって多くの区民に対し情報を伝達されるよう工夫をし、施設・事業の認知度を高めていきます。

手法(媒体)	長所	短所	
紙媒体	市広報	最も効果的に区民の目に触れることができ、信頼性が高い情報として理解される。電子媒体弱者に対する効果も期待できる。	紙面数の関係もあり情報量が制限される。また、発行時期が決まっているため掲載のタイミングを図る必要がある。
	パンフレット 機関誌	最も手軽に読むことができ必要な情報を十分伝えることができる。電子媒体弱者に対する効果も期待できる。	情報が多すぎると読まれないことがある。また様々な広報誌があるので、読んで頂くためには目を引くものである必要がある。
	ポスター チラシ	広報地域や場所が容易に特定でき、製作費用があまりかからない。	情報量が限られる。また、目につかないと情報が伝わらない。
	新聞折り込み	多くの人々に情報が行き届く。	配布戸数によって伝達量が変化する。費用が高額なため費用捻出の方法を検討する必要がある(地元企業、商店の協賛を募るなど)。
電波映像媒体	テレビ	多くの人々に情報が行き届く。	制作費がかかることがある/繰り返し放送されない限り、一過性の情報となる。
	ラジオ	多くの人々に情報が行き届きやすい。	繰り返し放送されない限り、一過性の情報となる/視覚情報がなく、内容によっては伝わりにくい。
	ビデオ DVD	繰り返し活用でき、コピーして頒布することも可能である。	一定期間を過ぎると情報が古くなる。
電子媒体	ホームページ・SNS	不特定多数への情報発信が可能である/電子メール、SNS、掲示板などを活用することで、相互コミュニケーションが可能である/ブロードバンド化により、動画配信も可能である。	受け手の能動的活動がないと、閲覧されない/環境が整備されていないと情報を入力することができない/高齢の方には電子媒体を苦手とする方が多い。
	電子メール	比較的容易に情報発信ができる。	情報の送り手と受け手に信頼関係がないと正しいコミュニケーションが成立しない。

上記のような媒体の特性を理解し、多くの区民に対して情報が伝達されるように工夫をします。効果的な情報発信を行っていくために、施設利用者に発信するもの(Lv. I)、区内に対して発信するもの(Lv. II)、区を越え広域に発信するもの(Lv. III)に分類し、活動を分かりやすく整理しながら計画的に実践します。

LEVEL I 施設利用者に発信するもの	パンフレット・チラシの配布/館内ポスター掲示/ 機関誌の発行/直接説明や口コミ効果/ 情報コーナーの設置運営
LEVEL II 区内に対して発信するもの	広報への掲載/町内主要施設との連携/ 区内広報掲示板の活用/近隣沿線・バス等の広告/ 区内企業へのPR/団体組合等へのPR
LEVEL III 区を越え広域に発信するもの	オリジナルホームページ/マスメディア/新聞折り込み/ SNS



3 施設の効用の最大限発揮

具体的な取り組み一覧

Lv.	手法(媒体)・具体内容	
I	施設利用者に発信	
	パンフレット、チラシ配布	利用案内、参加者の募集などをリーフレットスタンドに配置 区内施設・関係団体・活動団体の配布物等の配置
	館内でのポスター掲示	事業やイベント等の周知 国や県・区市町村の主催する事業等の周知
	機関誌の発行	定期的に機関誌を発行し、事業やイベントの周知 利用グループや地域の情報なども掲載
	直接説明や口コミ効果	事業の時期に合わせて口頭でのインフォメーションを実施
	「情報コーナー」の運営	事業等のお知らせを掲示／団体、協会、連盟等の情報を掲示／利用 団体の会員募集ポスターの掲示等
II	区内に対して発信	
	区広報への掲載	事業参加者の募集や臨時休館などの情報を区広報に掲載依頼
	区内主要施設との連携	相互にパンフレット、チラシを設置、イベントの開催
	鉄道・バス 等	駅貼りポスターやチラシ等の設置
	区内企業へのPR 団体の職員組合や互助会 等へのPR	企業の健康保険組合などとの連携を打診 指定施設としての連携を打診
III	区を越え広域に発信	
	施設ホームページ	年間事業スケジュール掲載／新着情報(耳寄り情報、イベント情報など)更新掲載／広報紙電子版／利用者アンケート実施／
	マスメディア	地域情報誌や地域ポータルサイト等への投げかけ
	SNS	Twitter、Facebook、Instagram、LINE、YouTube 他
	新聞折り込み	周辺地域に対し実施する事業を周知(参加募集のタイミング)

①近隣施設・学校等への渉外、営業活動

専門知識を持つスタッフが近隣の公共施設や学校(小・中・高・大学)施設などに出向き、スポーツや体力・健康づくりのPRや当施設の役割を紹介するとともに、講座、ワークショップ等を実施し、区や施設の魅力を伝える活動を積極的に行います。

特にコロナ禍の影響により、人と触れ合える機会が大幅に減少したことから、**スポーツを通じて交流できる場**を提供することが我々指定管理者の使命でもありと考えております(もちろん感染拡大防止に配慮することを原則として)。地域と協働する機会を通じて、当施設での取り組みを紹介することはもちろんですが、出張先の団体や施設の活動なども、当施設から情報発信することで、両者にとってメリットのある広告宣伝を行っていきます。



②混雑状況の見える化(トレーニング室・駐車場)

当施設でも利用の多い**トレーニング室と駐車場**に、混雑情報が一目で分かる**「ネコの目システム」**を導入します。入口上部にカメラを設置することで、**利用人数が自動検知**され、利用状況が見える化されます。

システムを導入することにより、**リアルタイムで混雑情報が見える化**され、ホームページから確認できるようになります。混雑の緩和・待ち時間の不満解消に繋がりが、「密」を回避することにつながります。



3 施設の効用の最大限発揮

③新設ホームページ開設(ウェブアクセシビリティ対応)

構成団体 B が管理運営している港北スポーツセンターのホームページでは、施設の情報提供ツールとしては大きなウェイトを占め、利用者へのお知らせや、教室・イベント情報、SNS 機能、天気情報、施設の混雑情報や、本日の出来事などの情報をリアルタイムで発信しています。インターネットの特性を活かして、誰が見てもわかりやすくするためにウェブアクセシビリティにも対応済みです。当施設においても便利な情報を、簡単な仕組みで効率的に発信するよう、「親しみやすさと操作性のよさ」に留意します。

◆港北スポーツセンターホームページ (参考)



④動画配信サービス(YouTube チャンネルの開設)

当施設のホームページからも閲覧できるように、YouTube チャンネルを作成し、コロナ禍でも施設をより良く利用できるような動画や、スポーツに関連する内容の動画を投稿・配信していきます。

施設に来館できなくても、施設の概要や利用方法を理解することができ、また感染のリスクを低下させることにつながるため、双方にとってメリットのある情報発信の取り組みと考えます。将来的には以下動画の配信も検討しています。

施設利用方法	限定公開
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室の初回説明(マシンの使用方法)や、施設の紹介、施設までのアクセス ・各種イベントの動画配信 ・各教室や担当インストラクターの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供向け教室で保護者の方が見学できなかった際に、教室の様子を配信 ・教室参加者が欠席してしまった、あるいは人数制限により参加できなかったなどの理由から、振り返り含め一部の教室動画を配信 <p>※設定により、一部の方に限定して公開可能</p>

⑤区内施設との連携による相互 PR・イベント開催

代表団体 A は、区内において「地区センター」「コミュニティハウス」「こどもログハウス」「老人福祉センター」など、様々なタイプの公共施設を管理運営しております。これらの施設利用者と直接接点があることは、スポーツや地域に関わる様々な情報発信をする上で、当グループの大きな財産になります。それぞれの施設において、相互に教室やイベント情報等を中心とした P R ・広報活動をする事で、多くの人々へ情報を届けます。

また、代表団体 A は毎年 6 月 2 日の横浜開港記念日に合わせ、管理運営する区内施設で「0602 イベント」を開催しております。このイベントでは、**各施設を巡るスタンプラリー**や「**こらぼ★スポーツ DAY**」と銘打ち、様々な**スポーツを楽しむ交流機会**となっており、普段は他の施設を利用している人が当施設を訪れるきっかけづくりとして、実施を予定しております。

こらぼ★スポーツDAY

★開催日 令和元年6月2日(日)
 ★場 所 こどもログハウス
 ★時 間 10時～15時 申込無料
 ※予約不要(当日参加可)

ペットボトルリレー 15分以内
 でおこなう

ダンボールフリスビー

フリスビー
 取り合おう!

3 施設の効用の最大限発揮

② プロスポーツクラブの発信力を活かした広報・PR

構成団体 C はプロスポーツクラブとしての情報発信機能や訴求力を有しており、その力を最大限に活かします。当施設の利用促進はもちろんですが、それにとまらず地域全体のスポーツ振興につながるよう、プロスポーツクラブやトップアスリートという多くの人が関心を持ちやすいフィルタを通し、発信・訴求していきます。

【プロスポーツクラブとふれあえるイベントの開催】

トップチーム選手や関係者、マスコット等が定期的に来館し、**1日館長**として利用者とふれあう機会を設けます。また、**トークショー**や**サイン会**、**パブリックビューイング**など、様々なイベントを開催し、施設の利用促進並びに「**観るスポーツ**」としてのスポーツへの興味・関心を喚起致します。



【キックオフイベントの開催】

当グループが当施設の指定管理者に選定された際には、**施設運営開始当月内にキックオフイベントの開催**を検討しております。構成団体 C の所属選手やマスコットに参加してもらい、1階ロビーやエントランス付近にキックターゲットゾーンや遊具の設置など、当グループを知っていただく機会を設けるとともに、地域の皆様にスポーツを通して楽しんでいただく機会を提供いたします



3 施設の効用の最大限発揮

【かながわ区民 DAY イベントの開催】

構成団体 C が実施している「かながわ区民 DAY」では、神奈川区在住・在勤・在学の方とご家族をトップチームホームゲームに特別招待しています。当日は「ニッパツ三ツ沢球技場」での試合観戦と併せて、当施設を無料開放し、「観るスポーツ」「するスポーツ」両方の観点からスポーツに触れあえる機会を創出します。

ニッパツ三ツ沢球技場と当施設は約 2 km と非常に近い立地であることを活かし、当日は両施設間を歩いていただく**ウォーキングイベント**の実施も検討します。周辺における地域ブースの出店など、地域の新たな魅力発見や情報発信の機会としても活用します。



【イベント告知・情報発信】

公式 SNS を通して当施設で実施するイベントや教室情報を発信することが可能です。Facebook 等を加えると全体で 14 万人以上の方への直接的なアプローチが可能となります。従来リーチできていなかった層へのアプローチが期待でき、来館者の新規獲得や利用促進につながると考えられます。

◆構成団体 C の持つ情報発信ツール

<p>①横浜FCオフィシャルホームページ</p>  <p>月間61万PV</p>	<p>②Twitter</p>  <p>フォロワー 4万7千名</p>
<p>③Instagram</p>  <p>フォロワー 3万5千名</p>	<p>④LINE</p>  <p>友だち 2万2千名</p>

3 施設の効用の最大限発揮

(3) スポーツ教室等の計画

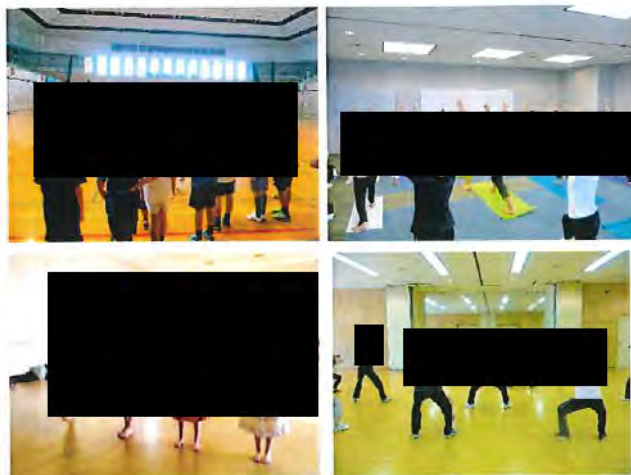
① スポーツ教室事業の概要

生涯にわたりスポーツに親しみ、健康な生活をおくる「スポーツで育む地域と暮らし」の推進をさらに加速させるため、通常の施設サービスを補完し、施設の持つ能力の最大化をはかる様々なスポーツ教室を実施します。

一般利用者への影響に配慮した現実的な計画で展開していきます。また区民ニーズの変化に敏感に対応して随時内容の更新を図り、いつまでも利用者に喜ばれる教室展開を図ります。

次期指定期間では、当グループ各社が保有する独自の教室プログラムによる参加率の向上や、オンラインレッスン導入により、より多くの方に参加していただきたいと考えております。

そして、公共施設の存在意義でもある「公平性・公益性」を根底に、区民のライフステージにあわせたプログラムを提供し、生涯スポーツ活動の活性化に寄与します。



「底辺拡大」と「スポーツの好循環」

当施設で実施するスポーツ教室は、区民（主にスポーツ初心者）にスポーツ・運動の魅力を伝え、スポーツの底辺拡大・健康づくりの楽しさを伝えていくことを目的としています。

区スポーツ協会・総合型地域SC等との連携により、上達者には左記団体への入会を促し、上のレベルでの活動を継続してもらうことで「競技力の向上」にもつながる「スポーツの好循環」を実現します。

事業収益に関する考え方

当グループではスポーツ教室を利潤追求事業ではないCSR（社会的責任）活動と位置づけ、利用者の増加・サービス向上の手段であると認識しております。スポーツのきっかけ作りや、リピーター作りの手段としての意味をもった、気軽に参加できる事業展開としています。

スポーツ教室で獲得した収益を区民に還元するために、決算において収益（黒字）が発生した場合には、（有名スポーツ選手等の）イベントの開催・追加修繕・備品購入の経費に充当していきたいと考えております。

スポーツ教室実施枠の設定について


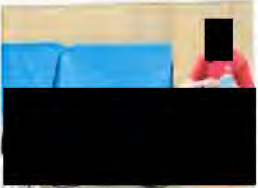




スポーツ教室の実施に際しては一般利用者への影響が最小限になるように留意し、一般利用者・関連団体（スポーツ協会等）に優先して事業の実施枠を確保することは致しません。施設の利用実績（混雑状況）に基づき、比較的利用者の少ない時間帯に事業を実施する、現実的なカリキュラムを作成いたします。

また、空き施設・時間帯の有効活用を図ることで、一般利用者への影響の軽減と、閑散時対応（施設のさらなる活性化）を同時に実現いたします。

3 施設の効用の最大限発揮

実施する各種スポーツ教室の特徴

「誰一人取り残さない」あらゆる境遇の人々に対する教室サービスの提供

<p>全ての世代 「身体活動」 「生涯学習」</p>	<p>老若男女全てが分け隔てなく共に楽しみ、協力し合える区民形成活動となるよう、また、区民の生活や志向が多様化し、健康づくりや自己実現の手段も人それぞれになっていることを踏まえ、スポーツの種類の幅を広げ、より多くの区民の皆様にご利用いただきやすいプログラムを提供します。</p>	
<p>乳幼児・青少年／保護者 「子どもの体力向上」 「居場所づくり」</p>	<p>乳幼児層には「親子のふれあい」や「身体を動かす楽しみを知る」ためのレクリエーション活動となるよう、また、青少年層には「身体形成や体力向上」、「チームプレーの重要性」を学ぶことのできる活動となるよう、成長過程に応じた施設との係わりを意識した事業を展開します。</p> <p>また、保護者(子育て世代)が求める放課後や休日に子どもが安心して集まることのできる「子どもの居場所」となれるような事業を展開します。</p>	
<p>成人(青壮年) 「心・体の健康支援」</p>	<p>運動不足や不規則な生活習慣、様々なストレスなどにおびやかされている現役世代には、身体のみならず、精神や社会との関わりも含め、真の意味で健康になってもらえるよう、スポーツの側面からの支援を行います。</p> <p>メタボ対策・生活習慣病予防やストレスの発散、明日への活力となるようなスポーツ教室の展開とともに、子育て世代の父母に配慮し、親子参加型や託児付きのスポーツ教室を実施します。</p> <p>また、働く世代の参加機会の創出にも配慮し、夜間・休日にもスポーツ教室を実施します。</p>	
<p>中高年 「生涯現役」 「新たな生きがい・余暇の充実」</p>	<p>生活の質の向上や健康寿命(健康でいられる期間)の延伸を望み、スポーツ施設の利用・運動の実践に向け自発的な行動が図られるよう新たな目標(生きがい)や仲間づくりの場となるようなプログラムの提供を行います。</p> <p>教室活動を通じてサークルの発足へと導き、自主活動と施設活性を促します。</p> <p>より多くの高齢者がスポーツを通じて心身の健康を維持することで、医療費や介護給付の抑制につながることも期待されます。</p>	
<p>指導者指導者 「学ぶ」から 「活動する」 「教える」へ</p>	<p>今までの運動の成果や培ってきた経験・知識を世間に示し、それを何かに役立てることができるよう、地域大会の実施やスポーツサークル化の支援、各種スポーツ指導員・運動ボランティアの養成、指導の場の提供等を行います。</p> <p>スポーツ教室において指導補助員として活躍してもらえる運動ボランティアの養成とともに、教室参加者を対象に自主サークル結成の支援を行い、自らが社会貢献として、次世代の育成や後進への継承に携わることに充足感や使命感を見出し、区民主導のスポーツ活動を初めとした地域活動の活性化の先導者を目指したプログラムを提供します。</p>	
<p>障害者 「一人ひとりにあった運動に親しむ」</p>	<p>スポーツ・フォア・エブリワンの理念のもと、一人ひとりにあった運動に親しむ活動として、環境整備を含めた活動の支援とともに、障害者スポーツを広く理解いただくためのイベントプログラム(体験会等)の提供を行います。</p>	

3 施設の効用の最大限発揮

当グループ独自の開発プログラム(産学連携プロジェクト)

高齢化社会、カロリー過多の食生活、運動不足、その他様々な理由から、メタリックシンドローム等が原因となって生活習慣病を発症したり、サルコペニア等が原因となってロコモティブシンドロームに陥り、多くの方々が要支援、要介護状態になっています。

構成団体 B は、長年に渡り生活習慣病予防教室や介護予防教室等の運動教室を数多く担当し、市民の体力向上、健康寿命の延伸に努めて参りました(2019年 全国 4,000 教室以上)。

長年の指導経験により市民にとって安全でより効果的、効率的な筋力運動指導を模索して参りましたが、2013 年度より**東京大学教授 理学博士の**教授の助言・指導をいただき、教授が考案したをベースに構成団体 B 独自の運動プログラムや、子供の体力及び運動能力を伸ばすための体操を共同開発しました。

区民の様々なニーズに応えられるよう、独自のプログラムの実施等で幅広い層の方々が長期的に利用できる運動環境を整えることで、町民の健康維持・増進を図り、利用者増に繋げていきます。



東京大学
教授

3 施設の効用の最大限発揮

文化・教養に関するプログラム

代表団体 A は区内で地区センターを中心として「歴史、伝統文化、写真、夏休み学習」など様々なジャンルの教室プログラムの実績と経験を有しております。また、事業への参加を通して人々のふれあい、交流を促進し、その後の自主的な活動へつながるよう支援をしています。

区民に対し「**質の高い文化・学習・芸術活動にふれる機会**」と「**地域コミュニティ育成の場**」を提供し、芸術や文化に対する関心や学習意欲を高めることで、地域住民の生涯学習の充実と地域交流の一層の活性化を図るとともに、教養の向上・健康の増進・情操の純化そして生活文化の振興に寄与します。



プロスポーツクラブによる教室プログラム

構成団体 C は各世代における本格的なサッカー指導はもちろん、「子どもの基礎運動指導」「スポーツ万能養成スクール」「大人の健康指導」など様々な教室プログラムを有しております。**クラブに所属する専属コーチやトレーナーによる指導**は、利用者にとって貴重な機会となります。

指定管理期間の中で、利用者のニーズを見極めながら様々な形での教室プログラムを実施します。



パフォーマンススクール

未就学児から中学生を対象に、スポーツ万能を目指す運動プログラムを提供



親子運動教室

親子を対象に基礎的な体の動かし方を指導



サッカー・フットサルスクール

大人から未就学児を対象にサッカー・フットサル教室を開催

託児付き教室事業

代表団体 A は区内施設において託児事業における教室やサービスを数多く実施しており、**利用者にとって安心感のあるサービス**を提供します。

1階ロビーに設ける「キッズルーム」を活用して、「パワーヨーガ」「ピラティス」「フラダンス」「ママと赤ちゃんピクス」などの運動プログラムの提供とともに、「**かながわ☆ママの輪づくり**」と題して利用者同士の交流や絆づくりを支援する取組みを実施してまいります。



様式 10 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

3 施設の効用の最大限発揮

具体的なプログラム一覧・スケジュール

当日教室							
教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(1)シニアビクス	原則 50 歳以上	50	月	13:15	14:45	600	第2
(2)朝活! アクティブストレッチ	16 歳以上	40	火	9:00	9:50	600	第3
(3)簡単ヒップホップ&バランスセット	16 歳以上	40	火	10:00	10:50	600	第3
(4)軸トレ&バランス運動	16 歳以上	40	火	11:00	11:50	600	第3
(5)ストレッチ&筋トレ	16 歳以上	40	水	9:00	9:50	600	第3
(6)股関節コンディショニング	16 歳以上	40	水	10:00	10:50	600	第3
(7)簡単フラダンス	16 歳以上	40	水	13:05	13:55	600	第3
(8)足裏リラクゼーション	16 歳以上	20	水	13:05	13:55	600	研修
(9)ズンバ	16 歳以上	40	水	14:05	14:50	600	第3
(10)体カづくりエアロ	16 歳以上	20	水	14:05	14:50	600	研修
(11)バレエストレッチ	16 歳以上	20	水	19:00	19:50	600	研修
(12)大人のバレエクラス	16 歳以上	20	水	20:00	20:50	600	研修
(13)ベーシックエアロビクス	16 歳以上	40	木	9:00	10:00	600	第3
(14)からだメンテナンス	16 歳以上	40	木	10:20	11:10	600	第3
(15)健康な美脚に向けて	16 歳以上	40	木	11:20	12:10	600	第3
(16)木曜ボクサ	16 歳以上	40	木	12:20	13:10	600	第3
(17)癒しのヨーガ	16 歳以上	50	木	12:25	13:25	600	第2
(18)エンジョイ! サーキット	16 歳以上	50	木	13:40	14:40	600	第2
(19)ナイトヨーガ	16 歳以上	40	木	19:30	20:30	600	第3
(20)バスケットボールタイム	16 歳以上	60	金	19:15	20:45	600	第1 全面
(21)サタデーボクサ	小学生以上	40	土	9:30	10:30	600	第3
定期教室							
教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(22)ヨーガ	16 歳以上	60	月	9:10	10:10	600	第2
(23)パワーヨーガ	16 歳以上	60	月	10:30	11:30	600	第2
(24)ピラティス	16 歳以上	60	月	11:50	12:50	600	第2
(25)卓球1	16 歳以上	56	火	9:00	10:45	850	第1
(26)卓球2	16 歳以上	56	火	11:00	12:45	850	第1
(27)ベリーダンス	16 歳以上	40	火	12:00	12:50	650	第3
(28)太極拳	16 歳以上	75	火	13:05	14:35	600	第1
(29)脱メタボ・ロコモ	40 歳以上	40	水	11:15	12:30	500	第1
(30)バドミントン	16 歳以上	44	木	9:00	10:45	1050	第1
(31)フラダンス	16 歳以上	60	木	11:20	12:10	650	第2
(32)にっこり・しっかり健康体操	55 歳以上	60	金	13:15	14:45	500	第1
(33)レディースフィットネス	16 歳以上女性	40	金	13:15	14:20	600	研修

様式 10 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

3 施設の効用の最大限発揮

定期教室(親子・子ども)

教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(34)ママと赤ちゃんビクス	0~2歳未満児 と保護者	20	水	11:00	11:50	800	研修
(35)ベビーマッサージ	0~2歳未満児 と保護者	20	水	12:00	12:50	800	研修
(36)わんぱくランド年少クラス	年少	30	水	13:30	14:30	550	第2
(37)わんぱくランド年中クラス	年中	30	水	14:40	15:40	550	第2
(38)わんぱくランド年長クラス	年長	30	水	15:50	16:50	550	第2
(39)ジュニアHIP HOP1	小学1~3年生	25	水	17:00	17:50	650	第3
(40)ジュニア体操	小学1~3年生	30	水	17:00	18:00	550	第2
(41)少年少女卓球	中学生以下	40	水	17:05	18:50	850	第1
(42)ジュニアHIP HOP2	小学4~6年生	25	水	18:00	18:50	650	第3
(43)ジュニア空手	小学生(全学年)	25	木	17:10	18:10	750	研修
(44)親子体操るんるん	1~2歳児と保 護者	30	金	9:00	9:50	550	第2
(45)親子体操わくわく	3~4歳児と保 護者	30	金	10:00	10:50	550	第2
(46)キッズバレエ教室1	4歳~就学前	30	金	14:45	15:30	650	第3
(47)キッズバレエ教室2	4歳~就学前	30	金	15:40	16:25	650	第3
(48)ジュニアバレエクラクラス	小学1~3年生	35	金	16:35	17:35	650	第3
(49)ジュニアバレエスワンクラス	小学4~6年生	35	金	17:15	18:45	650	第3
(50)インラインスケート	小学生(全学年)	35	土	9:15	10:45	900	1体 半面
(51)元気! English★キッズ+ ジュニア	年中・年長~ 小学3年生	20	土	13:15	14:00	700	研修

定期教室(文化)

教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(52)健康マージャン入門	16歳以上	30	木	9:00	10:50	700	研修
(53)健康マージャン初級	16歳以上	30	木	11:05	12:50	700	研修
(54)写真入門	16歳以上	20	土	11:15	12:40	700	研修

3 施設の効用の最大限発揮

(4) 自主事業の計画

① イベントの開催





当グループの強みを活かしたイベントの開催

区内において、多くの文化・スポーツ施設を運営する代表団体 A、公共スポーツ施設の管理運営のプロフェッショナルである構成団体 B、プロスポーツクラブとして圧倒的な企画力・情報発信力を構成団体 C が、これら 3 者の強み・ノウハウを活かし、独自性のある様々なイベントを開催します。そしてイベントを通して「広報・利用促進」「スポーツ振興」「地域支援・地域貢献」など様々な形でスポーツを通じた地域の活性化に尽力します。

特に「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）」において、「**トップアスリートとの触れ合う機会の拡充**」が重視されております。当グループの強みを最大限に活かし、様々なイベントを開催します。

効果	内容	詳細
広報・利用促進	0602 イベント こらぼ☆スポーツ DAY	P43
	選手によるトークショー、サイン会、1 日館長	P44
	かながわ区民 DAY	P45
スポーツ振興	様々な種目におけるスポーツ教室・イベントの開催	P53
	JFA なでしこひろば(女性向けクリニック)	P54
	障害者スポーツ支援(ヨコハマぼるとカップ、障害者サッカー教室 等)	P54
地域支援・地域貢献	スポーツ指導者養成会	P110
	イベントにおけるスポーツボランティアの募集	P111
	ウォーキングイベント(ゴミ拾いウォーク、神奈川宿ウォーク、ベジウォーク 等)	P112

様々な種目における団体・選手とのイベント

各団体・選手との連携による特徴的なイベント(抜粋) ※事前に当施設での教室指導や選手との交流イベントなど承諾を頂いております。		
横浜ビー・コルセアーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・スポレクなどのイベントを通じて、小学生向けの「バスケットボール教室」を開催します。 ・スポレク以外にも「チアリーディングクリニック」「バスケットボールクリニック」などのイベント開催も検討します。 	
横浜 GRITS	<ul style="list-style-type: none"> ・スポレクなどのイベントを通じて、日常ではなかなか体験することのないアイスホッケーの魅力伝えるために、「ホッケー体験」や「ニュースポーツ体験」、「高齢者向けの体験教室」などを開催予定です 	
トップアスリート	<ul style="list-style-type: none"> ・当グループは、元オリンピックメダリストや野球選手、格闘家など、プロスポーツ選手や著名人、スポーツ関連の大学教授とのコネクションも広く、講演会や教室・イベント事業を実施しています。教室形式だけでなく、自身の経験談をお話いただくセミナー(講座)方式のプログラムについても提供しています。 	
BOUSAI SPORTS	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツで楽しみながら防災を学ぶ「※防災スポーツ®」イベントを開催いたします。防災技術と体力を競う、防災学習スポーツプログラムであり、災害時に役立つ様々な防災の知識と技を、競技を通して楽しく学ぶことができるイベントです。 例として、「レスキュータイムアタック」「キャットサイクルレース」などが挙げられます。 ※「防災スポーツ®」は株式会社シンクの登録商標です 	

3 施設の効用の最大限発揮

プロスポーツクラブによるスポーツ・サッカー普及に向けた教室・イベントの開催

構成団体 C は子供からご高齢の方まで、男女問わずサッカーを始めとするスポーツや文化活動を通して、誰もが豊かに幸せに暮らすことが出来るような街づくりに貢献できるクラブとなることを目指しています。

当施設の管理運営を通じて、下記のような様々な形での事業活動を予定しております。

具体的な取組み	
短期イベント 指導者派遣	横浜市内の公共施設を中心にイベントや短期スクールなど、指導者派遣を実施します。 
保育園／幼稚園巡回指導	未就学児を対象に、ホームタウンである横浜市内の拠点でサッカー教室を開催しており、当施設での開催も可能です。 
JFA なでしこひろば／女性向けクリニック	女性へのスポーツ普及活動を目的とした「JFA なでしこひろば」の開催や、女性を対象としたスクール・イベントを実施します。「ニッパツ三ツ沢シーガルズ」の選手・スタッフと楽しく体を動かして、サッカーやスポーツの楽しさを味わってもらいます。 
障害者向けサッカー教室	「日本障がい者サッカー連盟(JIFF)」や「日本サッカー協会(JFA)」とも連携しており、様々な種類の障害を持つ人々に対して、サッカーを楽しむ機会を提供します。 
ヨコハマぼるとカップ開催	2008年より年1回、精神障がいを持つ方を対象としてフットサル大会を開催しています。障害を持つ人々の競技意欲向上とともに、障害者スポーツを観る機会の提供にも取り組んで参ります。 
ウォーキングサッカー	老若男女、幼児から中高年、高齢者、障害があっても、緩やかに運動を楽しめるスポーツです。2019年には明治安田生命様とイベントを開催しました。当施設での開催も予定しております。 

3 施設の効用の最大限発揮

②利用の機会を増加させる自主事業

地域へのお出張健康づくり指導の実施

当施設での指導だけではなく、地域に出向いて出張運動指導をします。代表団体 A の管理運営している「地区センター」や「老人福祉センター」とは、相互に指導者を派遣し合うことで、**各施設における好事例やノウハウを共有**し、サービス水準の向上に取り組んで参ります。



区内の団体・企業からの依頼も受け、**健康運動指導士**等の専門指導者や**プロスポーツクラブのトレーナー**を派遣してスポーツ・健康づくり指導を行います。

また構成団体 B が発行する健康情報誌を配布することで、**健康情報の普及**にも努めます。区内全域に積極的に出向くことで、区内全域への普及・支援を行います。

自宅で出来る運動・ストレッチ動画の配信

運動不足を感じているものの、施設を訪れる時間がない人や、新型コロナウイルス感染予防で外出を控える人が多い状況下において、自宅でできる運動・ストレッチ動画を配信し、施設へ足を運ぶきっかけづくりとします。

構成団体 C は行政機関と連携して、運動を促進するための動画を作成・発信しております。当施設独自の動画を作成することも可能で、**マスコットや選手が登場**することで、多くの方に見てもらうことができ、体を動かすことへの関心を高めることができます。

さらに、様々なシチュエーション、生活環境に応じた**運動・ストレッチメニューをチームトレーナーが考案**するなど、効果的かつ話題性のあるサービスを提供していく予定です。



横浜FC アカデミー
トレーナー直伝!

体を動かして暖かく過ごそう!

体の痛みや怪我
に気をつけよう!

運動習慣がない人は🟢をやってみよう! 運動習慣がある人は🔴にもチャレンジしてみよう!

<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">初級</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">15歳まで</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>ブリッジ (キープ) 膝で尻より高い姿勢を伸ばそう! サッカーボールのように股関節を 円を描き10秒キープ</p> </div>	<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">初級</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">15歳~60歳</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>ガラケーストレッチ スコアで伸ばした背中を伸ばそう! 息までしっかり伸ばして 深呼吸を6回</p> </div>	<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">初級</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">60歳以上</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>四股 (キープ) 正しい膝立てをこーしても 膝痛がひどい! 膝や腰に負担を かけて膝を痛くして10秒キープ</p> </div>
<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">中級</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>ブリッジ (足踏み) 姿勢よく、10秒ずつ短時間ずつ チャレンジ! 左右交互に足踏み 10回、早く足を上げよう!</p> </div>	<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">中級</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>スコビーオン 膝を大きく伸ばして股関節を伸ばそう! 左右交互に5回ずつ 膝を動かしてタッチ</p> </div>	<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">中級</div> <div style="text-align: left; padding: 5px;"> <p>四股スクワット 股関節を伸ばすコーシを伸ばそう! コーシしよう! ボックスを動かさず に上下動を5回行う</p> </div>

注意

- 痛みのある方はお控えください。
- 運動されている方は、かかりつけの病院に相談してから取り組んでください。

3 施設の効用の最大限発揮

③営業時間の拡大を検討

区民のライフスタイルの多様化に対応し、土日祝日の早朝開館（7:30～）及び平日の夜間営業（21:00～）の提案を検討します。閑静な住宅街の中にある立地状況を考慮し、営業時間の延長に対する正確なニーズ把握と騒音等に配慮した実施事業内容について、近隣の住民や自治会、町内会等と慎重に協議を重ねた上で正式に決定致します。

※延長時間帯においては、騒音等の影響を考慮し、バスケ等一部の競技の制限を想定しています。

※近隣住民への影響や、住民協定の内容に応じて、一部の実施や取りやめも想定しています。

また、年末年始の休館日として定められている 12/28・12/29 及び 1/4 の 3 日間において、現状実施している時間短縮営業を継続して実施することで、利用機会の確保に努めます。

開館時間		
現状		提案
9:00～21:00 (土日祝の大会実施時のみ 7:30～)	→	平日:9:00～23:00 土日祝:7:30～21:00 のいずれかを検討

休館日		
現状		提案
12/28・12/29・1/4 時間短縮営業(9:00～17:00)	→	引き続き実施

④各種スポーツ教室等の開催

区の承認を得て営業時間の拡大を実行した際には、基本開館時間外の自主事業としてスポーツ教室を開催します。教室は市民が広く参加できる内容に限るものとしつつも、基本開館時には施設を訪れることができない方に向けたサービス提供も視野に入れて、実施いたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がたらず長期化が予想され、当グループは3密を避けるため、また新たな生活様式に対応するために**オンラインレッスンを開催**いたします。

オンラインレッスンによるメリットとして、外出自粛中の運動不足解消や場所の制限がないため、ネット環境さえあれば全国どこからでも受講できます。また、仕事や子育てで施設を訪れずれる時間が取れない人々にとっても、運動をはじめのきっかけとなり、**新たな顧客の獲得**につながるチャンスとも言えます。

ご自宅でのレッスンですので、ご家族の習い事への興味や理解にもつながりやすくなります。また記憶が新しいうちに繰り返し練習することで上達の近道にもなります。

「ベーシックヨガ」「ベーシックピラティス」など運動を始める入口となるようプログラムを中心に導入していく予定です。



3 施設の効用の最大限発揮

⑤ 利便性の向上を図る自主事業

物販・レンタルの実施

シャトル、ボール、タオルといった簡易なものから、シューズ・ラケット・ウェア等本格的なものまで様々なレンタル品や販売品を用意し、利用者が手ぶらで来てもスポーツが楽しめる、質の高いスポーツ環境を整えます。

また、構成団体 C の**公式グッズや試合チケット等の販売**も行います。紹介ブースも隣接し、チームを身近に感じてもらうことで、「観るスポーツへの関心」や「地域への愛着心」を喚起します。



専用レンタルロッカーの設置

利用者の利便性の向上と空きスペースの有効活用を同時に解消する手段として、専用レンタルロッカーの貸出サービスを実施し、手ぶらで施設にやってこられる環境を整えたいと考えています（月額 1,000 円程度）。

なお、トラブルを防止するために、ロッカー貸出時には利用者情報の登録を行うなど、安全管理に配慮した運営を行います。



ダイヤルロック式
個人でのキーナンバー登録可能

自動販売機の拡充

多様化する利用者のニーズに応えつつ、飲料水だけでなく、軽食・アイス類等の自動販売機の拡充を検討しております。

飲料水に関しても、災害時に飲用水として活用することの出来る「災害救援ベンダー」や高齢者・障害者に配慮したバリアフリータイプ、プロスポーツクラブへの寄付型自販機など、「**社会的な意義**」を持った**自販機**を設置します。

また、環境貢献や国際支援のために横浜市が推奨している「**はまっ子どうし The Water**」の販売も予定しております。



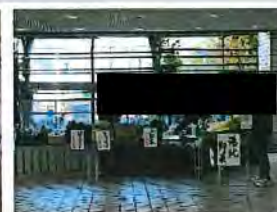
授産品の販売・就労支援(福祉団体への貢献)

構成団体 B が管理運営している港北スポーツセンターでは、障害者福祉団体である**NPO 法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ**と連携を図り、ロビーにて**パン等の販売**や**就労体験を実施**してきました。当施設においても障害者作成の授産品の販売を定期的に行うとともに、職場体験や簡易業務の委託発注、団体の活動状況の情報発信など、就労支援にも協力していきたいと考えます。



朝市の開催(農業団体への貢献)

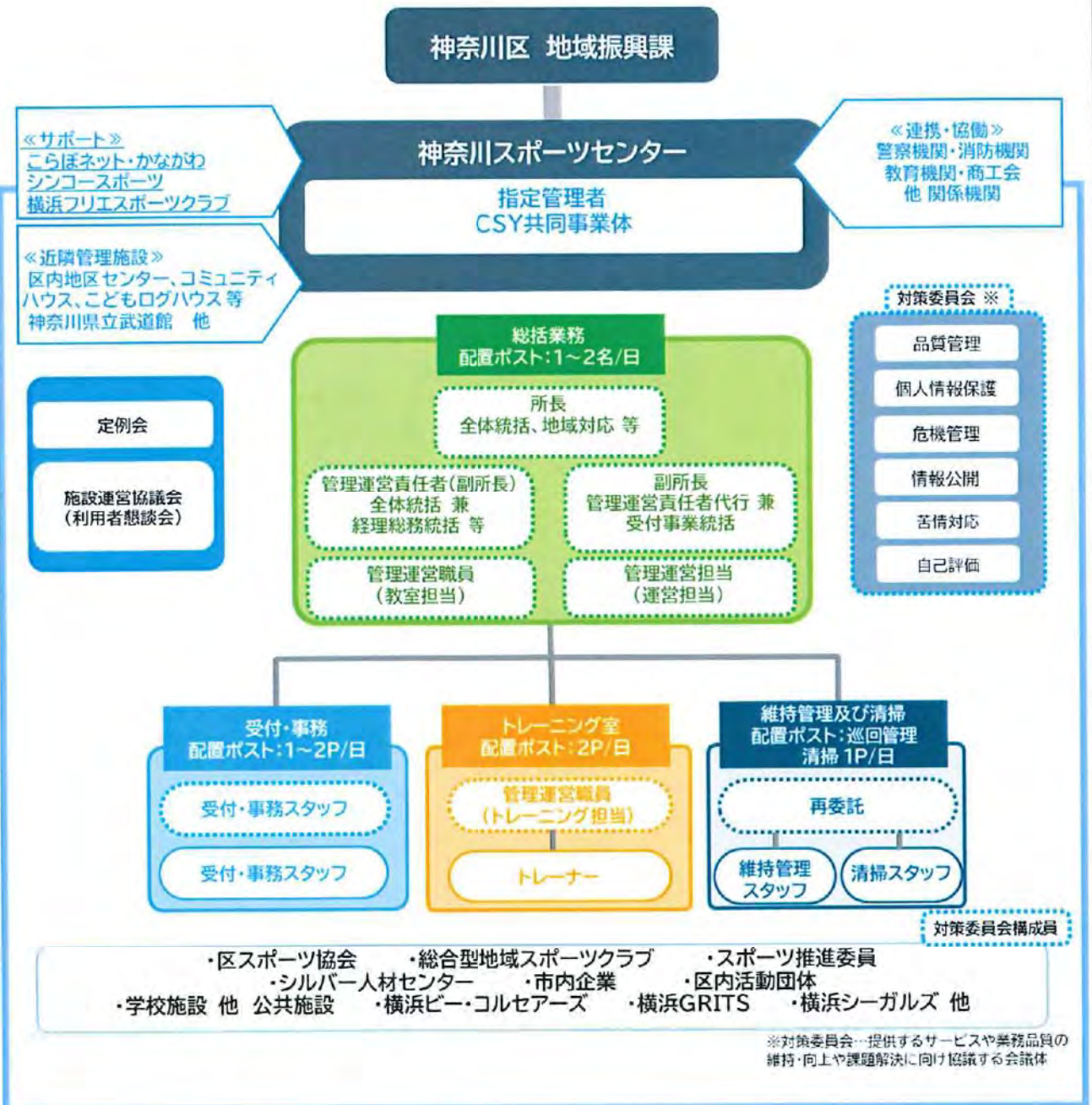
定期的で開催するイベント時に、地元農家と連携を図り、**野菜等の販売会を実施**します。地域の農家と協働し、入口付近にて「**かながわ朝市**」を開催し、新鮮野菜の配布を行いたいと考えております。



3 施設の効用の最大限発揮

(5)業務履行体制

①グループ構成と役割分担



3 施設の効用の最大限発揮

②配置人員・配置体制

職 種	配置ポスト数/日	雇用数	雇用形態
所長	1~2P	1名	正規
副所長(管理運営責任者兼務)		1名	正規
副所長		1名	正規
管理運営職員(教室担当)		1名	正規
管理運営職員(運営担当)		1名	正規
受付スタッフ	1~2P	約14名	臨時
管理運営職員(トレーニング担当/兼務)	2P	1名	正規
トレーナー		約10名	臨時
維持管理スタッフ/清掃スタッフ	巡回管理/1P		再委託

③勤務体制(1日の勤務ローテーション例)

		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
事務所	開館時間	[開館時間表示]													
	役職	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
	所長	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	副所長(管理運営責任者兼務)	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	副所長	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	管理運営職員(教室担当)	[勤務]	教室指導	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	管理運営職員(運営担当)	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	受付スタッフ	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	受付スタッフ	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	受付スタッフ	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	受付スタッフ	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
受付スタッフ	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]		
トレーニングルーム	管理運営職員(トレーナー担当)	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	トレーナー	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	トレーナー	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	トレーナー	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	トレーナー	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
維持管理	設備員	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	
	清掃	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	[勤務]	

様式 10 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

3 施設の効用の最大限発揮

④雇用の確保

役職・職種	常勤・非常勤	雇用形態	①担当職務②勤務態勢③資格・技能	雇用(経験)
総括業務(1~2P:雇用者数 5名)				
所長	(常・非)	正規	①全体統括、地域対応等 ②40時間/週(176時間/月) ③防火管理者、区民利用施設の館長・副館長経験等	済み (5年)
副所長(管理運営責任者兼務)	(常・非)	正規	①全体統括 兼 経理・総務統括等 ②40時間/週(176時間/月) ③第一種衛生管理者、防火/防災管理者、体育施設管理士等	済み (8年)
副所長	(常・非)	正規	①管理運営責任者代行 兼 受付業務統括等 ②40時間/週(176時間/月) ③体育施設管理士、介護予防運動指導員、初級障がい者スポーツ指導員等	済み (7年)
管理運営職員(教室担当)	(常・非)	正規	①管理運営責任者代行 兼 教室管理運営等 ②40時間/週(176時間/月) ③教員免許、健康運動実践指導者、熱中症対策アドバイザー等	済み (6年)
管理運営職員(運営担当)	(常・非)	正規	①管理運営責任者代行 ②40時間/週(176時間/月) ③教員免許(保健体育)、初級障がい者スポーツ指導員等	済み (5年)
受付事務(1~2P:雇用者数 14名)				
事務受付スタッフ	(常・非)	臨時	①受付案内、予約調整、利用集計、拾得物対応等 ②40時間/週(176時間/月) ③上級救命接客・個人情報等	新規
事務受付スタッフ	(常・非)	臨時	①受付案内、予約調整、利用集計、拾得物対応等 ②20時間/週(80時間/月) ③上級救命、接客・個人情報等	新規
トレーニング業務(2P:雇用者数 10名)				
管理運営職員(トレーニング担当)	(常・非)	正規	①トレーニング室統括、利用案内、トレーニング指導、安全管理等 ②40時間/週(176時間/月) ③トレーニング指導士、健康運動指導士等	済み (3年)
トレーナー	(常・非)	臨時	①利用案内、トレーニング指導、安全管理等 ②20時間/週(80時間/月) ③インストラクター、健康運動指導士等	新規
維持管理/清掃業務(巡回管理:雇用者数2名 / 清掃業務1~3P/5名)				
設備員	(常・非)	再委託	①設備機器管理、巡回点検、安全管理等 ②3時間/月 ③電気工事士、二級ボイラー技士または同業務経験者	—
清掃スタッフ	(常・非)	再委託	①清掃業務等 ②ビルクリーニング技能士等 または同業務経験者	—

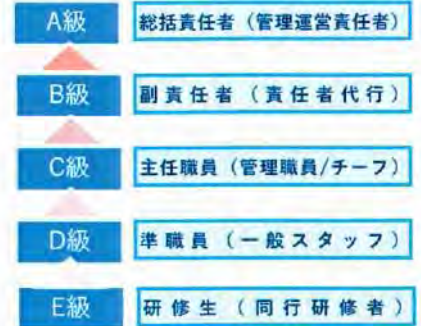
3 施設の効用の最大限発揮

⑤ スタッフ育成(研修)について

「公共施設の従事者＝区(市)民のための職員」との考えのもと、施設の顔として、また、神奈川区職員に準ずる立場という心構えをもって対応を行える人材を引き続き育成します。

施設(指定管理者)の運営(経営)安定と、利用者への質の高いサービスを実現できる人材育成を目指した研修をし、スタッフ個々の能力に委ねるのでなく、誰が対応しても高品質で均一したサービスを提供できるように職員研修等を行っていきます。

また、新人や再雇用者を含めた全従業員の研修において「**ライセンス制/研修管理システム**」(右図)を導入し、ステップアップ方式をとることでスタッフのモチベーションの向上を図ります。採用から従事開始までにD級の取得を目指し、グループ本部や現地での研修を実施します。また、C級を公的な有資格者と同等のレベルと位置づけ、A・B級の職員が下級の職員の指導監督を実施するシステムとなっています。



スタッフ育成研修の概要・研修の流れ

【施設従事前】

当グループでは、従事開始前の期間中において本事業の内容、目的を十分に理解するための理念研修や個人情報に関わる研修、緊急時の対応のスキルを習得するエイド研修等、必要とされる基本スキルの習得を目指した基本研修を実施し、一定水準のスキルの習得を図ります。また、施設の顔である全職員に対して、航空会社の接客マニュアルを基本にこれまでの実績や経験を集積した独自の「施設接客対応マニュアル」を基に社会人としての基本マナーの習得や就業規則等、施設スタッフにふさわしい態度、身だしなみを習得すると同時に施設内外の見聞を広げます。基本研修後、各セクション別の研修を実施し、業務の成熟を目指します。



【施設従事後】

業務従事以降においては、事前に行う基本研修で習得したスキルを維持・向上させるための日常研修及び定期研修を行いながら、各スタッフの知識・技術の研鑽を行います。また、業務実施に当たり、事前想定との差異や問題点を修正・解決する為のフォロー研修を実施し、安定した運営を実現するとともに、資格取得の奨励や他施設や団体との交流研修を実施し慣れと情性、モチベーションの低下を回避し、常に向上心をもって業務を遂行するスタッフの育成を目指します。(開館後の採用スタッフに関しては「ライセンス別/研修管理システム」に則して実施します。)



3 施設の効用の最大限発揮

教養研修(一般研修・マナー研修)

当施設では、管理運営上利用者との接触が多く、挨拶や身だしなみなど基本的なマナーが町民の評価に直結してしまう施設です。このため、受付職員から清掃スタッフまで管理運営に携わる全スタッフに対して、利用者心地よく利用して頂くための接客対応や話し方を中心とした研修を行います。同時に、事務処理・個人情報保護・緊急時対応といった運営時に必要な基本的能力についての知識と技能についても習熟を図ります。



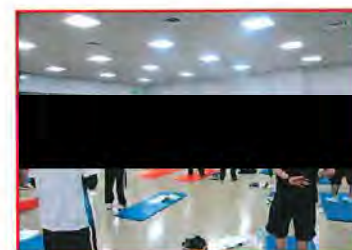
専門研修(技術研修・部門研修)

受付案内・トレーニング指導といった施設特有の業務に対応できるよう、各業務の中心となる技術と補足すべき関連技術について、当グループ各社の専門指導員や外部講師による指導を行います。経験者はスキルの洗練・向上を、初心者には基礎からの習熟指導を施します。また、緊急時対応のために全スタッフに人口呼吸とAED研修を行います。



フォローアップ研修

事前研修が終了し業務に就いた後も、常に自らのスキルを洗練・向上させ、最新の情報を収集するため、定期的にフォローアップ研修会を実施します。そこで得たものを利用者還元するとともに、常に「学ぶ心」、向上心を持ち続けさせることで、スタッフの慣れと惰性の防止にもつながると考えています。



研修プログラムの具体的内容

【教養研修(一般研修・マナー研修)】

研修名	研修の目的	主な研修内容	実施時期・期間
理念研修	市や区が推奨する政策や公の施設のあり方を理解する	・業務方針 ・運営計画	通年(年1~2回)
施設・設備確認	施設の機能・設備やルールを詳細に把握する	・施設概要・利用規則 ・危険個所把握	通年(年2回)
コンプライアンス研修	公の施設運営に必要な法令順守の理念と知識を学ぶ	・関係法規、条例 ・労働諸法	通年(年2回)
個人情報保護研修	個人情報の適切な取扱いと漏洩防止について知識と手法を学ぶ	・関係法令 ・取り扱い方法	通年(年2回)
ハイトスピーチ研修	不当な差別的言動の解消に向けたハイトスピーチに対して理解する	・関係条例 ・事例の共有	通年(年1回)
エイド研修(初級)	緊急時の対応や安心のため救急救命法を取得する	・人工呼吸・応急手当 ・AED研修	通年(年2回)
接客・マナー研修	公平・平等でハートフルな対応ができる能力を習得する	・対人コミュニケーション ・スタッフ対-教育	通年(年1回以上)
事務研修(初級)	事務作業を効率的に行うためのスキルを習得する	・料金徴収・WORD・EXCEL	通年(年2回)
危機管理研修	事件・事故発生時の対応と、未然防止策を習得する	・知識とケーススタディ	通年(年2回)

3 施設の効用の最大限発揮

【専門研修（技術研修・部門研修）】

研修名	研修の目的	主な研修内容	実施期間・頻度
マネジメント研修	連絡調整・業者対応・自主事業運営等、マネジメントに必要な総合的能力について習得		新たな管理運営責任者に対し実施
事務研修(上級)	必要な種帳票類を適切に作成する能力を習得する	・報告書類の作成 ・利用料金の集計	通年(年2回)
エイド研修(上級)	傷病者発生時の適切な救助・連絡対応のとれるスキル習得	・事故発生シミュレーション ・連絡系統作成	通年(年2回)
フロントスタッフ研修	あらゆる来館者対応できるフロント能力を習得する	・フロント実務・クレーム対応・ケーススタディ	(新規雇用者) 採用後2週間～1カ月 ※担当業務に応じ
トレーニング研修	トレーニングルームの運営、指導に必要な能力について習得	・指導実践・安全管理・運動生理	
教室指導研修	健康づくり事業を効果的に指導するスキルの習得	・運動の効果 ・各種運動指導の実践	(既雇用者)
設備管理研修	日常機械運転及び点検項目・方法等に関する知識と技能を習得	・設備機器機能の把握 ・運転・点検方法	毎月1回以上

【フォローアップ研修（日常・定期・制度等）】

研修名	研修の目的、実施内容	実施期間・頻度
日常・定期研修	スタッフスキルの向上及び平準化、情報共有を目的とした日常的なミーティングや定期的なケーススタディ・ロールプレイングを中心とした研修及び外部研修への参加を実施	日常・定期的に実施
資格取得奨励制度	防火管理者／健康運動指導士／トレーニング指導士／AED講習／救急法／体育施設運営士／障害者スポーツ指導員等	年1回
外部セミナー	自己スキル向上を図るビジネスセミナーや関連事業セミナーへ参加	年1回
通信教育制度／eラーニング	ビジネススキル向上を図る「通信教育」やインターネットを活用した「eラーニング」の受講	年1回／月1回
交流研修 (類似施設・他団体等)	他のスポーツ施設や管理団体との相互交流を実施	年1回

特色ある研修プログラム①(安全管理・緊急時にも備えたプログラム)

利用者がケガ、熱中症、脱水症状、出血等をした時は、救急隊員に引き継ぐまでの応急手当が必要となる場合があります。このため、赤十字救急法救急員の資格取得や、消防本部の実施する救命講習の受講などで、スタッフがすぐ対応できる体制を整えています。また、スタッフ全員が心肺蘇生法、AEDの講習会を受講し救命の能力を身につけています。

災害や事故発生等の緊急時に、利用者の安全な場所への誘導や障害物の撤去等迅速な対応ができる体制を確立するために、これを確実にしていく研修を継続的に進めていきます。また、県や横浜市、神奈川区、消防署等関連団体と連携しつつ防災訓練を定期的に行い、緊急時の実践的な職員研修を行います。



特色ある研修プログラム②(接客接遇に関するプログラム)

利用者から見た施設のイメージは、(あいさつや身だしなみといった)基本的な接客対応の良し悪しに大きく左右されています。私たちは、常に利用者から見られ評価を受けているという自覚のもと、「接客対応マニュアル」に基づき、区の代行者として恥ずかしくない対応がとれるよう、十分な接客教育を行います。

挨拶の励行

こんにちは！ありがとう！
丁寧・明確な言葉遣い

身だしなみの確認

髪・爪・ひげ・制服
身だしなみチェック徹底

自覚を持った対応

行政の代行者としての意識
利用される方の安全確保

3 施設の効用の最大限発揮

特色ある研修プログラム③(トレーニング・教室プログラム)

利用者には、健康の維持・増進を目的とする方や、高齢者、障がいや疾患をお持ちの方、また、初心者の方など、様々な対象者によってそれぞれの利用目的があり、利用者のニーズに応える事や、指導を行う中での課題・問題点をクリアにする為に、年間の研修計画に基づいて研修を実施致します。地域ごとに担当者を集める**合同研修会も開催**し、情報の共有と指導スキルの向上を図ります。

インストラクター(教室指導者)は、ストレッチやダンベル等を使った基本的な教室から、音楽に合わせたリズム系の教室、高齢者・女性向け・キッズ向けの教室など、**指導プログラムを習得するための研修会も実施**しております。その中には、構成団体 B と東京大学が共同開発した **_____** などのプログラムを実施できる指導員育成も行います。



特色ある研修プログラム④(外部研修の活用)

構成団体 B は、常勤者を対象に一般社会人としての知識や教養・管理職や組織人としての在り方等々の社会人セミナーに自己啓発の一環として取組んでおります。「三菱UFJリサーチ&コンサルティング」の主催する通信教育講座やセミナー、受講に係る効率化を図るため、インターネット(ウェブ上)のシステムで受講する、(株)日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)が主催する「eラーニングライブラリ」など、各スタッフが自身の興味のある内容の教育を受講させます。また、受講した内容で全職員(各現場)に共有できるものは、資料の提供等を行います。

これら現地での研修、職場以外で実施する専門的な研修(資格講習)、また教養を高め自己の研鑽に繋がるセミナーやオンライン研修を通じて、特定の種目に偏らない様々なスキルをバランスよく有するスタッフを育成します。



特色ある研修プログラム⑤(維持管理業務に関するプログラム)

維持管理研修	研修の目的、実施内容
BMT 『設備管理基礎コース』	設備管理上の基本的な知識・業務・法定対応・軽微なトラブルシューティングやノウハウを学習します。設備管理に関する基本的な話し合いができるスタッフを養成します。
BMT-1 『巡回点検コース』	BMT受講者またはこれに相当する技能を有する者を対象に、設備の巡回点検業務のリーダーとして巡回点検表の作成、設備の異常摘出、初期対応ができるスタッフを養成します。
BMT-2 『定期点検・整備コース』	BMT-1受講者等を対象に、理論に基づく設備点検・整備の実施と、部下(業者)の的確な指揮・監督をするとともに、適切なエネルギー管理を行うことができるスタッフを養成します。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

(1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

① 個人情報保護に対する取組み

市民の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者としての認識を持ち、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、運営を行います。

構成団体 B は、プライバシーマークを取得している企業として、その品質に順ずる形で、質の高い管理基準とノウハウをもって運営を行っており、当施設においても利用者が安心して利用できる施設環境の水準維持・向上に努めてまいります。



個人情報保護法等を遵守した運用

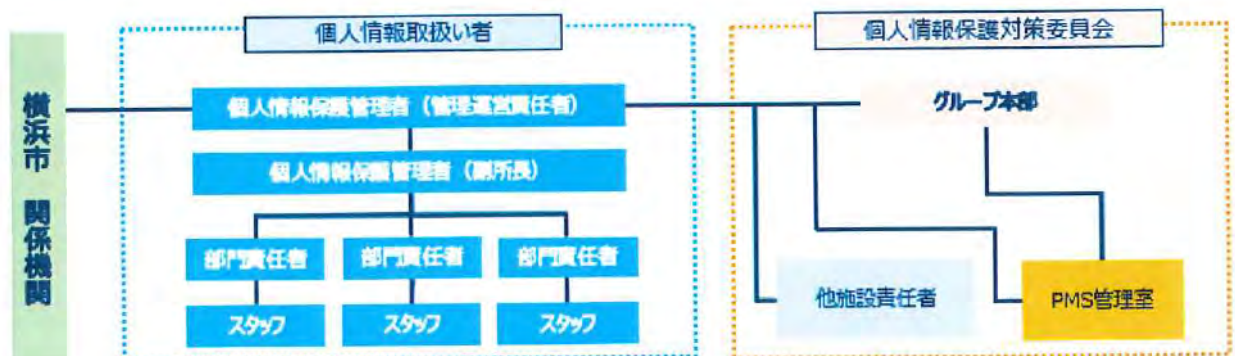
全スタッフが個人情報に対する正しい認識を持ち、適正な安全保護を図るため、専門研修を受けた個人情報保護管理責任者（管理運営責任者）を配置します。責任者が中心となって、取り扱いマニュアルや規則の更新や修正を行い、管理体制の水準維持・向上を図り、他のスタッフに対し、研修会を定期的を実施し、スタッフの個人情報保護に対する処理能力の向上に努めます。個人情報保護管理責任者を中心とした安全な管理体制によって、情報漏洩・不正使用の防止に努めてまいります。

個人情報保護法改定への理解

2020年に「個人情報保護法」が改訂されました。個人情報デジタル化や保有個人データの定義変更など、時代背景に合わせた改定となっており、当施設でもこれらに対応した「個人情報保護に関する規定」や「個人情報保護方針」を制定し、スタッフに教育研修を図ります。また窓口掲示・HPにより取扱方法や利用目的を周知するなど、市民への理解をさらに深め運営への安心感を高めます。

管理体制(PMS:個人情報保護マネジメントシステム)

個人情報の保護・管理において最も大切なことは取扱者の個人情報に対する正しい認識（リスクの理解）であると考えています。その認識や適切な取扱方法の浸透の為、当グループではPMS管理室（個人情報保護マネジメントシステム管理室）を設置し、法令に遵守した対応と情報の漏洩や（不正アクセスなどによる）データ破損・盗難・改ざんなどのリスクを十分に理解した上で、取扱い方法策・漏洩防止策などを構築します。またPMS管理室による研修の実施や、PDCA（計画・実施・監査・見直し）による定期的なチェックを実施することで、取扱い水準・セキュリティ水準を維持向上させていきます。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報の取扱手順

当施設で取り扱われる個人情報は、個人・団体登録書類・教室名簿・従業員名簿・関連業者一覧表等および取得物・報告書等に記載された情報が該当すると思われ、「個人情報管理台帳」にて管理を行います。個人情報の洗い出し・台帳の改定を徹底し、利用目的・入手方法・管理者・保管方法・保管期限等を適切に管理・取扱を実施していきます。

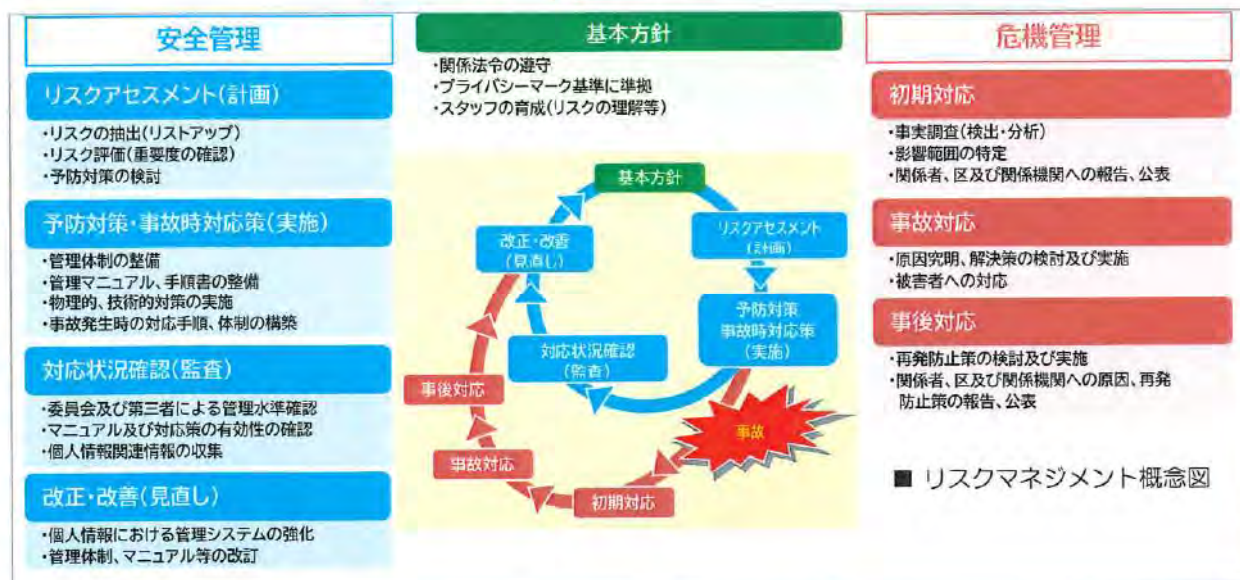
<p>収集形態</p>  <p>収集内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体登録手続き ・教室参加、イベント参加申込み ・拾得物管理 ・調書、報告書 <p>収集方針</p> <p>施設管理運営上、必要な範囲で個人情報の収集を行っていますが、その際の集める情報の内容は、目的を達成するために必要な範囲のみに限定するよう留意します。また、収集の際は、取り扱い手順（マニュアル）に従い、利用者を利用目的や目的以外での利用を行わない旨を明記したうえで、理解（同意）を求めます。</p> <p style="text-align: center;">収 集 方 法</p>	<p>管理手法</p>  <p>漏洩予防策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱者の制限 ・ウイルス対応 ・外部ネットワークからの隔離 ・定期的なバックアップ ・保管場所の施設管理 <p>漏洩時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応（報告、被害抑制、調査等） ・事故処理（原因究明等） ・事後処理（調査報告、再発防止対策等） <p>管理方針</p> <p>収集した個人情報はその利用目的・形態等に合わせ適正に管理します。漏洩や不正アクセス等による個人情報の破損、盗難、改ざん等の危険に対し適正かつ合理的なセキュリティ対策（予防策・事故対応の事前準備）を実施し、個人情報保護に努めていきます。</p> <p style="text-align: center;">管 理 方 法</p>
<p style="text-align: center;">利 用 方 法</p> <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室、イベント参加者の抽選 / 結果通知 ・利用登録カードの発行 ・団体登録、名簿等、関係書類の作成 ・拾得物の管理、受渡し対応（本人、連絡確認） ・調書、報告書の作成 <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用担当者の制限、履歴管理 ・情報利用手順・規則の遵守 ・情報利用状況、結果の報告 ・作成物の管理方法 <p>利用方針</p> <p>収集した個人情報は、特定した利用目的を遂行することのみに利用します。また、特定した利用目的を超えて個人情報を利用する場合には、個人情報保護規定の手順に従い、保有者への確認・同意を得るなどの適切な対応によりこれを処理します。</p>	<p style="text-align: center;">更 新 開 示</p> <p>各種申出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容更新の申請 ・利用停止の申請 ・情報の開示申請 ・破棄（削除）の申請 <p>対応手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の確認及び本人確認 ・理由の調査、手続処理 ・処理内容、結果の報告 ・正確且つ迅速な対応 <p>更新/破棄等の方針</p> <p>個人情報の開示を利用者自ら希望される場合は、必ず本人確認をした上で個人情報保護規定に則った対応を行います。また、利用者自ら個人情報の更新、利用停止、破棄（削除）の申し出があった場合には、申し出内容を確認の上、調査（手続き）を行います。調査（手続き）により理由を確認した後、迅速な処理を遂行し、常に最新の状態に保つよう心掛けます。</p>

4 本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報管理におけるリスクマネジメント

個人情報を管理するにあたり最も留意しなければならない点は、情報の持ち出しや不正アクセスなどいわゆる「個人情報の漏洩」であることはいうまでもありません。当グループにおいても、漏洩対策には最大限の努力をし、管理権限者の指定、保管場所のセキュリティ強化、従業員の教育等を徹底して行います。また万が一漏洩事故が発生した場合を想定し、「リスク調査及び管理台帳」や「リスクチェックシート」などに対し、取扱い手順に沿ったリスクの抜き出しを実施します。

抜き出したリスクに対して、「安全管理（事故予防策）」「危機管理（事故対応策）」の2項目に留意した対策を講じ、その手段をマニュアル化してスタッフへと浸透させます。事故予防策の実施によって漏洩事故発生の可能性を少しでも排除するとともに、万が一事故が発生してしまった場合には、早期対応・早期解決を実現することで利用者の安心感・信頼感の獲得に努めます。



取扱方法	漏洩防止策例
取得・入力	郵送取得:担当者の直接受け取り、郵便受け・トレイの定期確認 FAX:送信・着信確認、トレイの定期確認 データ:入力内容の再確認
移送・送信	原則持ち出し禁止:持ち出す場合・・・PC・USB・添付ファイルへのパスワード設定、社名入り封筒での移送、郵送場所の詳細確認、FAXトレイの定期確認、名刺の持出禁止
利用・加工	コピー忘れ防止張紙、机上への放置禁止、データ入力後の再確認、ウイルスソフトの導入
保管・バックアップ	保管場所・方法・期間の遵守、来訪者の管理(来訪者カード・バッジ)、PC収納机への施錠、PCへのパスワード設定、ウイルスソフトの自動更新、データのバックアップ
外部委託	漏洩防止のための契約・覚書の締結
消去・破棄	紙媒体:シュレッダーで処分、裏紙にしない データ:物理破壊、廃業者への依頼

区分	取り組み例
人的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の雇用または個人情報の預託を伴う委託契約時には、守秘義務を締結。 全従業員に対して、個人情報保護に関する教育・訓練を実施。
物理的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 「入退館記録表」を作成し、最初の入館者・最終の退館者を記録。 個人情報は鍵のかかる場所に保管。シュレッダー、溶解処理により廃棄。
技術的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> パソコンについては、離席時にパスワード付スクリーンセーバが機動するようタイマー設定を行い、パスワードについては定期的に変更。 電子メールを使って個人情報が含まれたデータを社外に送る際はファイルにパスワードを設定。また誤送信防止のため、上長の確認や宛先を十分にチェックしてから送信。 携帯電話の紛失防止のため落下防止用ストラップの取り付け等の対策を実施。また、操作防止セキュリティ(暗証ロック、遠隔ロック機能)を常に設定。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報保護に関する研修

【 社内・社外研修とスタッフ教育 】

構成団体 B は個人情報保護法が施行される以前より関連する研修会に積極的に参加しており、現在も社外講習会・専門講師を招いた社内研修会を行い、従業員に個人情報の管理に対する意識付けを行っております。

実務者であり、施設スタッフの指導に当たる個人情報保護管理責任者は社内研修会で様々なシミュレーションを行いながら知識向上に努めています。

また、責任者指導のもと、マニュアルの見直しを行い情報管理体制の水準向上に努め、従事するスタッフについてもマニュアルをもとにした研修を積極的に行うとともに、雇用契約時、及び退職時には、書面での誓約を交わし情報の保護を徹底します。

【 安心感を与えるスタッフ育成 】

個人情報のセキュリティ対策や、漏洩時の対応については、マニュアルや規則を作成し遵守することにより対応していきますが、これらのことは普段は利用者には見えない部分であり、システムの安全性を確保するだけでは、利用者の安心感は得られないと考えています。

利用者に不安を与えずに安心して施設を利用できる状態に保つことこそ最も大切であり、このためには個人情報保護の大切さ重大さ、なにより、その精神をスタッフ一人ひとりが持ち、利用者に安心感を与えられる事が重要と考えます。日常的・定期的な研修を通じて、安心感を与えることのできるスタッフの育成に努めます。



個人情報保護研修内容	
セルフチェック	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に対する理解度をチェックし、自身の改善点、実務上の疑問点等を抽出。
個人情報保護の重要性及び利点の認識	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する基本的な知識・取扱い時の留意点・事故対応・問い合わせ対応等、事例を用いた DVD 映像を用いて認識を深める。
個々の役割及び責任の確認	<ul style="list-style-type: none"> 施設での個人情報保護に関する取扱い方法について実務状況を踏まえながら個々の役割及び責任範囲を確認。
ルール違反時に予想される結果の再認識 (効果測定)	<ul style="list-style-type: none"> 研修を通して学んだ個人情報保護に関する知識を基に、事故リスクの考えられる各シーンの対応についての理解度を確認し研修の効果測定を実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> Eメール送信時/USBメモリの取り扱い/事務作業時の注意点/ FAX送信時/書類等郵送時/ファイル共有ソフトの取り扱い/ 携帯電話の管理方法/個人情報(データ・書類等)の管理方法 等 </div>

4 本市の重要施策を踏まえた取組

②情報公開に対する取組み

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び関係規程や市からの指導に基づき、施設管理運営に関わる市民の知る権利を保障し、情報公開の推進を図ることで、市民（利用者）に説明する責務を全うし、施設への理解と協力を深めます。ただし、個人情報に該当するようなセンシティブ（機微）な内容（従業員名簿、給与、社会保険等）等は市・区との協議の上、全部または一部を公開しないものとします。

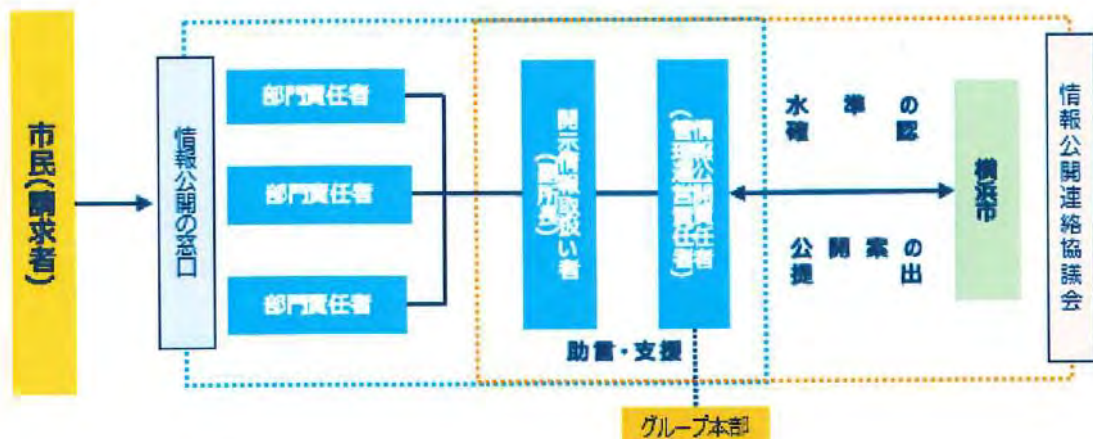
市民（利用者）に説明する責務を全うするため、年度ごとの中間報告など、定期的な情報提供・公開を行い、市民（利用者）の理解と批判の下に公正で開かれた運営を推進します。また、利用者ヒアリングやアンケートによる利用者からの評価を取り入れることで、市民（利用者）参加を促進します。内部監査結果及び外部評価結果については情報公開の観点より、市や施設の専用のホームページ及び『広報よこはま』等に公開していきます。また、万一事故等が発生した場合は、経過と結果を速やかに公開します。

情報公開について

【 情報提供対策委員会 】

市民（利用者）から直接的（施設窓口、電話等）又は、間接的（市を介して）に、情報の開示請求（問合せ）があった場合には、管理運営責任者を中心に情報提供対策委員会を設置し対応します。

委員会では、開示にあたり、関係資料の収集・作成を行い、市又は請求者へ情報公開・提供します。また、自主的な情報提供についての方針や計画を協議し実施していきます。



【 公開請求に対する情報公開・提供 】

施設窓口や電話での問合せに関しては、その内容に応じて情報の提供を行います。ただし、市と協議の必要とするもの（情報開示請求の手続きを必要とするもの）に関しては、その手続き方法を案内します。市を介して施設の管理運営にかかる情報（管理運営状況、事業内容、決算報告等）の開示請求があった場合は、関係機関と連携し、市からの指示・要求のもと内容、公開方法等を協議し遅滞なく情報の公開・提供を行います。市民（利用者）に対し、公の施設として条例等に定められる手続きに沿って情報公開を行い、公正で開かれた運営を推進します。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

【 個人に関する情報の公開 】

当施設で取り扱う個人情報の開示・利用・公開等の請求に関しては、そのリスクを十分に把握・理解し個人情報管理責任者（管理運営責任者）の指示・監督のもと、「個人情報取扱い手順書（マニュアル）」に規定された手順により停滞なく開示・公開を行います。但し、公開により、下記に該当する場合は、区や関係機関との協議の上、その全部または一部を公開しないものとします。

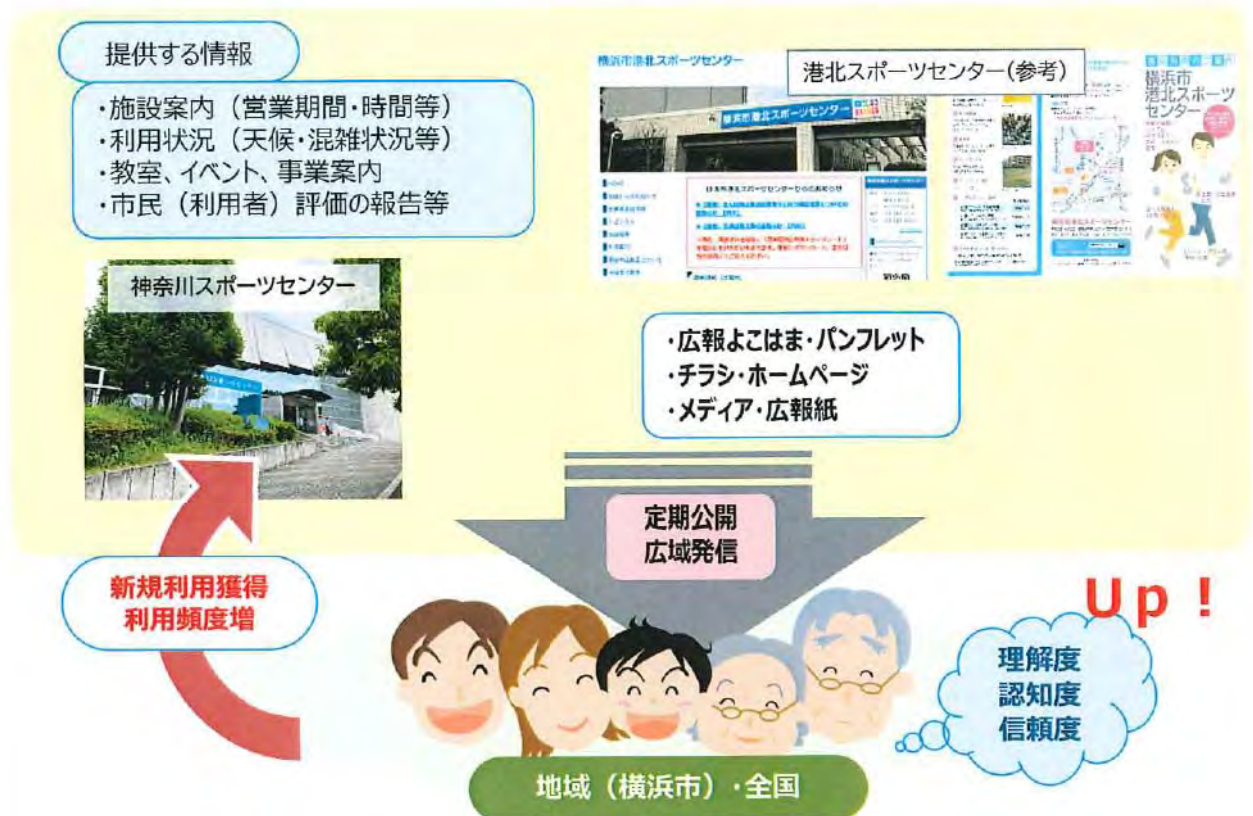
- ・本人もしくは第三者の生命の・身体・財産等を害する恐れがある場合。
- ・施設の管理運営に回復困難な支障を及ぼす恐れがある場合。
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例等、法令に違反する場合。

公開しないことを決定した場合は、管理運営責任者より、関係者及び開示請求者に対し、遅滞なくその旨及び理由の通知を行います。また、提供・公開する情報に第三者に関わる情報が含まれる場合には、必ず関係者への通知及び意見（同意）を確認し、了解を得たうえで公開を行います。

【 積極的な情報公開・提供 】

施設の管理運営に関する情報公開に関して、市民（利用者）からの請求（問い合わせ）に対してだけでなく、自主的な情報提供を実施しています。市民（利用者）の知りたい情報を、パンフレットやホームページ等を媒体として広く周知することで、施設の理解度・認知度の向上を図っています。

また、施設内だけでなく、市内主要施設への情報提供（パンフレット等の設置等）や配布物（チラシ等）への掲載、マスメディアへの情報提供などより広域に情報の提供を行っています。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

③人権尊重

横浜市の推進する「**横浜市人権啓発推進計画**」及び「**横浜市人権施策基本指針**」に賛同し、「互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向けて、公共スポーツ施設として果たすことが出来る役割を実行します。

市民への啓発行動をするには、施設で働くスタッフ 1 人ひとりに人権を尊重する意識と、豊かで鋭い人権感覚が求められます。スタッフは研修を通して、人権に関する幅広い知識・感覚を身に付け、人権尊重を基調とした施設運営に努めます。

この土台を下に、市民に対して人権尊重の重要性について理解を深めてもらえるよう、スポーツを活用した啓発活動を実施致します。



スタッフへの啓発=研修

責任者は、横浜市等が実施する人権問題に関するセミナー・講演会等へ積極的に参加し、人権に関する幅広い知識を身に付け、人権感覚を高めます。また、受講した責任者は、施設の人権啓発責任者として、スタッフ全員への指導を実施します。スタッフに対しては、講義型の研修による知識の共有と併せ、性別や年齢、障害の有無や国籍にとらわれず、全ての来館者が不自由や疎外感等を感じることなく施設を利用できるよう、日頃の応対から実践的に指導します。

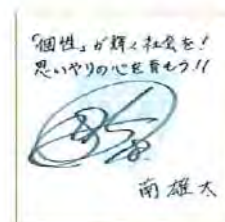
さらに、代表団体 A は年に 1 回法人全体研修として**人権研修会**を開催しています。神奈川区にある社会福祉法人若竹大寿会統括施設長を講師とし、公共施設における障害者対応を中心に話をしてもらい、全スタッフで受講しています。

市民への啓発

横浜市が主催する人権啓発事業に積極的に協力し、イベントや活動周知します。施設の取組みとして、人権啓発ポスターの掲示や「スポーツと人権問題」に関するパンフレットの配置などに尽力します。また、構成団体 C では神奈川県と人権啓発に向けて協力した実績もあります。**トップアスリートの発信力や求心力**を活かし、こういった人権啓発運動にも積極的に取り組んでまいります。



令和 2 年度
横浜市人権啓発ポスター



南 雄太 (みなみ ゆうた)
アスリート-選手

神奈川県人権啓発推進会議主催
第 25 回人権メッセージ展

4 本市の重要施策を踏まえた取組

④環境への配慮について

私たちは、個人として、地球人として、かけがえのない地球を守り、私たちや子供たちが末永く安心して暮らせ未来を築く責任があります。環境への配慮は今最も求められる重要な取り組みであり、地球規模の社会的ニーズです。当グループは、もてるノウハウを発揮し、この要求に応えるべく環境配慮型の運営を行います。

横浜市環境マネジメントシステムに基づく運用を基本とし、「横浜市環境管理計画」や「ヨコハマ 3R 夢」、「横浜市 SDGs 未来都市計画」等に沿った、環境に配慮した管理運営を行います。また、節電・節水・公共交通機関や自転車の利用などを率先して行うとともに、利用者にも呼びかけCO₂を削減する省エネルギー型の管理運営に努めます。

「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、紙・文具・OA機器・ユニフォーム・各種物品等の購入については、環境負荷の少ない物品等を購入するよう努めます。

【横浜市環境管理計画の理解】

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて策定された「横浜市環境管理計画」を理解し、市の目指す「魅力あふれる持続可能な都市 横浜」の実現に向けた環境負荷の少ない施設運営を行います。

計画の3つの基本政策の中から当施設の指定管理者としてできる最大限の環境保護事業を実施していきます。

1. 環境と地域社会

- ・人と環境とのきずなづくり、
- ・環境活動の促進とネットワークづくり
- ・「学び」の場づくり、輪づくり など

2. 環境と経済

- ・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・横浜の特色ある都市農業の推進 など

3. 環境とまちづくり

- ・地域特性に応じたまちづくり
- ・良好な環境に創出する公園の整備、維持管理、経営
- ・環境分野における防災、減災対策の推進

【ヨコハマ 3R 夢プラン推進計画の理解】

ヨコハマ 3R 夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）は 2010 年～2025 年度までの長期計画です。ごみと資源の「リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）」＝「3R」の観点から、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的としています。

それぞれの事業や施設特性に応じて、自分らしい 3R 行動を大切にしながら、「横浜らしい循環型社会」に向けて取り組んで参ります。

3R+1⇒【4つの“R”】への取組み

当施設においては、「ヨコハマ 3R 夢プラン」の 3R に、さらにもう 1 つの「R」（Refuse）を加え、「4つの R」をスローガンに取り組みます。すべてのスタッフが日常から環境への意識を持ち、「ゴミを出さない運営」「適正な分別」「グリーン購入」等の環境保全や「節電」「節水」等の省エネを意識した行動を徹底します。

日常の清掃、設備管理においては、環境にやさしいケミカル類の使用や、廃棄物や汚水排水をなるべく出さない業務を行うよう意識徹底を図ります。

環境保護団体やボランティア、シルバー人材センター等の協力を得て、施設周辺の環境保全・創造活動を進めます。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

省資源化・リサイクルへの取組み

【 廃棄物の適性分別 】

排出元での容易な分別を可能にすると同時に、分別に対する意識を啓発するため、ゴミ分別 BOX に分別ポスターを掲示していきます。また施設内で発生した廃棄物については、スタッフが項目ごとに再分別を行い、リサイクル率の向上に繋がります。

【 備品類のリサイクル 】

市内外のスポーツ施設において（体育備品・トレーニング機器などの）備品・機器類の相互リサイクルを積極的に推進します。

【 リサイクル活動への協力 】

地域のリサイクル活動に協賛し、資源の有効利用とリサイクル情報の交換を行ってもらい、ごみリサイクル意識の向上に協力します。

■ 廃棄物の適正分別の例



省エネルギーへの取組み

【 省エネルギー診断と省エネルギー対策 】

当グループはエネルギーデータを収集蓄積し、エネルギーフロー（チェックリスト）に基づいた「省エネルギー診断」を施すことで、エネルギーの「無駄な消費」を洗い出します。

省エネルギー診断によって発見された消費の無駄は、そのテーマごとに改善のオペレーションを中心に実行する「運用改善型省エネルギー対策」と、主に設備投資・修繕によって実行される設備投資型省エネルギー対策」の2通りに大別され実施します。

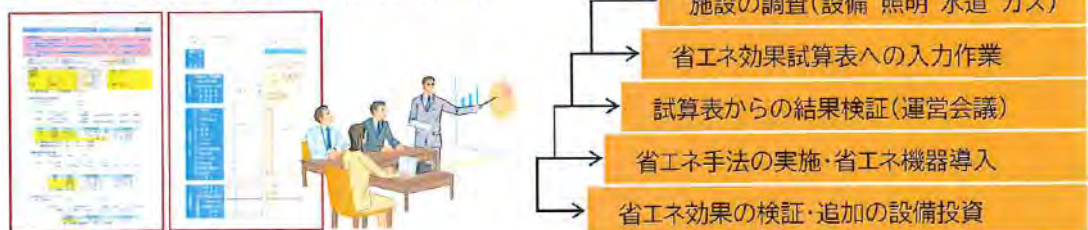
運用改善型省エネルギー対策においては、現在の運用データを参考に、熱源設備を始めとする日常の適正な設備運転管理と「省エネルギー・CO₂排出削減」を両立させた施設管理を行います。

設備投資省エネルギー対策では「省エネ効果試算表」を作成し、導入効果の検証と運営委員会の判断を確認したうえで施工に着手します。これまで積み重ねた経験とデータを比較し、本施設における費用対効果と優先度の高いものから計画的に採用していきます。

省エネルギー診断 (豊富なノウハウ・事例から総合・公正な判断)



エネルギーモニタリング(省エネ効果試算表の作成)



4 本市の重要施策を踏まえた取組

運用改善型省エネ対策と設備投資型省エネ対策

【 運用改善型省エネルギー対策 】

日常点検にて収集・蓄積されたエネルギーデータに基づいて、エネルギー消費傾向を把握し長期保全計画を立案、日々の節電・節水・空調温度設定管理・設備運転時間の変更、スタッフ啓蒙によるなどによってエネルギー使用量の減少を実現します。

【 設備投資型省エネルギー対策 】

運用改善型省エネルギー対策の実施から取組みを実施、省エネルギー診断により効果を予測計算し、劣化の目立つ系統及び費用対効果の高い設備の更新を優先的に行います。また、エコ製品の利用やインバーター等の省エネルギー製品を導入し、運用上無理のない省エネを実施します。



環境に優しい施設づくりへの取組

【 具体的な環境負荷低減手法の一例 】

運営管理上の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達（環境負荷の少ない物） ・電力・水・燃料の節約 ・事務のペーパーレス化 ・管理スタッフによる通勤 ・移動手段の心掛け（公共交通機関・自転車等の利用） ・CO₂ の排出低減を意識
維持管理上の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護マニュアル ・廃棄物の適正分別 ・事務所排出ゴミの分別（圧縮や裁断を行う） ・4R(3R+1)運動の推進（ゴミ減量化、廃棄物の適正排出等） ・地球にやさしい施設づくり ・みどりのリサイクルを実践
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路のクリーンアップ清掃ボランティアを実施 ・エコキャップ、プルタブ収集 ・ゴミの持ち帰り運動（協力の呼びかけ） ・ゴミ分別ポスター掲示 ・Fun to Share（低炭素社会実現）への賛同と取り組み
管理効率の向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託、物品購入の管理のシステム化 ・定期的な発注条件の見直し ・市内事業者への発注（地産地消による効果） ・スケールメリットによる業務管理 ・他施設の好事例の導入 ・内部統制機能の向上

再生可能エネルギーの利活用

代表団体 A は市が掲げる「Zero Carbon Yokohama」を踏まえ、**電力は再生可能エネルギー 100%を導入**しています。具体例として、管理施設である公会堂は青森県横浜町、地区センターは秋田県八峰町及び岩手県軽米町からの**風力発電による再生可能エネルギー電力**を導入しています。




当施設においても導入を検討しており、2050 年までの脱炭素社会の実現へ向け取り組みます。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

構成団体 C の環境活動実績



【協定締結・認証の取得】

<p>神奈川県 ECO パートナー協定 締結</p>	<p>2010 年に神奈川県と環境行動をはじめとした連携・協力関係をより深めるために「ECO パートナー協定」を締結し、カーボンオフセット活動の普及啓発等を行っています。</p>	
<p>「かながわ SDGs パートナー」認定登録</p>	<p>2019 年より神奈川県が認定を行っている「かながわ SDGs パートナー」に登録されています。県と、認定を受けた企業・団体等が連携して SDGs の普及促進活動に取り組んでいます。</p>	
<p>「ISO20121」認証取得</p>	<p>イベントの持続可能性に関するマネジメントシステムの国際規格を取得しています。2008 年 3 月に「ISO14001」認証を取得し、2019 年より本認証「ISO20121」を取得しています。</p>	

【具体的な活動】

<p>ペットボトル キャップ回収</p>	<p>2019 年よりホームゲーム毎一定量のペットボトルキャップを持参頂いた方にチームオリジナルグッズをプレゼントしています。集めたキャップは再利用して新たな商品に生まれ変わります。</p>	
<p>カーボンオフセット活動</p>	<p>2009 年より来場者数に連動したカーボンオフセットに取り組んでいます。年 1 回の ECO パートナーデーにおいて横浜市のブルーカーボン事業にも協賛しています。</p>	
<p>LEADS TO THE OCEAN プロジェクト</p>	<p>日本財団と NPO 法人海さくらとともに、2017 年よりホームゲーム終了後、スタジアム周辺にて清掃活動を実施しています。</p>	
<p>地域清掃活動</p>	<p>アカデミー所属選手・スタッフが地域清掃を行っているほか、地域の商店街や自治体と協力した清掃活動・イベント参加を行っています。</p>	
<p>横浜市みんなのケータリサイクリング</p>	<p>横浜市の資源循環局との連携企画として携帯電話回収事業への協力を実施しています。ホームゲーム時に回収ボックスを設置し回収の協力しておりスポーツセンターへも広げる等の協力も想定できます。</p>	

4 本市の重要施策を踏まえた取組

<p>ちきゅうにも からだにも やさしい プロジェクト</p>	<p>「かながわSDGsパートナー」の認定を受けている構成団体Cと、同じグループ会社でフードサービス事業を展開する(株)LEOCが提携したプロジェクトです。 SDGsの普及啓発や、「地産地消」や「食育」などをテーマとしたサステナブルな取組みを推進しています。</p>	
<p>「はまっ子 どうし The Water」 の販売</p>	<p>ホームゲームにおいて、特定の試合で横浜市水道局の「はまっ子どうし」を販売しています。売上の一部は水源林保全活動等に使われています。</p>	

【スポーツセンターでの活動予定】

ホームスタジアムである「ニッパツ三ツ沢球技場」は神奈川区内にあり、当施設から約2kmと非常に近い立地関係にあります。今後上記のような取組みを実施する際には、当施設とも連動して活動の啓発・宣伝・実施を予定しています。チームの活動と施設が連動することで、利用者や地域へ活動の輪をさらに広げていきます。

⑤市内中小企業への優先発注

第三者委託の選定や、物品調達が発注先を検討する際には、「**横浜市中小企業振興基本条例**」の趣旨を最大限尊重します。市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきたと理解しております。

市内中小事業者の積極活用

当グループは第三者委託の選定や物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として、“地産地消”を掲げております。中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解した上で、市内中小業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、経済の活性化に貢献します。

地元経済事業者との信頼関係構築により、本施設の発展だけでなく、「新たな地域コミュニティの形成」「地域社会の活性化」等、良い相乗効果が生まれると確信しております。地域から認めていただくことにより区内で開催される様々なイベントや行事への参加や事業連携の機会創出にも恵まれ、さらなる地域貢献にもつながるものと考えています。



実績や安定性に差が無い場合には市(区)内業者を優先して採用

市内調達基準の設定

当施設の指定管理業務においては、業務委託・物品購入について市内調達基準を定めて、その基準に則り業者の選定を行ってまいります。確かな技術と最高のコストパフォーマンスを提示した委託先を選択することを前提に、市内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。しかしながら、特別な技術が必要で市内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ってまいります。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

⑥男女共同参画推進

地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。当グループの代表団体 A は区内で「女性支援事業」を多く手がけてきた実績があります。そこに構成団体 B の持つ女性の健康づくりにおけるノウハウや、構成団体 C の手がけるスポーツクラブとのコラボレーションやスクール事業を組み合わせ、「第 5 次横浜市男女共同参画行動計画」に則り、「女性の社会進出支援」「様々な啓発活動」「ライフステージに応じた女性の健康支援」に取り組みます。

【 神奈川スポーツセンターで実施する具体的取組み 】

<p>女性の社会進出支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代表団体 A は区内施設において、マザーズハローワーク横浜との共催事業として「女性再就職支援講座」を開講しました。また、「かながわ☆ママの輪づくり」「パパも作りたい離乳食」など、働く女性や男女問わず子育ての支援事業に積極的に取り組んでおります。当施設においても、定期的に講座やイベントを開催します。 	
<p>スポーツクラブを活用した啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツクラブの持つ集客力・発信力を活かし、女性支援に取り組む様々な団体と協力した啓発活動に取り組みます。施設内でのポスター掲示、ホームページや SNS を活用して情報発信、イベントの開催など、様々な角度からアプローチします。 <イベント開催実績> 構成団体 C × 日本シングルマザー支援協会 「子どもの教育・習い事に関する座談会&サッカー観戦会」の開催（お子さんの教育や習い事に対する悩みや不安を抱えるシングルマザーの支援） ニッパツ横浜 FC シーガルズ × 横浜未来ヘルスケアシステム 「ピンクリボンマッチ」の開催（乳がんの早期発見・早期治療の必要性の啓発） 	   
<p>ライフステージに応じた女性の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の女性の健康づくりを支援する「託児付き教室」として「ヨガ」「ピラティス」などを中心に実施します。代表団体 A は区内施設において託児事業におけるノウハウを多く蓄積しており、利用者に対して安心感のあるサービスを提供します。 仕事や家事で中々施設を訪れることが出来ない女性向けの事業として、「オンラインレッスン」や「自宅出来る運動・ストレッチ動画の配信」など、限られた時間の中で提供できるように支援をします。 子どもから年齢が上がるにつれて徐々に活動の場が限られてきてしまう女子サッカーの普及の場として、JFA(日本サッカー協会)とニッパツ三ツ沢シーガルズで連携し、「JFA なでしこひろば」を開催致します。 	 

5 管理運営経費

(1) 利用料金等収入増への取組

① 収支計画の作成方針

当グループは、指定管理者として施設の管理運営を進めるにあたり、本制度の導入目的のひとつである、「公共サービスの効果・効率の向上」、つまり、施設利用率の向上、利用者数の増加等を達成目標とする一方で、経費の削減を図り区の負担を軽減することを求められるということを十分に理解しています。

当グループの収支計画は、安にコストダウンを図るのではなく、当施設での実績や当グループ各社が管理する同規模施設での状況、社会状況等を踏まえ、施設運営における業務水準・サービス水準の担保を前提に、新たなサービス提供にかかる部分には相応の経費を見積もるなど、地域ニーズに応える高品質なサービス提供の実現と共に、安定的・継続的な施設運営を実現する為の「適正な金額」算出に留意しています。

事業の継続と共にサービス水準の維持・向上により、利用者増（＝収入増）を図り、得られた収益の還元を持って市（区）の負担軽減を実現することで、市（区）・利用者・指定管理者の三者がトリプルウィンとなるものと考えています。

② サービス水準の維持・向上による利用者増・収入増の実現

本事業の収入総額の約 5 割強を占める利用料収入の増加は安定的な施設運営の実現とともに、市（区）の負担する指定管理料の削減を図る重要な要素でもあります。

稼働率の高い時間帯や施設はその水準を維持するとともに、空き時間帯・施設の有効活用や機能向上等、新たなサービス展開、改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用（リピーター）の促進を図り、収入の増加を計画します。

また、利用者増を実現するためには、ニーズの把握による「期待値」、モニタリングによる「満足度」、そして安全で快適な施設を提供する「信頼感」それぞれを高める取り組みが大切だと考えます。

当グループはこれまでも他の類似施設運営の中で、随時改善を図りながら収入の増加を実現しています。今後の想定においても、ニーズに対応した高水準のサービス提供やコロナ禍等の状況下で運営においても事業継続を図る工夫により収入の増加を見込んでおり、継続的な取組みによる確実性・安定性の高い事業実施が可能な団体であると自負しております。

利用者数・収入の想定

	R4	R5	R6	R7	R8
総利用者数(千人)	286	292	298	304	310
総収入額(千円)	76,471	78,159	79,819	81,488	83,278

※自主事業含む

収入増加による市（区）負担額の縮減

利用料金収入の増加を目指し、新たなサービス向上・各種スポーツ教室事業の改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用者（リピーター）確保を図り、利用料金の増加を目指してまいります。増加した利用料金収入については、全てを管理者の収入とするのではなく、一部を市（区）に還元することで、実質的な市の負担額の縮減にも貢献したいと考えます。

当グループは毎年の年度決算状況を踏まえ、翌年度の収支計画を実状に合わせ見直すことで、市（区）の負担となる指定管理料の適正化を図り、更なる財政負担縮減の可能性を模索します。

利用料金収入の増加によって、横浜市（神奈川区）・指定管理者・区民（利用者）それぞれにメリットが出るトリプルウインの運営を実現します。

様式 12 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

5 管理運営経費

③指定管理事業の収入計画 (R4 年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	積算根拠		
合計 (A)			71,403			
利用料金収入			27,616			
項	第1体育室 (団体)	A区分	696コマ 2,000円 92.5% 92.0% 1,185	7,109	第1体育室の団体稼働率は高い傾向にあり、大幅な上昇は見込めないと考えられ、過年度水準を維持	
		B区分	696コマ 2,000円 92.5% 92.0% 1,185			
		C区分	696コマ 2,000円 92.5% 92.0% 1,185			
		D区分	696コマ 1,500円 92.5% 92.0% 888			
		E区分	696コマ 2,000円 92.5% 92.0% 1,185			
		F区分	696コマ 2,500円 92.5% 92.0% 1,491			
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥3,000,000含む)			
	第2体育室 (団体)	A区分	348コマ 2,000円 94.0% 95.0% 622	3,731	第1体育室同様に、団体稼働率は高い傾向にあり、大幅な上昇は見込めないと考えられ、過年度水準を維持	
		B区分	348コマ 2,000円 94.0% 95.0% 622			
		C区分	348コマ 2,000円 94.0% 95.0% 622			
		D区分	348コマ 1,500円 94.0% 95.0% 466			
		E区分	348コマ 2,000円 94.0% 95.0% 622			
		F区分	348コマ 2,500円 94.0% 95.0% 777			
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥900,000含む)			
	第3体育室 (団体)	A区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310	1,850	第1・2体育室同様に、団体稼働率は高い傾向にあり、大幅な上昇は見込めないと考えられ、過年度水準を維持	
		B区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310			
		C区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310			
		D区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310			
		E区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310			
		F区分	348コマ 1,000円 99.2% 89.7% 310			
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥520,000含む)				
研修室 (団体)	A区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182	1,092	類似施設の研修室と比較すると、稼働率は高い傾向にあることから、同水準を維持することを目標とする		
	B区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182				
	C区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182				
	D区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182				
	E区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182				
	F区分	348コマ 700円 95.3% 78.4% 182				
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥340,000含む)				
目	第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	5,850人 ×@120	=702	726	過年度水準を参考に、参加率の上昇を図る
		小人：年間利用者数	810人 ×@30	= 24		
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,050人 ×@120	= 1,206	1,277	過年度水準を参考に、参加率の上昇を図る	
	小人：年間利用者数	2,360人 ×@30	= 71			
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	40,000人 ×@300	85%	= 10,200	10,226	トレーニング機器の全入替や、体組成計の設置、定期券の導入により、きっかけづくりと継続利用促進を図り収入増を見込む
	小人：年間利用者数	300人 ×@100	85%	= 26		
個人利用	大人：年間利用者数	3,900人 ×@300	85%	995	995	女性や高齢者・障害者でも気軽に利用できるように、利用拡大を図る
	付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等		600		
利用料金収入 (駐車場)		3,075台 ×@275 ×12ヶ月		10,148	10,148	各種サービス向上に向けた取り組みによる利用増に伴い、収入増を見込む
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)		8,191	20,622	当グループ各社が保有する独自プログラムを教室に組み込むことで、現教室の参加率向上及び収入増を見込む
		第二体育室 (ヨガ、ピラティス)		5,449		
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)		4,693		
		研修室 (ママと赤ちゃんダンス、シェア空手)		2,289		
		当日教室 (シニアダンス、ストレッチ＆筋トレ等)		11,464		
文化教室 (健康マージャン、写真入門)		1,411				
その他収入		託児料 (ヨガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数		122	122	現行の教室を基本に過年度水準維持を見込む

④自主事業の収入計画 (R4 年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	積算根拠
② 自主事業収入			5,068	
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入		240	コロナ対策でもあるオンラインレッスン導入により収入増を見込む
	飲食事業 (自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,041	各種サービス向上に向けた取り組みによる利用増に伴い、収入増を見込む
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャツ、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売		1,355	各種商品を準備するとともに、各種サービス向上に向けた取り組みによる利用増に伴い、収入増を見込む
利用料金収入 (時間外)	拡大開館利用料金 (年末年始)		178	年末年始一部開館の継続実施。過年度実績同水準を見込む
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金 (年末年始)		54	過年度実績同水準を見込む
その他	講師派遣、体組成測定会等		200	区内各施設をはじめ、地域への出張派遣を実施

5 管理運営経費

(2)施設の課題等に応じた費用配分

①効率的運営・経費縮減に向けた取組み

神奈川スポーツセンター指定管理業務（自主事業除く）の令和4年度支出内訳では、人件費（指導報酬含む）53.4%（65,684千円）、維持管理費（修繕費含む）12.4%（15,300千円）、水光熱費12.2%（15,000千円）となっており、合計で支出の約78%（95,984千円）を占める状況です。

神奈川スポーツセンター(令和4年度 維持管理運営費用:122,887千円)			
人件費(指導報酬含む) 53.4% 65,684千円	維持管理費 (修繕費含む) 12.4% 15,300千円	光熱水費 12.2% 15,000千円	他経費

当グループでは、支出割合の大きな、①人件費 ②維持管理費③水光熱費を主な対象と考え、様々な対策による効率化・コストの縮減を追求していきます。

効率化・経費縮減の取組み①(人件費)

労働条件・職場環境等への配慮とともに、スタッフのモチベーション維持・向上を図り、安定的な雇用(人員確保)に努めることを前提に、雇用形態や勤務形態の多様化、個々のスキル向上、効率化により人件費の縮減(増加抑制)に努めます。

【 正規職員の効果的な配置と短時間労働者の雇用 】

正規職員の重複や土日・夜間の正規職員の不在による業務停滞を回避するため、引続きシフト・ローテーションによる変形労働時間制を採用し、休日出勤・短時間労働等、柔軟な出勤体制をとることで、サービス水準を維持(向上)させたまま人員の効率化を図ります。

また、すべての人員がフルタイム雇用であるという発想を改め、アルバイト等の短時間勤務者によって繁忙・閑散期に対応した雇用調整を行い、効率的な運営体制を構築します。

【 マルチジョブシステムによる業務効率の向上 】

スタッフが、固定化されたセクションや業務の範疇にとらわれることなく柔軟に従事する、マルチジョブシステムを採用します。各スタッフが当施設に関わる様々な業務に対応し業務効率を高めることで、ゼネラリストを育成すると同時に、余分な管理コスト（人件費）を削減します。（※特殊な有資格者が必要な業務を除く）

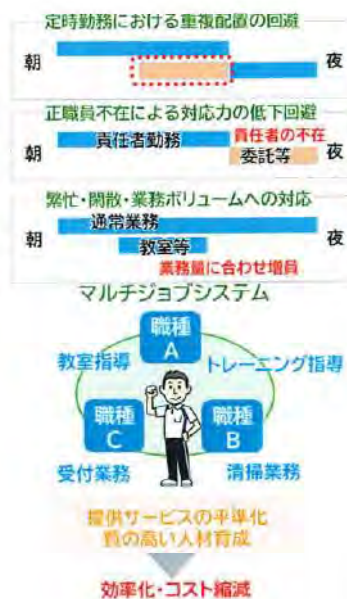
【 スケールメリットを活かしたマネジメント 】

当グループが管理する、市内・区内・近隣施設との連携を図り、教室スケジュールの調整・スタッフの同時募集・合同研修などスケールメリットを活かしたマネジメントにより、業務に係る人件費の効率的な削減を図ります。

効率化・経費縮減の取組み②(維持管理費・修繕費)

【 契約条件等の工夫(業務の再委託契約等) 】

業務の再委託における契約の際に、複数年契約を検討する等、契約方法の工夫により、委託費等の手続きに係る諸費用の削減を図ります。



5 管理運営経費

【 自主点検の実施による予防保全 】

当グループは、法令に基づく点検に加え自主的な点検を推進し、定期的な巡回点検による設備監視で不良箇所などを発見、素早い対応をすることで、不要な臨時点検・修繕コスト削減を図ります。

【 ICT の活用による業務の効率化 】

維持管理スタッフの業務効率化のため、支援ツールの運用により、建物管理業務や備品・消耗品情報をシステム化し、管理データの効果的な活用を図ることで施設管理業務の予算計画の立案、最適な保全対策、課題への対応、備品・消耗品の補充などがスピーディーに実行可能となります。また、スタッフの人事異動時においても引継ぎを効率よく行え、事故防止に活用できます。

効率化・経費削減の取組み③(水光熱費)

利用者の増加や今年度、新たに空調機器が設置されることにより、今後、エネルギー使用量は増加する見込みとなっていますが、当グループではこれまで取り組んできたエネルギー管理をさらに強化し、日々の節電・節水・空調温度設定管理・設備運転時間の変更、スタッフ・利用者への啓発による徹底管理など運用改善型省エネルギー対策とともに、設備の改善・修繕などの設備投資型省エネルギー対策（省エネルギー機器を更新導入）を併用しながら、使用量削減・コスト削減を目指します。

【 運用改善型省エネルギー対策 】

エネルギーを合理的に管理していくために PDCA サイクルによるマネジメントを実行し、日常の巡回点検や運転管理において、常に効率を追求し無駄を極力排除するとともに、収集・蓄積されたエネルギーデータに基づいて月 1 回程度設備管理ミーティングを実施し、スタッフへの啓発活動を強化します。その他、同規模/同用途施設との比較による省エネルギー診断によって、消費傾向を把握し長期保全計画の立案を行います。

【 設備投資型省エネルギー対策 】

運用改善型省エネルギー対策で得たデータ等を参考に予測計算し、劣化の目立つ系統及び費用対効果の高い設備の変更を優先的にを行います。設備改修やオーバーホール実施の際には、エコ製品の利用や LED・インバーター等の省エネルギー機器を導入し運用上無理のない省エネを実施していきます。

設備改修やオーバーホールは収支計画と密接な関係にあるため、必要な修繕が実行できるように項目を明確にした後、“指定管理者で対応できるもの”“区と協議が必要なもの”を検討していきます。基本的な考えとして修繕費予算内を超えない項目を優先的に実施いたします。



効率化・経費削減の取組み④(他、経費)

前述の経費項目以外にも、日々の業務の中で効率化を図り、無駄の排除する取組みを積み上げ、経費削減に努めます。

消耗品費・備品購入費

当グループの保有する多種・多岐に渡る購買ルートを活用し、集中購買による備品購入費やメーカー委託費の削減を実現します。また、集中購買が実施できないケースでも、購買ルートや入手した見積品質のチェックを行う「品質部署」により同業他社からの見積を比較し、厳重にコストチェックを行います。

広告宣伝費

当施設の宣伝広告を実施するにあたり、地元事業者や地元団体に協賛を募ることで、宣伝効果を下げることなくその費用の軽減を実現しています。経費の削減を実施すると同時に協賛者側のメリットも大きく、宣伝効果によって事業者の認知度を高めるなど地域の活性化にもつながります。

リース料

トレーニングマシン、事務機器等高額商品については、リース契約を活用し(5年:60ヶ月リース)、単年度にかかる経費の負担を緩和させます。また、リース期間終了後も(程度の良いものは)継続して再リース契約をすることで、年間のランニングコストを軽減させます。

様式 12 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

5 管理運営経費

②指定管理事業の支出計画 (R4 年度)

		合計金額 (千円、税込み)	積算根拠	
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込み) 122,887		
目 項	人件費	50,084	自社の人件費算出根拠表に基づき、一定水準の給与支払、業務水準に応じ適正に算出。現行体制以上のスタッフを配置しつつ、人件費総額の削減も実現	
	修繕費	3,300	区指定額を計上	
	設備管理費	12,000	人件費上昇により実績額よりも増加を見込む	
	消耗品費	3,600	実績額を参考に計上	
	広報費	1,000	当グループスケールメリットにより、他施設との一括広告掲載などによりコストの圧縮を見込む	
	印刷製本費	1,000		
	光熱水費	水道	2,000	近年の光熱水費高騰により、過年度より高い実績額を参考に計上
		電気	10,500	
		ガス	2,500	
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600	当グループ他の類似管理施設と同規模額を計上
	使用料・賃借料	[リース月額料]	×12ヶ月=4,788	利用増・収入増を計画する上で、必要な投資額を見込む
		スポーツ教室等請室使用料		
	委託料	教室指導謝金・委託費	15,600	教室の一部直営化を図り、指導環境を向上させつつ、効率化を図る
		イベント・特別教室開催経費	2,000	
	公租公課費	事業所税	2,000	事業所税対象施設として適正額を見込む
	旅費		100	過年度実績同水準
	通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、リモート、利用人数管理システム(ネコの目)、Wi-Fi、ポットの設置、POSシステム	1,000	業務の効率化や利用者の利便性向上を図るためのシステム導入による費用増を見込む
支払手数料	振込手数料、決済手数料	600	過年度実績同水準	
会費及び負担金	地域懇親会等会費	200	町内会等地域活動への参加費用を見込む	
事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,255	本社販売管理費等を見込む	
その他			2年目に第三者評価見込む	

③自主事業の支出計画 (R4 年度)

		合計金額 (千円、税込み)	積算根拠
④ 自主事業による経費		1,896	
スポーツ教室等事業	オンライン教室指導料	200	オンラインレッスン実施に係る費用を計上
飲食事業	目的外使用料 (飲料等自動販売機)	361	自販機設置に伴い目的外使用料を見込む
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974	物販仕入れに伴う費用を計上
拡大開館費	拡大開館人件費等 (年末年始)	181	年末年始一部開館の継続実施。過年度実績同水準を見込む
その他	講師派遣、体組成測定会等	180	区内各施設をはじめ、地域への出張派遣指導に係る費用計上

5 管理運営経費

(3) 適正な委託・調達・雇用

① 業務委託についての基本方針

業務委託の必要性と判断基準

当グループは、指定管理業務を実施するにあたり、直営・自社管理での履行を原則としておりますが、業務の専門性や地域連携・地域経済の活性化の視点から業務の一部を第三者に委託する予定です。

グループの基準として「利用者サービスの向上」「安全性の向上」「技術力の確保」「維持管理体制の強化」「緊急時対応の充実」「コストの縮減」など各項目において（直営と比較して）優れている場合は、導入の判断をすることといたします。技術力・管理能力・見積金額等を精査し、最高のコストパフォーマンス（費用対効果）を提示した事業者と引き続き連携していきたいと考えております。

業務委託の選定方法

第三者委託を行うにあたっては当施設における「業務の現状を正確に把握し、「課題の整理と優先順位」をつけ、「解決に必要な手段として第三者委託が有効か」を常に検討します。さらに指定管理者の責務である「高齢化社会への対応」「環境保護」「地域雇用への貢献」「地域社会との調和」などの社会的貢献を加味した判断も行っていきます。

現在、当施設の維持管理業務・納品等の再委託先・購入先である事業者については、管理経験上のノウハウ、危険予測・不具合箇所の見地、調達品の安定供給等の面を考慮して原則継続発注を検討しています。しかしながら、より多くの事業者に参加してもらうためにも、定期的に事業者を選定して業務説明を行い、各社より見積り・企画提案を募り、公平・公正な発注を行います。

判定基準	調達基準	運営	人事	財務
① 当施設における業務の現状を正確に把握する		技術的な問題解決の能力を有しているか	従事するスタッフの不規則勤務の改善等	コストの改善や収支の向上が見込めるか
② さまざまな業務における課題の整理と優先順位をつける		運営、維持管理体制の向上が図れるか	業務調整を施しても現地対応が困難か	業務仕様のバランスは適切か
③ 問題解決に必要な手段として再委託が有効であるか		緊急時体制・対応の充実が図れるか	地元雇用や地域連携に寄与できるか	経済性が著しく悪化しないか

第三者委託先の管理方法

委託先の業務管理を行うため、契約時に作成した「業務仕様書」に基づく事前打合せを行うとともに、「年間作業報告書」の提出を義務付けます。

業務終了後には「作業報告書」及び「作業写真」を出させることで、履行の確認と情報の共有を図ります。

また、一連の情報は、当施設における保全計画の策定やLCC適正化のためのデータベースとしても蓄積します。

作業時の立会い・作業方法・完了確認は適時行いますが、定期的に委託事業者に対するモニタリングを行い、業務品質を担保してまいります。



5 管理運営経費

②市(区)内事業者への委託・調達について

当グループは第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として“地産地消”を掲げております。地元事業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

市(区)内調達基準の設定

当施設の指定管理業務においては、業務委託・物品購入について区(市)内調達基準を定め、その基準に則り業者の選定を行います。

確かな技術と最高のコストパフォーマンスを提示した委託先を選択することを前提に、区(市)内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携に長けた事業者・人材を確保します。特別な技術が必要で区(市)内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ってまいります。

地元事業者との連携を進めるなかで、(公財)横浜市シルバー人材センター(神奈川事務所)との連携も図っていきたく考えます。シルバーとの業務提携は、高齢者の働く場の創出・働きやすい職場環境の構築によって地域社会との調和に寄与できる重要な要素として捉えております。



実績や安定性に差が無い場合には市(区)内業者を優先して採用

③委託業務一覧

委託業務	頻度・回数	委託業務	頻度・回数
日常清掃	毎日	消防機器・総合点検	1回/年
定期清掃	随時	エレベーター点検	随時
建物巡視点検及び立会作業	24回/年	自動ドア点検	3回/年
自家用電気工作物点検	12回/年	建物診断	1回/年
上水受水槽点検・清掃	1回/年	機械警備	随時
貯湯槽点検・清掃	1回/年	体育機器保守点検	1回/年
温水ヒーター点検	2回/年	空気環境測定	2回/年
膨張水槽点検	随時	害虫防除(全館調査)	2回/年
冷水器点検	随時	害虫防除(重点箇所調査)	4回/年
給湯器点検	随時	簡易専用水道検査	1回/年
冷却塔点検・清掃	2回/年	飲料水水質検査(11項目)	1回/年
直焚吸収式冷温水発生機点検	2回/年	飲料水水質検査(28項目)	1回/年
プレフィルター清掃	4回/年	レジオネラ属菌検査(給湯系統)	1回/年
空調機簡易点検	4回/年	レジオネラ属菌検査(冷却塔系統)	2回/年
送風機・排風機点検	随時	中・高木剪定	2回/5年
エアハンドリングユニット点検	1回/年	低木刈込	1回/年
全熱交換器点検	1回/年	薬剤散布	2回/年
純水機点検	随時	除草	12回/年
空冷HP点検	5回/2年	施肥	1回/年
消防機器点検	1回/年		

※上記業務は、現受託事業者または市(区)内事業者への優先発注を検討しております。

再委託業務総額は12,000千円(R5・R7年度は15,000千円)を見込んでいます。

6 施設管理

(1)メンテナンス及び環境保持・環境配慮

①維持管理に関する考え方

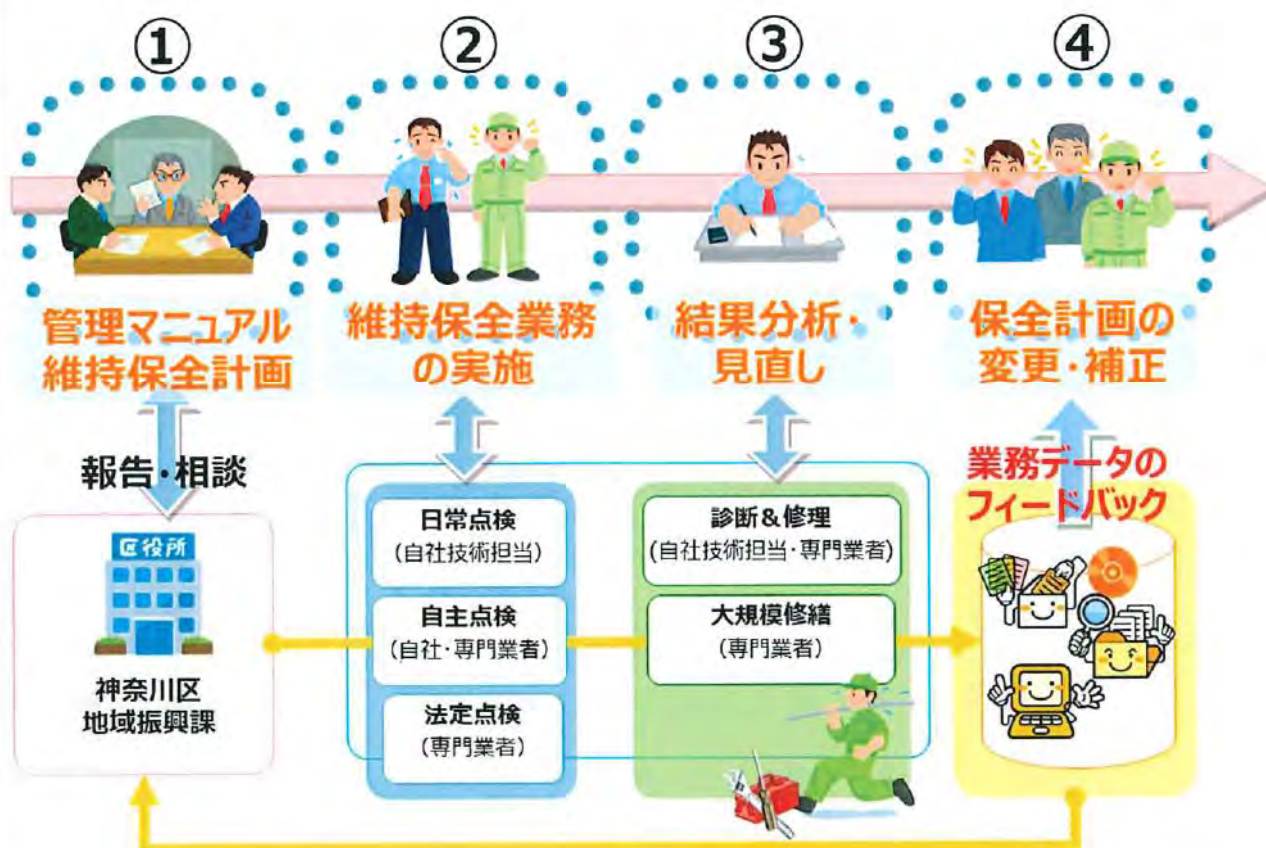
維持管理業務は、施設利用者や施設で働くスタッフなどすべての人が、快適に利用するために必要な業務です。とりわけ安全かつ効率的な維持管理を実現するには、さまざまなノウハウや専門知識が必要となるため、総合ビル管理のノウハウと幅広いネットワークを持つ現受託事業者または区内事業者への再委託を基本としながら計画的に業務を行います。

当グループは、これまでの指定管理運営実績のなかで蓄積した「グッドプラクティス」を参考として、当施設が持つ機能（ポテンシャル）の最大効用のため、民間事業者の持つノウハウを余すことなく発揮します。例えば、コスト意識に偏ったメンテナンス頻度の削減などのような「不完全な管理状態」ではなく、**利用者の目線に立った「安全で快適な施設の提供」**が大切であると考えています。

「安全な維持管理」とは、①日常・定期保守点検の実施により安心できる環境の提供 ②非常防災設備（消防設備等）の適切な点検により災害に対する安心の確保 ③経年劣化による漏水・漏電・外壁はく離などの防止を図る修繕などが大切な要素であり、同時に施設の「機能性」「経済性」「環境保護」にも対応した管理を行うことが重要なテーマだと考えています。

維持管理業務計画の立案

当施設の維持管理業務の実施にあたり、① 維持管理計画の策定 ② 維持保全業務実施 ③ 結果分析 ④ 計画変更・補正（フィードバック）のサイクルを繰り返し行います。法的規制における保全業務は必要最低限の基準と認識しており、当グループの技術者が、現場と現物を常に確認し維持管理に活かしていきます。



6 施設管理

②具体的な維持管理方針

安心して効率的な維持管理業務を実現するには、関係法令・園内規則や施設の利用状況などを考慮することが大切であり、「なぜ保守が必要なのか」「なぜ修理が必要なのか」という原点を理解することが最も重要です。

さらに、**安全性（S）**、**経済性（E）**、**快適性（C）**、**環境性（E）**の4つの項目に関して適切な検知をする必要があります。当グループは、保有するノウハウを最大限発揮し、市民の貴重な財産である「ファシリティ」を将来に渡り堅持するとともに、大切に次の世代へ引き継いでいきます。

当グループは、下記の5項目を維持管理の方針ととらえ、さまざまな手法により、安心して安全な施設、快適な空間の創造を実現します。



1

安全を最優先にした維持管理を実施します。

利用者が安全で快適に利用できるように安全面を最優先したメンテナンス計画を立て有資格者の指導のもと確実に実施します。

2

効率的な維持管理を実現します。

運営スタッフによる日常運転・簡易点検と併せ設備員の巡回点検により業務の効率化を図ります。業務の内製化を中心にメーカー設置業者との連携を図り、効率的なメンテナンス計画を立て実施します。

3

施設の快適性向上を目指します。

安全に配慮した快適環境の確保や、温度・湿度・天候にも留意する事により機能性向上を実現すると同時に、利用機会を損なう事の無い様、日常的・定期的な点検を実施します。

4

環境に与える影響を最小限に抑える維持管理をします。

省エネ診断によるエネルギー消費量の削減やグリーン購入を確実に実行し、環境負荷低減を前提とした維持管理を行います。

5

長期耐用化、長寿命化がはかれる維持管理をします。

LCC(ライフサイクルコスト)の適正化に加え、中・長期修繕計画を策定し、予防保全を前提とした維持管理を行います。

様式 13 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

6 施設管理

③年間維持管理計画

日常清掃 清掃箇所	頻度 回数	定期清掃 清掃箇所	頻度 回数
衛生設備(トイレ、更衣室 等)の洗浄	3~6 回/日	床清掃(通常)	4 回/年
体育室	6 回/日	床定期清掃(はく離)	1 回/年
ロビー、廊下、自動販売機周辺	1 回以上/日	ガラス・鏡	4 回/年
窓、鍵	随時	シャワー室壁面	12 回/年
器具倉庫、機械室	1 回以上/日	換気扇・ガラリ	1 回/年
事務室	随時	地階駐車場清掃	2 回/年
出入口マット	1 回以上/日	外構清掃	1 回/年

定期自主点検 項目	頻度 回数	実施月														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
建物巡視点検及び立会作業	24 回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自家用電気工作物点検	12 回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上水受水槽点検・清掃	1 回/年					●										
貯湯槽点検・清掃	1 回/年					●										
温水ヒーター点検	2 回/年				●											
膨張水槽点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
冷水器点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
給湯器点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
冷却塔点検・清掃	2 回/年		●							●						
直焚吸収式冷温水発生機点検	2 回/年		●							●						
プレフィルター清掃	4回/年			●				●			●					●
空調機簡易点検	4回/年			●				●			●					●
送風機・排風機点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エアハンドリングユニット点検	1 回/年			●												
全熱交換器点検	1 回/年			●												
純水機点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
空冷 HP 点検	5 回/2 年			●												
消防機器点検	1 回/年						●									
消防機器・総合点検	1 回/年														●	
エレベーター点検	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自動ドア点検	3 回/年				●					●						●
建物診断	1 回/年														●	
機械警備	随時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
体育機器保守点検	1 回/年									●						

環境衛生管理			
項目	頻度・回数	項目	頻度・回数
空気環境測定	2 回/年	飲料水水質検査(11 項目)	1 回/年
害虫防除(全館調査)	2 回/年	飲料水水質検査(28 項目)	1 回/年
害虫防除(重点箇所調査)	4 回/年	レジオネラ属菌検査(給湯系統)	1 回/年
簡易専用水道検査	1 回/年	レジオネラ属菌検査(冷却塔系統)	2 回/年

6 施設管理

④安全を最優先にした維持管理

設備スタッフが、毎月定期的に施設の巡回点検を行い経年劣化等による事故防止に努めます。特に外壁のはく離や漏水、漏電などで利用者の安全が損なわれることが無いよう施設の安全性を保ちます。

定期点検や法定点検を年間管理計画に基づいて実施し、常に安心できる施設環境を維持します。保守点検によるデータを蓄積し、区担当者との「情報の共有化」や「安全水準の確保」さらに「情報公開用のデータ」として活用します。

異常発生に対する初期行動は、経験と機動性を兼ね備えた施設常駐スタッフが一次的な対応をし、区内管理施設・区内委託（協力）業者などのバックアップ（二次的対応によるトラブルの補完）により、迅速に対処を行います。異常発生（設備故障・人的事故など）から対応、処理完了までをマニュアル化して運用します。

営業中に発生した設備異常を利用者に周知するために、人的手配と設備的手配に分けた効率的な対応を行います。人的手配（スタッフによる口頭伝達）では、現段階の不具合状況に対しての理解と協力が必要な旨を分かりやすく説明し、設備的手配は、館内放送や掲示板を使い利用者に対し周知します。

停電・落雷などにより、不具合の解消に時間がかかる恐れがあるときは、二次的事故・事件の防止のため、さらなる現地スタッフの迅速な行動と臨機対応で復旧活動に努めます。特に、更衣室等を利用されている方は、暗やみの中での転倒など危険が伴うことから、先行して現地に急行するなどの配慮をします。



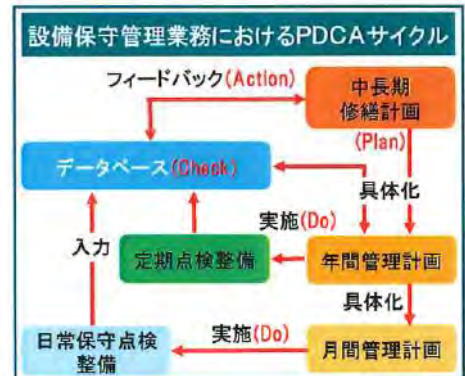
6 施設管理

予防保全の徹底

設備機器における事故や故障の発生を未然に防ぐため、予防保全を基本とした業務計画を作成し、PDCA サイクルを取り入れた LCM（ライフサイクルマネジメント）を実施します。

運転状態や保守点検結果をデータベース化するほか、建築物・設備機器等の修繕履歴を活用し、計画的に保守整備や部品交換を実施することで、それぞれの機能・性能を維持するとともに、安全・衛生管理の徹底に繋がります。

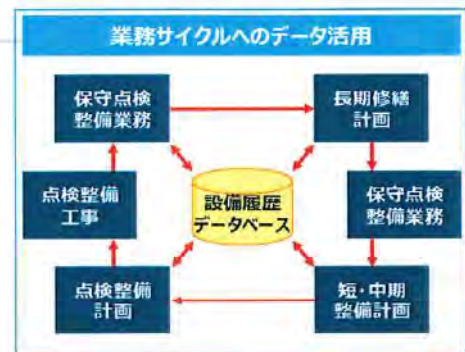
豊富な経験を有する職員および本社専門家が、保守点検結果や測定データの分析、定期的な診断調査等を行い、的確な予防保全を実現します。



データの蓄積と予防保全管理への反映

各設備機器の特性を考慮し、重点的に点検が必要な箇所とその他の箇所を区分けし、点検効率を向上させることでメリハリのあるきめ細やかな日常保守点検や定期点検整備を実施します。

保守点検整備結果をデータベースとして蓄積し、蓄積したデータを活用することで、各機器の症状の診断、異常の早期発見、中長期の修繕計画の策定および予防保全管理へ反映させます。



自然災害等リスクへの対応

<p>地震対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川区地域防災計画」等に基づき、災害その他非常時における職員の参集基準の明確化を図るとともに、配備指令の伝達手段および各種対応方法等について、万全なシステムを構築します。 ・地震等の災害発生時には、即時被害状況を確認し、万一被害があった場合は危険箇所を閉鎖し、利用者への二次被害を防止するとともに速やかな復旧措置を講じ、施設の稼働に影響を与えないようにします。 	
<p>台風・ゲリラ豪雨への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風発生時には、接近前に状況に応じて養生や補強・屋外備品の固定等必要となる対策を施し、通過後は被害状況を確認後、直ちに通常利用が可能になるよう整備します。 ・近年、局地的にしかも記録的な集中豪雨により浸水するといった内水型氾濫が度々発生していますが、このような都市型水害(内水氾濫・ゲリラ型洪水)にも迅速・的確に対応する体制を整備します。 	
<p>冬期路面凍結および雪害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結や積雪により利用者の歩行が危険な場合は、注意喚起看板を設置するとともに、必要に応じて必要に応じて融雪剤やガスバーナーを使用して路面凍結除去作業を行い、歩行導線を確保します。 ・降雪の際は、屋根や樹木から塊となって落雪し、利用者の歩行には大変危険な状況となることがあるため、必要に応じてカラーコーン等による進入禁止措置を行います。 ・路面凍結等の緊急時に備えて、融雪剤及びガスバーナーを配備します。 	

6 施設管理

⑤効率性に配慮した維持管理

当グループは、豊富な維持管理ノウハウを有しており、施設の管理水準を維持した上でのコストダウン手法を編み出しています。例えば、設備有資格者を技術担当者として選任し、毎月1回以上の「巡回点検」を実施、法定検査・自主点検・修繕・報告書の作成など、その場で臨機に行うことで効率化を実現します。さらに、近隣管理施設との業務日程の調整を図ることで、スケールメリットを活かしたコストダウンや、緊急時における迅速確実なバックアップなど、維持管理水準の向上にも繋がります。



定期点検や法定検査は、利用者の利用機会を阻害することの無いよう原則休館日に設定します。やむを得ず開館日に行う場合は、早朝や夜間を実施することとします。

経済性を重要視することによる安易なコストダウンを避け、目的や用途に合わせた維持管理水準を十分検討し、計画的に実施します。

具体的な効率化方策

業務フローの見直しによる定期点検コスト等の削減	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検と修繕工事(大規模改修を除く)の発注を一括化するほか、耐用年数が近づいた設備機器等については、交換のタイミングを勘案して実施することで、効率化を進めます。 また、職員の教育・研修を徹底し、技術レベルの向上を図ることで、メーカーや専門業者に委託している定期点検業務のさらなる内製化を進める等、経費削減につなげます。
業務別委託から包括的業務提携へ	<ul style="list-style-type: none"> 当グループでは、安全と品質をコントロールする体制を構築しています。 特に、従来の業務別入札による個別委託方式から、内製化及び包括的な事業提携へ変更することで、確実な業務遂行と品質の向上、作業の効率化を実現します。 専門的な知識や技術が必要な業務等個別契約が必要な業務については、地元企業等へ再委託をしていますが、企業の選定にあたっては、委託業務に関する豊富な実績を有しており、安全・確実な業務遂行が可能なことを前提とし、適正かつ合理的な企業を選定します。 委託する業務については、委託先と品質保証協定を結び、責任を持って委託することで全体の効率化につなげます。
効率的な設備運転	<ul style="list-style-type: none"> 各種設備機器について、過去の消費エネルギー実績を基に、エネルギー管理基準(基準温度、空調空間の限定、空調時間、外気取り入れ条件等)を設定し、エネルギー消費が最小となる最適な設備運転管理を行います。
空調機外気導入量の制御	<ul style="list-style-type: none"> 空気環境測定の結果等をもとに、室内の人員密度に応じて導入外気量を制御し、導入外気への熱移動に要するエネルギーの最小化を図ります。
照明点灯パターンの適正化	<ul style="list-style-type: none"> アリーナ等の貸出形式に合わせて、安全・快適なスポーツ環境を担保した上で、照明の点灯パターンを詳細に設定します。 職員の誰もがわかりやすく、間違えることのないよう、スイッチの横に操作方法を明記することで、無駄な電力の使用を抑制します。

6 施設管理

⑥快適性向上を考慮した維持管理

維持管理（保全）とは、建物の機能や性能を良好な状態に保つことです。維持管理は長期にわたり継続的に行われ、その良し悪しによって建物の寿命にも大きな影響をもたらすものと考えられており、利用者満足と直結した「建物の快適性」「使いやすさ」「親近感」「安心感」などの違いがあらわれます。

快適性向上を図る維持管理においては、全ての利用者に「健康に配慮した室内空間」「快適な館内温室度」などを提供し続けることが、最も大切なことと理解しています。

一方、施設の快適性は常に変化します。利用者本人の要因として「着衣」「代謝量」など、施設環境の内的要因として「室温」「湿度」など、また外的要因として「季節」「天候」などにも大きく影響されます。

当グループは、利用者から寄せられた意見や要望に対し、現在の施設状況を「（目で）みて」「（耳で）きいて」「（肌で）感じる」ことで、最適な施設空間として反映（不具合等の調整）させ、ニーズに合わせた快適性と安全性を提供します。



具体的な快適環境の例

【 快適空間、室内環境の具体的な指標（屋内体育施設の例） 】

室内温度	夏季において28℃前後、冬季においては20℃前後であること
部屋の水平温度	水平温度分布が一様であること
湿度状況	冬においては、40～50%で乾燥感や湿っぽさがないこと
室内気流	0.1～0.2m/秒の清浄な室内気流があること
上下の温度差	3～4K(ケルビン)以下であること ある部分の室内に面する箇所の温度はその部屋に近接する室温より3～4K以下であること

【 室内空気、快適環境の管理指標と対策（居室の例） 】

浮遊粉じん量	喫煙、燃焼機器等による空気汚染の指標…0.15mg/m ³ 以下であること ↓ 対策:換気をこまめに行う。禁煙、空間分煙を徹底する。燃焼機器の良好状態を確認する。
一酸化炭素	不完全燃焼や喫煙等による空気汚染の指標…検出されないこと ↓ 対策:換気をこまめに行う。禁煙、空間分煙を徹底する。燃焼状態が完全か確認する。
二酸化炭素	人による空気汚染、換気量の指標…1000ppm以下であること ↓ 対策:換気をこまめに行う。気積を 10m ³ /人以上とする。

⑦環境負荷を最小限にする維持管理

当施設においては維持管理上、CO₂の排出削減、水道光熱費の低減、ペーパーレス化の推進、廃棄物の排出削減、リサイクル推進などさまざまな手法を駆使し環境負荷低減を実現します。また「グリーン購入法」に沿った調達基準を定め、ESCO 導入の検討やシステム化を積極的に取り入れることで更なる低減に努めます。

当グループは、省エネルギー活動や新エネルギー導入を積極的に行い、日々の運用改善や新たな設備投資を実施しています。当施設においても、省エネルギー診断を実施し、結果に基づいて適切な省エネ手法を導入します。

様式 13 横浜市神奈川スポーツセンター 提案書

6 施設管理

省エネ診断による具体的な環境負荷低減手法の一例

電気関連		コージェネレーション	
1	蛍光灯安定器をインバーターに変更する	1	コージェネ、オンサイト発電の採用検討
2	照明回路を細分化する	2	排熱利用先の検討
3	蛍光灯高反射板を導入する	3	排気ガス温度の管理
4	人感センサーによる消灯、減光を実施する	建築関連	
5	照明器具の自動調光を行う	1	屋上緑化をする
6	水銀灯安定器をインバーター化する	2	屋上散水をする
7	電球や蛍光灯をLEDタイプに変更する	3	ガラス面に断熱・遮光フィルムを貼る
8	二次側に電圧調整機を設置する	4	ブラインドの設置
9	デマンドコントローラーの設置	5	サッシ(窓)の気密性向上
10	高効率型変圧器を取り入れる	6	侵入外気の遮断
11	変圧器の台数を制御する	7	南側・西側に植栽を植える
12	変圧器のタップ調整を行う	8	南側・西側に遮光シートやすだれを設置する
13	高効率モーターの採用	9	自然採光システムの導入
14	不要トランスの遮断	10	屋根・壁面に断熱塗料を塗る
15	省電力型OA機器の導入	11	館内をグリーン化する
16	外灯管理(タイマー、デイライト等の採用)	空調・換気関連	
衛生関連機器		1	外気導入容量を見なおす
1	節水コマの取り付け	2	適正室温に保つ(冷えすぎ、温めすぎ)
2	自動水洗の取り入れ	3	変风量(VAV)方式に変更する
3	擬音装置を取り付ける	4	厕所排気を人感センサーにする
4	大便器用フラッシュバルブの流量調整	5	吸排気をロスナイ型に変更する
5	節水型シャワーヘッドを導入する	新エネルギー	
6	給湯温度を見直す	1	太陽光発電を導入する
7	中水(雨水、井戸)を利用する	2	風力発電を導入する
8	給湯温度を見直す	3	太陽熱を利用する
9	劣化パッキンを取り換える	4	業務用電力の契約先変更を検討する

資源化・リサイクルの取組

維持管理上発生する廃棄物の削減・再利用に努め、経年劣化で機器の入れ替えが必要だと判断された場合でも、修理できるかを優先させ自主修理が可能であれば当グループが修理にあたり、できるだけ廃棄物を出さないよう努めます。

また、再利用可能なネジ類や電線、部品類などは分解して整理し、在庫することにより、不測の事態に備えます。

6 施設管理

⑧施設の清掃について

施設清掃業務においては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に準拠した管理計画を立案するとともに、市が準拠している環境マネジメントに沿った運用を行います。建築物環境衛生管理技術者等による指導のもと、最も適切な対応を行います。

日常清掃による“美観の維持”と“利用者の満足度”は、決められた時間に決められたマニュアル通りに作業することだけでは得られません。常にお客様の視点に立ち、動線や施設の使用状況を把握して作業に取り組むことにより、本当の満足を感じる安全・快適で衛生的な環境を提供できると考えます。

施設利用者の第一印象につながる管理事務所（受付窓口）やトイレ・更衣室の美観度は特に注意して重点的に清掃します。床が滑りやすい雨の日などはエントランスの拭き取り清掃をこまめに実施し、スタッフによる声掛けや貼り紙などで利用者に注意を促します。

定期清掃および特別清掃（ガラス清掃・床ワックス掛け清掃など）は、休館日や早朝・夜間に実施し、日常清掃とベストミックスした施設の美観を維持するとともに、床材質など施設の保護に努めます。

施設規模、運営・利用状況、マニュアルの確認



適正な資機材の選定と使用方法確認



実作業時の安全確認及び品質チェック



定期診断時の施設状況の確認と日常管理の整理



清掃業務の体制

予防保全を基本として、使用頻度や汚染レベルに応じた清掃方法を選定するとともに、利用者等の利用を妨げないよう業務計画を立案し、効率的な業務を徹底します。

大会やイベント前後等繁忙期には、客席や利用各室等の清掃を確実にかつ効率的に行うための増員体制を構築するほか、継続的な教育・訓練の実施および最新技術の導入により、技術と意識を向上させます。

作業実施の有無と品質の確認に関し、品質基準を定めた「清掃業務チェックシート」を作成し、担当者の自主点検、責任者による日常点検・定期点検、さらには本社付け環境プロデューサーによる月次点検等のモニタリングを行い、業務の確実な遂行に努めます。

「清掃業務チェックシート」にて、作業実施の有無（達成率）、品質レベル（清掃の仕上がり・職員の対応等）、管理状況（資機材・消耗品等）、クレーム対応（処置完了・対応時間等）等の評価を定量化することで、業務品質を客観的に判断・評価できる仕組みを構築します。



6 施設管理

⑨植栽の管理について

みどり豊かな環境を、適切な維持管理を実施することにより守り育て、区民や利用者へ安全で快適な環境と景観を提供します。そして、“植物は生き物である”という観点から、最適な時期に、適切な作業方法による樹木・草花および芝生の維持を行います。また、利用者および施設スタッフの安全確保に十分配慮し、無事故、無災害を目標として植栽管理を実施します。

高木・低木の花木や果樹木などは、開花期を考慮して毎年観賞に堪える開花や結実を確保できるように管理を行います。また枯れ枝等の早期発見を行い、危険防止に努め、事故を未然に防ぎます。樹林地においては緑地にふさわしい森林景観と安全面からの見通し確保をはかるため、園路沿いを中心に下枝の除去や間伐を適切に行います。周縁部においては隣家や交通安全にも十分に配慮したうえ作業を実施します。

利用者の動向や開催する大会・イベント等のスケジュールにも合わせた実施計画を立て、適切な作業時期を明確にします。日常の管理のなかでの状況変化にも留意し、最良の状態を提供します。

— 樹木の維持管理は、年間を通じて美観の維持と生長のバランスを考慮して実施します —

<p>—高木剪定・伐採—</p> 	<p>目的</p>	<p>単独樹木的美観保持と、植栽されている樹木のバランスを図るための美観上の目的と、通風と日照の向上、病虫害発生や強風や雪による枝折れを防止する生理上の目的により実施します。</p>
<p>—低木剪定・生垣剪定—</p> 	<p>目的</p>	<p>樹木を一定の大きさ形に保持し、通風を良くして病虫害を防止する目的で刈込を実施します。</p>
<p>—薬剤散布—</p> 	<p>目的</p>	<p>害虫等の病害が発生した場合、速やかに発生病虫に適応した薬剤を使用して、決められた希釈倍数の薬剤にて散布作業を実施します。</p>
<p>—除草剤散布—</p> 	<p>目的</p>	<p>植栽地以外の裸地部分は美観を保持するために、年2回除草剤の散布作業を実施します。</p>
	<p>作業内容</p>	<p>通常の剪定は落葉樹の剪定時期に適しており、かつ来園者の少ない1月から3月の冬季に実施しますが、繁茂の激しい樹木については、7月の夏季に実施します。</p> <p>公園内の樹木という特性を生かすために、自然形の美しい樹木、心地よい日陰を創出してくれる樹木は、剪定しないようにします。また、電線や標識、建物を覆っている樹木については、強剪定をして対象物の機能を阻害しないようにします。さらに、枯損木と景観ならびに機能を阻害する樹木については、伐採を実施します。剪定作業により発生する枝葉は、再利用分を除き区内もしくは近隣のリサイクルプラザへ搬出します。太い幹枝はリサイクルセンターへ搬出します。</p> <p>次年の花咲きを良くするために、7月から8月にかけて刈込を実施します。剪定作業により発生する枝葉は、区内もしくは近隣の衛生センターへ搬出します。</p> <p>毛虫類の害虫やウドン粉病などの病害が発生した場合は、速やかに発生病虫に適応した薬剤を使用して、決められた希釈倍数の薬剤にて散布作業を実施します。作業実施に当たっては、風、降雨などの天候条件を考慮して実施します。また、来園者に飛散しないよう、作業範囲内に立ち入らない措置を講じます。薬剤散布は、病虫害の発生時のみの実施とし、環境への配慮から定期的な散布はしません。</p> <p>作業実施に当たっては、風、降雨などの天候条件を考慮して実施します。また、来園者に飛散しないよう、作業範囲内に立ち入らない措置を講じます。</p>

※ 植栽部の現場状況により、実施時期を適時変更する場合があります。

具体的植栽管理計画		実施月											
植栽管理	頻度・回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中・高木剪定	2回/5年				▲								▲
低木刈込	1回/年				●								
薬剤散布	2回/年			●				●					
除草	12回/年			●		●		●					
施肥	1回/年							●					

6 施設管理

(2) 修繕等への取組

① 長期耐用化・長寿命化を図る維持管理

当施設は、平成 6 年 3 月の開設後約 27 年が経過したことから、今後さまざまな設備故障や不具合などが出てくることが予想されます。現状では、入口付近のタイルの劣化などの不具合がすでに発生しています。当グループの予防保全的対応により、可能な限りの長寿命化を図っていきます。

施設の中期保全計画を策定し、経年劣化による設備や躯体の想定寿命に備えます。また短期的な視野で見た「その場だけの措置・対応」ではなく、日常・定期点検で積み上げた情報をデータベース化し、修繕費が 1 件 100 万円を超える事案に対しては、迅速に貴区担当者に報告し、来るべき時期に備えた管理を行います。

中期改修・更新・修繕計画の策定

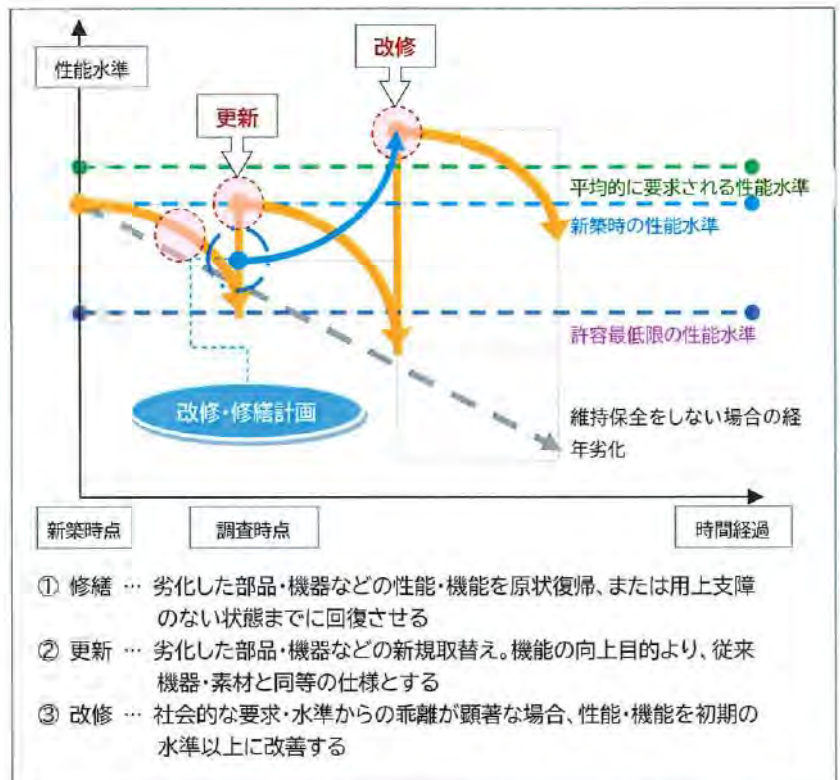
LCM（ライフサイクルマネジメント）の考えに従い、中期保全（改善）計画の策定と運用を実施し、施設の機能性向上や快適な環境の提供に活用します。さらに、年度ごとの計画に基づくメンテナンスの結果、修繕の必要な部位を確認し、優先度及び費用対効果を勘案し計画の見直しを行います。

修繕の必要な項目を明確にした後、修繕の難易度、金額に応じ、貴区が負担する大規模な修繕（100 万円以上の修繕）は、次年度予算申請時期に協議を行います。

ただし、可及的に対応を要する場合は、指定管理者の責務として一時的な処理・対応を行い、貴県とは事後協議とさせていただきたいと考えています。

設備機器トラブルは、竣工後 1 ～ 2 年に起こる「初期故障期」、3 年以降「偶発故障期」、竣工後 10 年前後を境に摩耗・摩擦に起因して起こる「摩擦故障期」に分類されますが、神奈川スポーツセンターの多くの設備機器が「摩擦故障期」に該当していると想定できます。

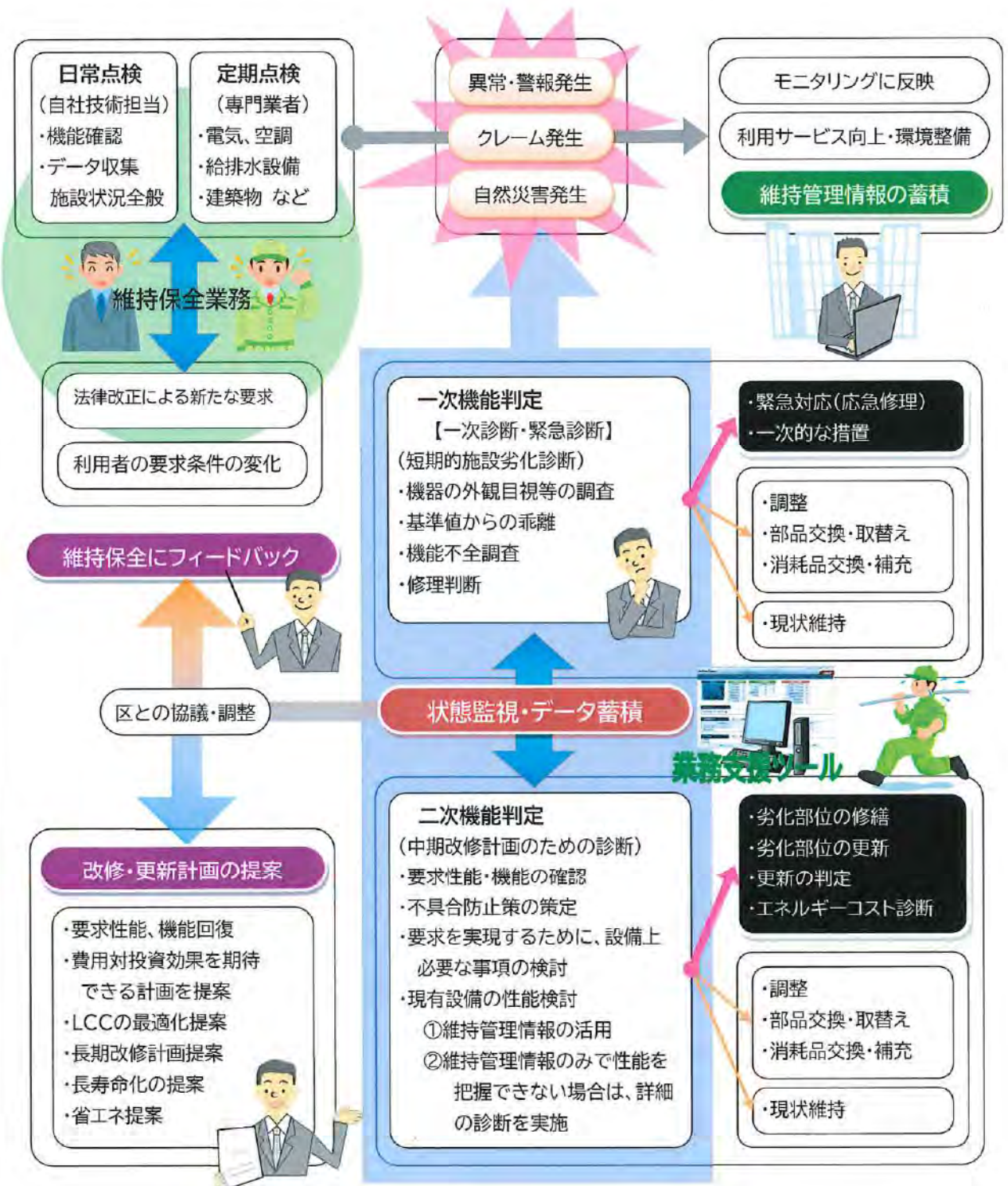
当グループは予防保全を計画的に行うことにより、「摩擦故障期」における「故障率の低下」を実現し、機能を維持しながら機器の長寿命化・修繕費の減少を図ります。また「ストックマネジメント」の考え方を取り入れ、予備の備品・必要な修理部品を事前に在庫しておくことで、摩耗の進行緩和・修繕等による利用機会の損失防止にも努めます。



6 施設管理

長寿命化・耐用化をはかる維持管理・修繕更新体制

中期保全計画を策定した後、年間の進捗度を示す年間管理計画一覧表を作成し、点検・補充・監視・清掃・法定検査などを確実に実施しているかの進捗状況を業務支援ツールのデータとともに管理していきます。そこで集約したデータの中・長期修繕・更新計画の要素に活用します。また、異常発生や自然災害発生への対応と合わせて以下のフローマップを基準として維持管理していきます。



7 安全管理

(1) 平常時の体制

① 安全管理(リスクマネジメント)に関する基本方針

基本的な安全対策として、「横浜市防災計画」や「神奈川区防災計画」「防災マップ」及び「洪水ハザードマップ」等の関連法令・計画を熟知し、加えて今までのケーススタディーを踏まえ策定する「神奈川スポーツセンター安全管理マニュアル」を運用します。

また、スタッフ一人ひとりが「確認」「未然防止」の必要性を熟知して行動することができるよう、定期的な教育により意識改革を図っています。

利用者の安全対策は「安全に安心して利用できる施設の確保」であることが前提ですが、不測の事態に備えて「迅速に対応できる体制」も整備できていることが重要であると考えております。



■横浜市防災計画 ■神奈川区防災マップ
■神奈川区防災計画 ■洪水ハザードマップ

安全対策・事故防止の考え方とポイント

施設で起こる多くの事故や災害には、発生前に必ず何らかの兆候（前触れ）があり、複数の“兆候”が積み重なって事故等の“現象”になると考えられます。そして現象の裏には発生“原因”が隠れており、兆候の早期発見、現象・原因への適切な対策によって多くの事態は回避できると考えています。

当グループは「安全管理マニュアル」により事故防止対策を行いますが、（マニュアル化された業務の履行だけでなく）「兆候・現象・原因」の関連性を認識し、日常的に施設の利用状況を把握する“観察力”を身につけることが緊急事態発生の防止と被害の抑制に最も有効だと考えています。

各セクションチーフ・スタッフは、日常の事故防止対策として業務前・後の施設敷地内の巡回、営業中における巡回点検を行います。事故が起こりやすいような見通しの悪い箇所は、備品の移動や植栽の整備を行い、周囲からの見通しを確保するなど、事件・事故の未然防止に努めます。

安全対策責任者（管理運営責任者）は、施設スタッフへの教育・指導、定期的な研修により危機意識を養成し、セーフティチームを交えた運営会議や研修で危機管理体制への啓発を行い、日頃の業務から「兆候・現象・原因」の関連性を認識した、事故発生防止と被害抑制に有効な体制の実効力強化を図っていきます。



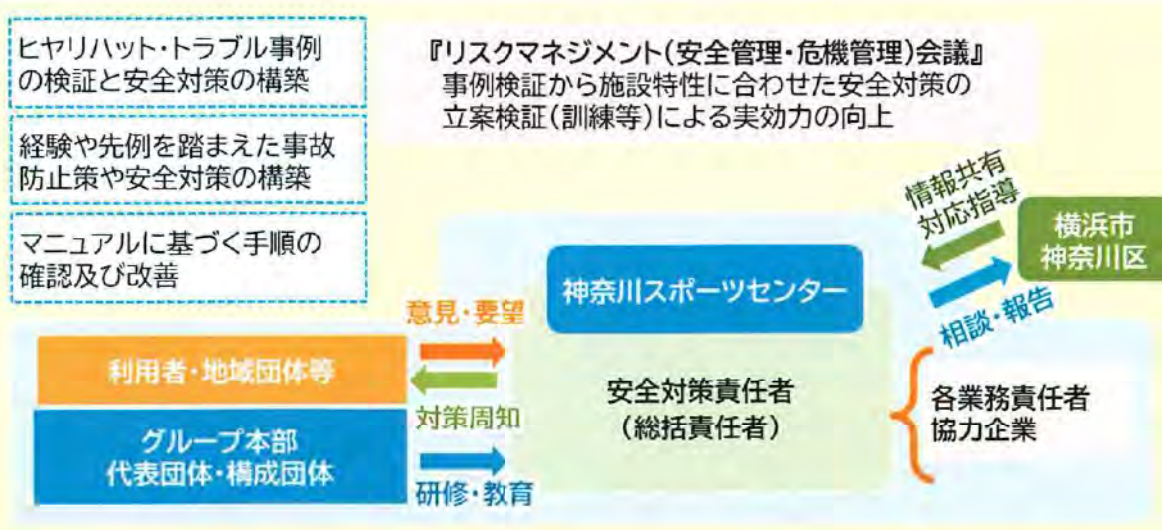
7 安全管理

②安全管理体制の整備

安全対策・事故防止の考え方とポイント

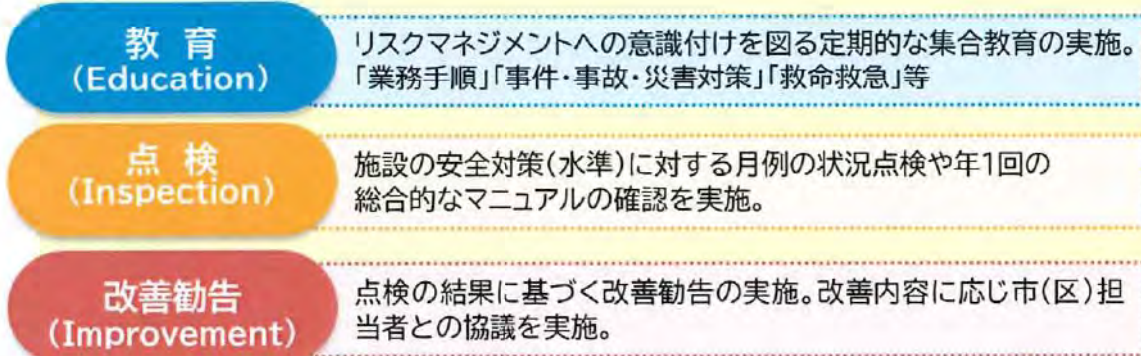
施設の安全管理水準を維持・向上させるため、定期的に神奈川スポーツセンター安全対策（リスクマネジメント）委員会を立ち上げ機能させていきたいと考えています。当グループ本部のガバナンスのもと、安全対策アドバイザーとして貴区担当課を交え、必要に応じて利用者代表からの意見も取り入れながら協議を進めていきます。

安全対策委員会は「安全対策責任者（管理運営責任者）」を頂点とし、各部門チーフ、協力企業等で構成され、定期的に対策会議を開催して安全体制の構築に努めます。



安全対策チーム「セーフティチーム」の運用

区内ほぼ全ての施設の指定管理者である代表団体Aや、全国440施設以上の施設運営・管理を行ってきた構成団体Bは、各施設で積み上げた安全管理の経験を共有しております。また安全の観点から指摘・改善を行う、安全推進チーム“セーフティチーム”により、「教育」「点検」「改善勧告」の3つの項目を安全対策の柱に、各種の安全に関する指導・水準監理を行っています。神奈川スポーツセンターにおいても同チームとの連携（指導・監督）を持ちながら、安全管理水準の向上に引き続き努めていきます。



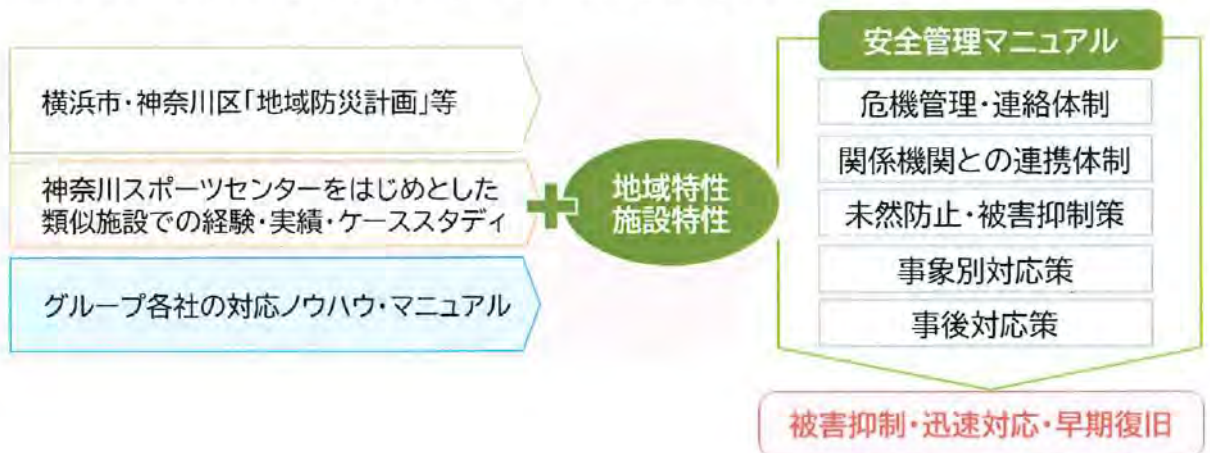
7 安全管理

③安全管理マニュアルの策定

安全管理マニュアル

当グループでは、利用者の事故やケガ・盗難・自然災害、設備事故・個人情報の漏洩等への事前対策が、当施設において重要なリスクマネジメントであると認識しています。

これらの事象に対し迅速且つ効果的な対応を実現させるため、「横浜市防災計画」や「神奈川区防災計画」「防災マップ」「洪水ハザードマップ」及び「よこはま安全・安心プラン」などを踏まえ、当グループの実績とノウハウを加えた「神奈川スポーツセンター安全管理マニュアル」への改定を行いながら運用を行います。



マニュアルの要素(事業別の対応)

緊急事態に至る要因としては、地震・台風・大雨・強風・噴火等の自然災害（被害規模：大、発生頻度：低）及び、人身事故、設備事故、金銭・盗難等の人的事故（被害規模：小、発生頻度：高）などがあり、それら事象の違いによってそれぞれ異なる発生防止策、発生後の対応を行う必要があります。

マニュアルには豊富なケーススタディを含め、定期的な改定を行うことで、あらゆる危機に対応できる体制の整備と、スタッフの能力向上を支援するものとしています。

このマニュアルに従い、事故を発生させない対策や、緊急事態を想定した訓練を実施し、危機発生時に適切な対応がとれる体制づくりを行います。

また、神奈川区及び地域防犯組織、関係機関、他の区内主要施設との連携を図りながら、緊急時の対応組織・連絡体制の整備を行ってまいります。

神奈川スポーツセンター「安全管理マニュアル」



自然災害(地震・風水害・雪害)

- 施設への被害予防を前提とした予防策
- 被害確認と復旧、関係機関との連携
- 被災者への支援活動(飲食品の提供・避難所開設支援等)



人的事故(盗難・傷害)

- 施設内の巡回や啓発活動(声かけ・館内放送・掲示等)
- 関係情報の収集、警察・病院等への通報
- 入館者の確認と警備への連絡



火災(施設火災・周辺火災)

- 電気・ガス設備巡回や可燃物の現状把握(消防法遵守)
- 消防訓練の実施(スタッフ研修)
- 火災通報と初期消火、避難誘導、傷病者への応急手当



傷病者(病人・ケガ人)

- 関連・類似施設の情報収集
- 発見者による応急処置、事故発生時のスタッフ間の連携
- 医療機関への連絡と搬送補助、利用者整理



設備事故(衛生面・機器故障)

- 非常用発電機等の管理運転
- 水道、冷暖房及び給湯管理
- 日常・定期点検、複数の職員による業務確認

7 安全管理

④安全管理教育・訓練について

安全教育・訓練に対する考え方

災害や事故発生等の緊急時に、利用者の安全な場所への誘導や障害物の撤去等迅速な対応ができる体制を確立するために、これを確実にしていく研修を継続的に進めていきます。また、神奈川区や消防署等関連団体と連携しつつ防災訓練を定期的に行い、緊急時の実践的な職員研修を行っていきます。

ケガ・熱中症等傷病者の発生時に、救急隊員に引き継ぐまでの応急手当が施せるよう、赤十字救急法救急員の資格取得や、消防本部の実施する救命講習の受講などにより、エイドスキルの向上を図ります。また、スタッフ全員が心肺蘇生法、AEDの講習会を受講し救命の能力を身につけます



安全教育・訓練の実施計画

訓練内容	頻度	月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安全マニュアルの確認	毎日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
応急手当・蘇生法確認	毎日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
通報訓練(演習)	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緊急対応(防災)訓練	3回/年		●				●				●			
AED・CPR実地訓練	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
個人情報保護研修	1回/年									●				

緊急対応訓練の事例

当グループの運営する指定管理施設では、消防署等の協力を受け、施設スタッフ・委託先・自治体職員・利用者と連携をして緊急対応訓練を実施しています(年2~3回)。管理運営責任者の指揮のもと、各自(各班)の役割と担当以外の動きの把握、館内消防設備の把握などを行い、緊急時の連絡や報告の確実性を深めていきます。

<<訓練風景>>



- 今回の訓練が実際の災害時に行動できるよう、各人の役割の認識を意識し、業務に反映するよう心がける。
- 各班別に役割・動きの確認と担当外の動きの説明をする。
 - ・指揮通報班
 - ・消火班
 - ・避難誘導班
 - ・救護班
 - ・施設班

- 訓練① 火災警報確認後、事務所(隊長)に急行。
- 訓練② 事前に消火器の所在を確認して、持参し急行。
- 訓練③ 各班の動きを再確認、修正点を指摘する。
日中時・夜間時の対応を想定し複数回繰り返す。
- 訓練④ 水消火器による消火訓練消火器の使用方法的説明を受ける。
その後、全員で実演する。
- 訓練後 総括今回の反省点・課題点を踏まえ、非常事態への対応と意識を高める。

7 安全管理

⑤事故発生の防止・被害抑制策

事象別の安全対策

事象ごとに、懸念される要因に対し、具体的な安全対策を取り決め有事に備えています。またそれぞれが日々の運営業務にどう活かされているかを検証していくことが利用者本位の安全対策であると考えております。



具体的な安全対策

	実施案	具体例
防止策	スタッフによる監視・巡視点検	運営・受付・清掃・設備等各スタッフが日常の巡回の中で危険箇所・行為等を予測予見し、未然に対応策を取ることで安全を保持します。各施設及び設備・備品は(財)日本体育施設協会が定める安全管理基準に基づいたチェックシートを使って毎日点検し、利用者に支障や危険が予測される場合は使用を停止・禁止します。
	事故情報の収集 事故予防対策	全国の類似施設(体育館・ホールなど)における事故情報を収集し、事故の未然防止に役立てています。特に事故の可能性の高いことが判明した備品・用具類については、県との協議の上撤去を検討するとともに、得られた事故情報を基に、掲示板での注意喚起・スタッフ巡回時の安全な利用方法の説明等、事故予防を行います。
	利用者への注意喚起	どんなに機能的な施設でも、犯罪に狙われやすい場所・滑りやすくなる場所、降雨や積雪によって危険となる場所等が必ず発生します。これらの危険があらかじめ予測される場所には、立入り制限や注意看板、チラシ、ホームページ等を通じて利用者に注意を呼びかけます。
抑制策	関連部署・民間団体との協力体制の強化	緊急時に地域ぐるみで迅速・円滑な連携対応を取り、被害を最小限に収めるためには、日常から関連部署との連絡・協力体制を築いておくことが大切です。特に犯罪などに対しては、スタッフの個人的な判断を禁じ、責任者への連絡を義務付けると共に、警察への要請により事態の收拾を図る必要があります。今後も市、区、警察署、消防署などの関連部署・団体と連携し、連絡・協力体制の強化に努めます。
	事故対応(回復作業)と体制の強化	施設への被害があった場合は、市(区)及び関係機関と協議を行いながら復旧・修復作業を進め、隅々まで安全が確認された後、営業の再開をいたします。発生した事象の規模に関わらずその一連の内容(発生から回復までの対応)を記録として残し、管理マニュアルの改定を行い、危機管理体制の強化に努めます。
施設に関するもの	建築物安全対策	①館内放送や声掛けによる利用者への注意喚起 ②ポスター・案内看板の設置による不特定の来館者への告知 ③ホームページや広報誌による利用制限情報発信など、不具合の発見時期と状況・規模により実施する具体的な対応を定め、建物の安全対策を外部に啓発します。
	維持管理における安全対策	巡回点検と 관련된設備機器の予防措置及び危険箇所の早期発見(小修理)を行うことにより、施設の安全性を高める維持管理を行います。また、維持管理インスペクションや自主点検・モニタリングを行うことでさらなる機能性向上に役立てます。清掃作業では転倒防止のためノンスリップ性の高い中性ワックスを採用します。

7 安全管理

⑥防犯への対応策

施設内外における防犯体制を築き、利用者が安心してスポーツ・健康づくりに親しめる環境を維持するために、「よこはま安全・安心プラン」等に沿って「神奈川スポーツセンター防犯指針」を策定し、その指針に沿った対策やスタッフ教育を講じていきます。

犯罪の起こりにくい環境の整備

盗難等の犯罪の発生率は、施設の雰囲気の良い悪しに比例するといわれています。犯罪が起こりやすいような雰囲気をなくすため、見通しの悪い箇所は備品類を移動したり、植栽の下枝を間伐したりすることにより、周囲からの見通しを確保します。

また、防犯のためにはトイレの雰囲気が重要であることから、トイレを明るく清潔に保つことにより、犯罪の起こりにくい施設とします。

スタッフ巡回による防犯対応

安心して利用できる環境を提供するため、開館前及び業務終了時には、警備に関する教育を受けたスタッフが施設敷地内の巡回を行います。

開館中も定期的に施設巡回・点検を行うとともに、館内放送やスタッフの声掛け、掲示物等で、手荷物の放置・ロッカーキーの管理に対する注意・貴重品ロッカーの利用促進を行い、ピッキング、置引き等による盗難の防止を図ります。

夜間・閉館時に関しては、専門の警備会社に機械警備を委託し、無人状況下においても万全の緊急体制を構築します。



駐車場の安全管理・防犯対応

多くの方が利用している駐車場においては、スタッフ巡回・声掛けに加え、防犯ポスターによる注意の喚起、警察への巡回要請などによって車上荒らし等の盗難被害を防止します。

また、昼間に比べて防犯上リスクが高い夜間等の時間帯には、警察の警邏コースとして組み入れる要請をするとともに、警備会社の巡回車待機場所として一部を開放するなど、施設としての防犯意識を高めていきます。



金銭管理について(自動入金機の設置)

当施設においては、利用料金収入・自主事業収入等多額の現金を取り扱うため、盗難・強盗・着服などの金銭取扱いリスクが非常に高くなると考えられます。

金銭に関する事故・犯罪の発生を防止するとともに、入金作業・経理業務の効率化を図るため、自動入金機を導入いたします。

入金機に現金を投入すると、自動的に銀行口座へ入金される仕組みになっており、管理者の金銭取扱いリスクを大幅に低減させます。

神奈川スポーツセンター



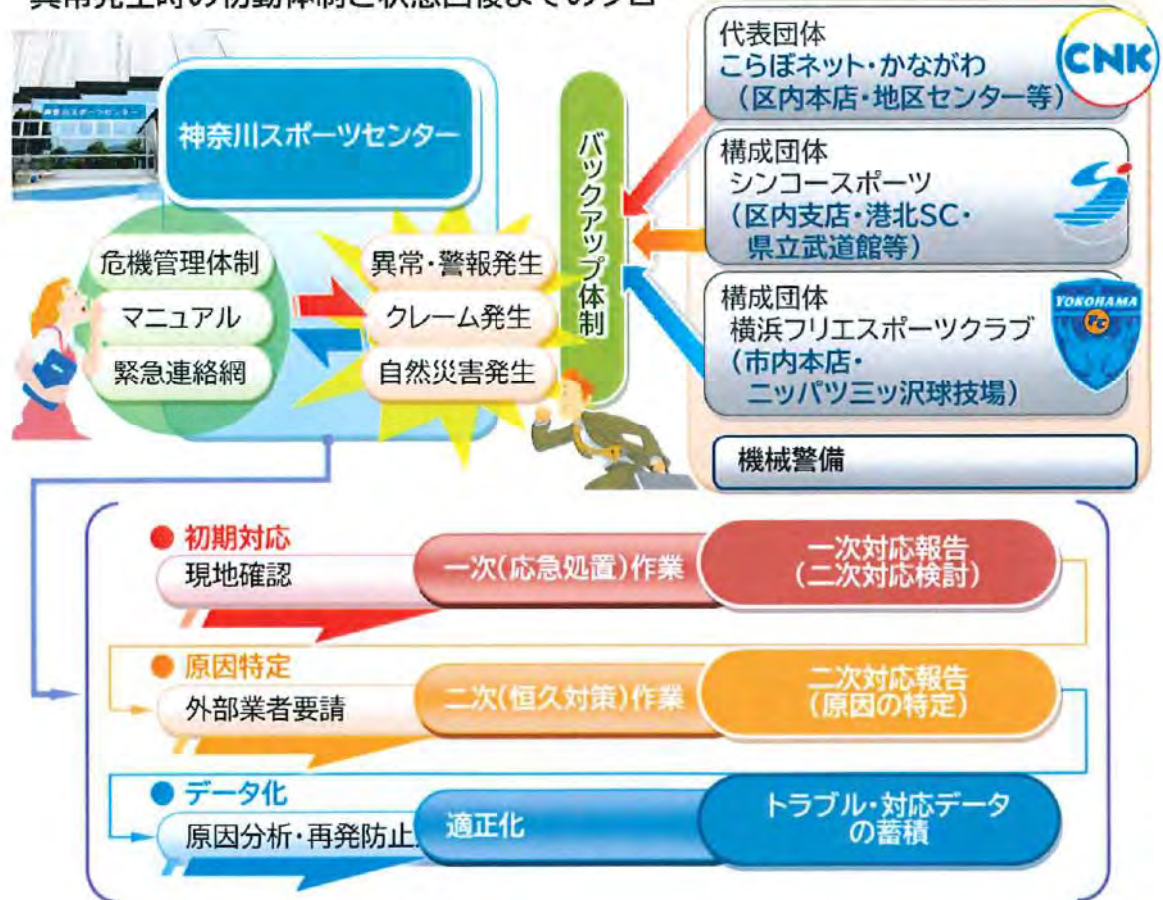
7 安全管理

⑦バックアップ体制の充実

代表団体 A は神奈川区内に本店、構成団体 B は神奈川支店及び区内に支店を有し同エリア内に人員を多数抱えています。また構成団体 C も市内に本店を有するとともに、区内施設を活動拠点としていることから、必要に応じ即座に現場急行できる万全のバックアップ体制が構築されております。当施設で緊急事態が発生した場合にも、これまでの指定管理者の経験に基づき、迅速な対応を取ることが可能です。

日常からグループ間での情報共有(コミュニケーション)を図ることで意識啓発を行い、緊急時には区内の多くの事業所からの応援のもと、以下のフローチャート基準での対応を取っていきます。また、機械警備会社との連携体制も整備された、二重のバックアップ体制が構築されております。

異常発生時の初動体制と状態回復までのフロー



⑧保険によるリスクの最小化

施設の安全管理を万全に実行したとしても、予測不可・不可避な事故や災害が起こることは十分考えられ、その損害に対し、指定管理者が「第一義的な賠償責任者」の対象になることも想定されます。

当グループは、それらの損害賠償責任や、(利用許可や料金徴収を含めた)運営に関するリスクなど、広い業務を行う指定管理者に内包されるさまざまなリスクに対応した『指定管理者総合賠償プラン』から必要な補償内容を選定・加入し、そのリスクの最小化を図ります。

総合賠償プランの対応保険種別

- 1 施設賠償責任保険
- 2 建物保険・火災保険(組合加入)
- 3 指導者賠償責任保険
- 4 教室参加者傷害保険
- 5 請負業者賠償責任保険
- 6 個人情報漏洩保険
- 7 自動車管理者賠償責任保険
- 8 警備業者賠償責任保険
- 9 履行保障保険(代行or賠償)

(補償内容例)

対人:1名 2億円 / 1事故 10億円
対物:1事故 2,000万円

7 安全管理

(2)緊急時の体制

①緊急事態発生時の対応

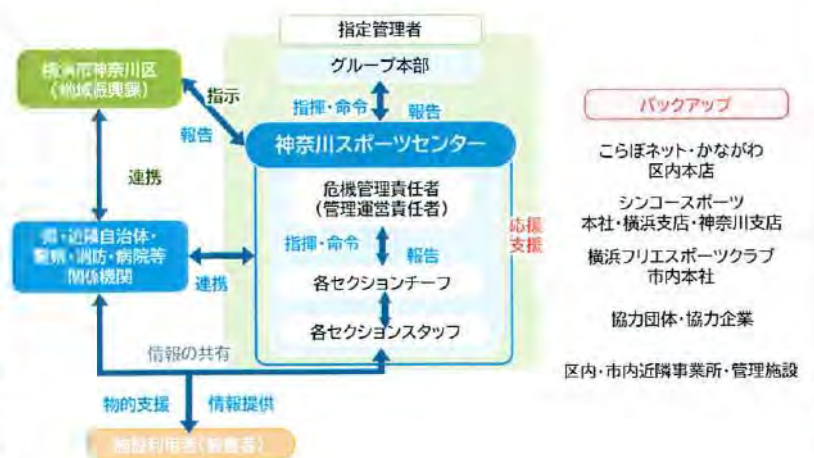
危機管理体制

緊急時には、安全管理マニュアルに基づき迅速且つ適確に発生後の情報収集を行い、それらを基に判断と指揮を実行できる危機管理体制及び連絡体制を確立することが重要です。

管理運営責任者を危機管理責任者とし、緊急時における情報管理や、対処（収集・判断・指揮）の流れを一元化することで、混乱の無い対応を実現します。

危機管理責任者は被害の抑制と事態の收拾に努めると共に、区や関係機関、グループ本部へ事故発生時の一報及び経過・処理後の報告を行い、連携を取りながら対応していきます。

また、事故発生時には被害者の救護を最優先にした対応を心掛けます。状況に応じ、区内・市内近隣拠点からの応援も受け入れ、事態の收拾に努めます。

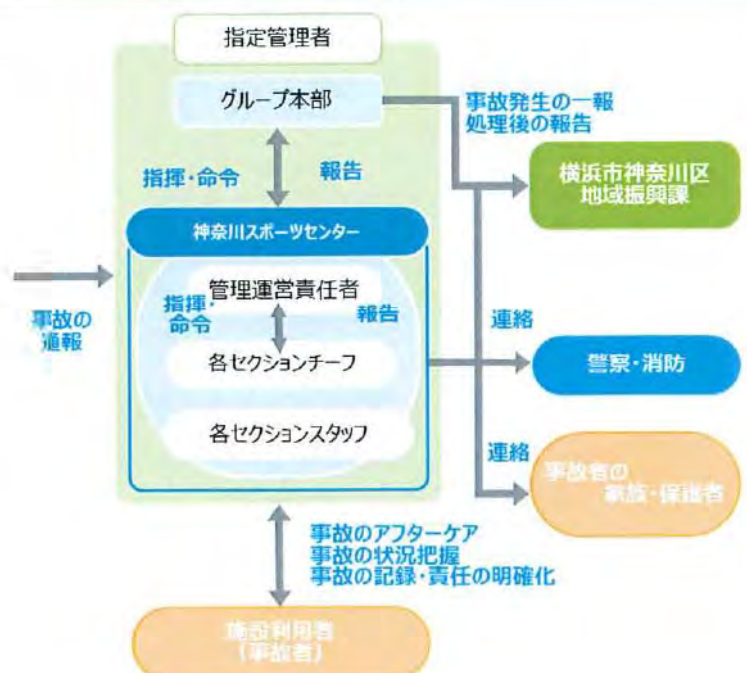


災害・事故発生時の初動連絡体制

災害・事故発生直後の初動時における対応においては、迅速な情報伝達及び混乱のない情報管理を行うことが最も重要だと考えます。

このため混乱が起きないように情報を一元化し、利用者やスタッフからの情報を、危機管理責任者（管理運営責任者）へ集めます。

危機管理責任者は得られた情報に対し迅速な指揮をとるとともに、神奈川区やグループ本部、警察・消防等関係機関へ事故発生的一方及び処理後の報告を行います。



7 安全管理

②自然災害発生時の対応について

当施設は、神奈川区の地域防災拠点や広域避難所には指定されていませんが、災害時には防災拠点として重要な役割を果たす施設です（遺体安置所として規定）。

また同時に、屋外施設は台風等の自然災害の影響を直接受ける場所でもあります。災害発生時には利用者・地域住民の生命を守ることができるよう、「神奈川区防災計画」「土砂災害ハザードマップ」などに基づき作成された「神奈川スポーツセンター安全管理マニュアル」に則った対応を行います。

平時の防災対策

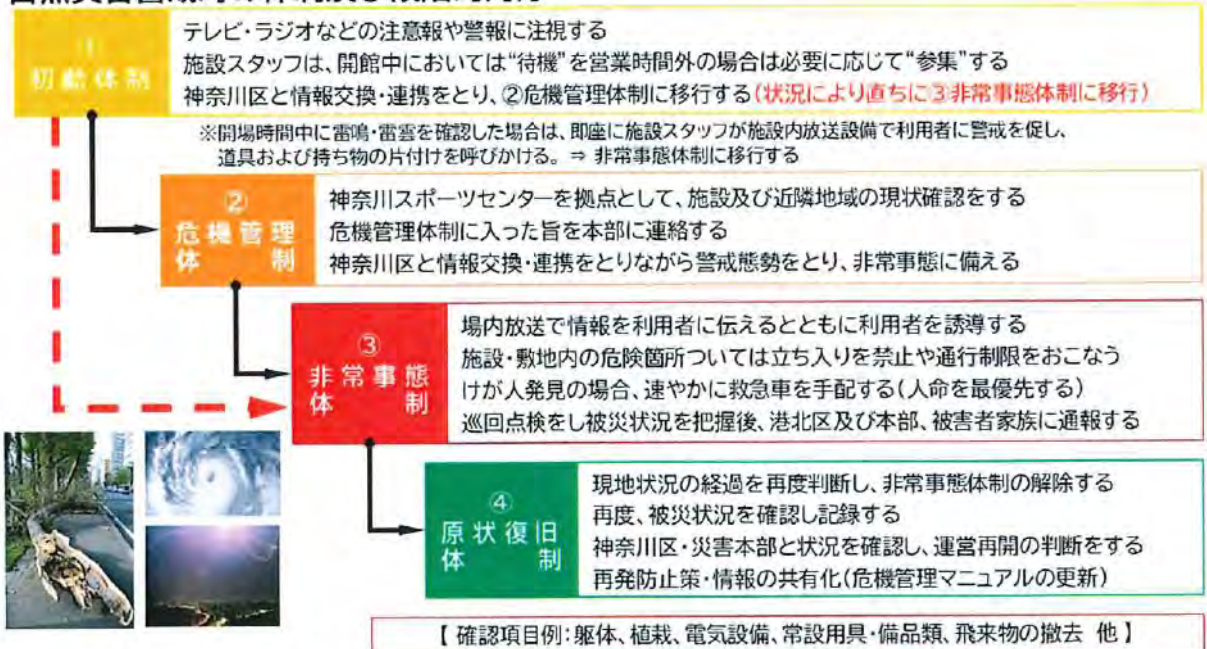
緊急時に備えるために平常時から「安全管理マニュアル」に従って、災害予防策の検討や防災関連施設の点検・準備を行うとともに、定期的な防災訓練（年2～3回程度）の実施により緊急時におけるスタッフの対応能力向上に努めます。（※前述の「緊急対応訓練事例」参照）

また、区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結するとともに、有事の体制整備を構築し備えます。

災害発生時の体制・対応

災害発生時の現地体制では、人命救助を最優先にする対応を大原則とします。台風・地震・噴火などの異常気象により、損壊・火災・出水・倒木などの災害のおそれがある時は、施設内外を巡視して利用者に避難を促し、被害の拡大を未然に防止します。実際に出水や施設の損壊があった場合は、職員の安全と緊急性を考慮した上で即時または翌日に対応します。災害や事故が発生した場合は、以下のような緊急対応を実施します。

自然災害警戒時の体制及び段階的対応



7 安全管理

災害時の施設転換・活用

災害発生時には避難所等の機能を補佐することが出来るよう、区及び消防・警察等の関連団体の指導のもとに、防災計画等に準拠した災害時の施設機能の有効利用（転換）計画を事前に作成したいと考えています。

防災訓練時にはこの計画を活用し、事前のシミュレーションを入念に行うことで、有事の際に適切な運用が可能となり、避難住民の混乱を防止し、より多くの人々の生命や生活を守ることができるようになります。

大規模災害発生時には、防災拠点のスタッフとして区に最大限の協力を行います。災害発生時には集合可能なスタッフは全て施設に集合できるよう事前に教育を行います。発生現場では区の指示のもと、食事の提供・安否確認・施設環境の維持など、避難住民の生活の支援や警察・消防等関連団体のバックアップを実施します。



災害救援バンダー・備蓄用品の準備

館内・敷地内に「災害救援バンダー」タイプの自動販売機の継続設置いたします。大規模な災害が発生し停電・断水になった場合にも、内部の飲料を無料で取り出すことが可能です。

また、近年災害級の事案が増えている現状を踏まえ、当グループは施設又は敷地内に備蓄用品を確保し、有事の際に施設近隣地域への支援ができるよう独自に備えを持ちます。



③怪我人・急病人発生時の対応について

急病人や転倒事故などの緊急事態が発生した場合は、情報収集を始めとして現地へ急行し、被害者の救護・救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に行います。スタッフは自身の安全、並びに周囲（他の利用者など）の安全を確保し、二次災害の防止を図ります。

当グループは、有事の際にも適切な救命処置が取れるよう、施設に従事する全てのスタッフに対し、救命救急法・AED取扱い等不測の事態に備えての研修を実施します。

非常時・緊急時であっても、被害者のプライバシーについて配慮し、救護活動をするうえで知りえた個人情報の保護に努めます。

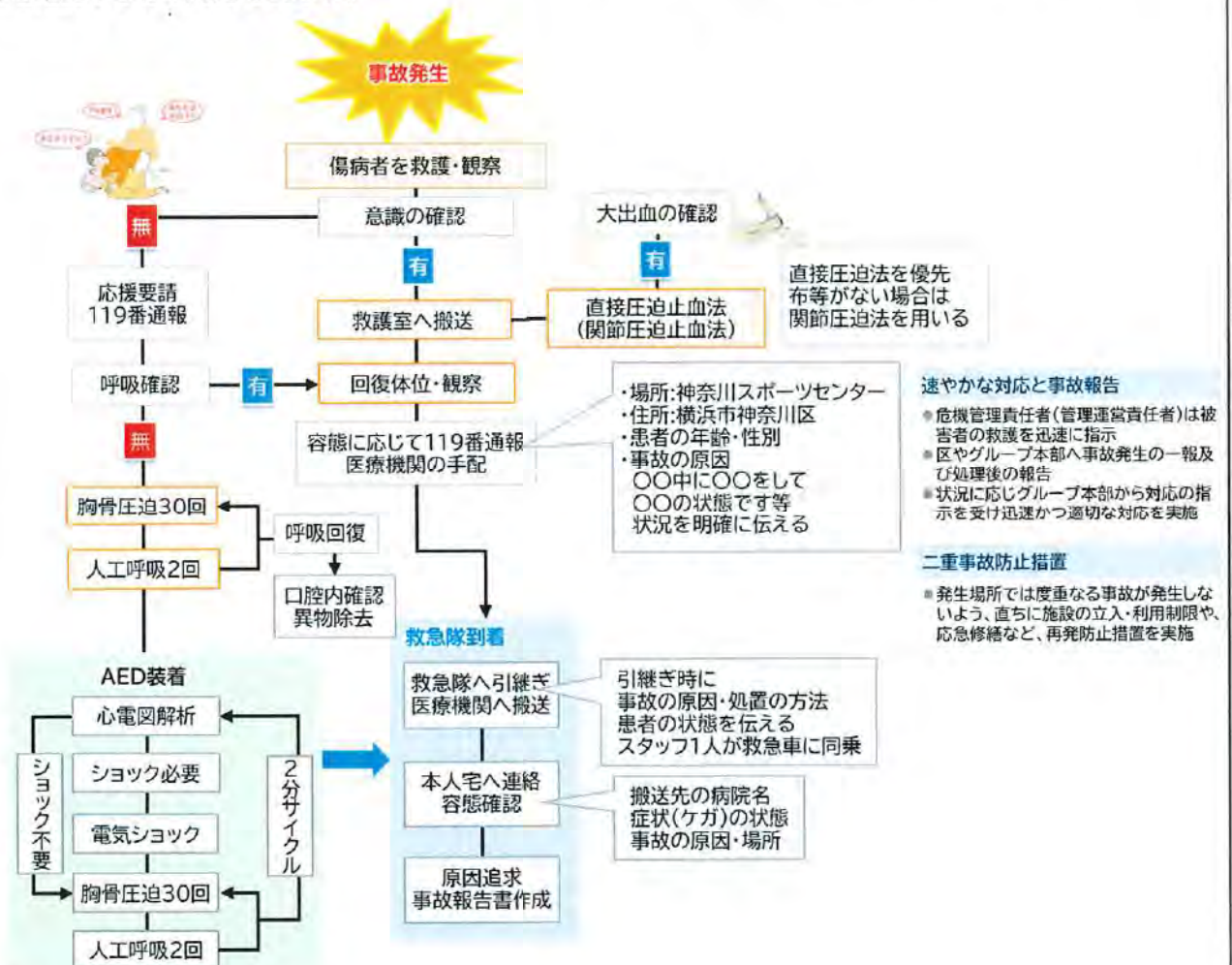


7 安全管理

被害者の救護

事故発生時の通報を受けた場合、すぐに被害者のいる場所へ急行し、傷病状態の確認及び救護にあたり、同時に救急車の要請を行うなど、被害者救護最優先の対応を行います。また事件性のあるものは状況に応じて警察への連絡を行います。

利用中の方が傷病者となり、意識が無く同行者もいない場合は、必要に応じてロッカーを開けて身元の確認を行います。それ以外の場合は、個人情報保護の観点から、消防署を通じ、搬送先の病院名と被害者の名前等を確認する等の対応をとります。



事後処理後の対応

被害者のアフターケア

- 利用者が事故でケガをした場合、速やかにお見舞いを行うなど、被害者へのアフターケアを行います。

事故の再発防止

- 迅速に事故状況の把握及び記録をとるとともに、事故原因を明確にします。記録は施設全体のデータとして蓄積・共有し、必要に応じて施設の緊急総点検を実施するなど再発防止につとめます。

管理責任の検討

- 事故の状況の把握と原因究明を行い、指定管理者としての責任の有無を検討します。法的責任が生じる可能性がある場合には、司法・行政の指導を受けるとともに、必要に応じて「法律の専門家」の意見を聞き、誠実に事故の処理にあたります。

7 安全管理

④災害発生時の対応事例

平成 23 年の東日本大震災の際に、構成団体 B が運営する多くの施設も様々な影響を受けましたが、前述の安全対策が功を奏し、(死亡・大怪我等) 深刻な事態の発生を防止することができました。また、整備した緊急時体制に基づき、利用者の誘導・一時避難者の受け入れなど、混乱の中でも適切な対応とすることができ、(住民に供する) 公共施設としての役割を果たすことができました。

以降、公共の施設を管理する指定管理者として、災害時における支援的役割を担う為、これまでの対応経験を活かしながら、さらに各自治体との連携体制を持ち強く持ち利用者及び住民の生命・生活を守ることができるよう尽力しています。



当施設においても、現在、世界的な影響を与えている新型コロナウイルスへの対応を含め、有事に施設としての役割をしっかりと果たせるよう指定管理者として責任を持って備え、対応します。

東日本大震災:平成23年3月	
柴崎市民体育館 (東京都立川市)	・帰宅困難者受入れ 宿泊者約800名
五日市ファインプラザ (東京都あきる野市)	・帰宅困難者受入れ宿泊者206名
熊本地震:平成28年4月	
小城市三日月保健福祉センター「ゆめりあ」 (佐賀県小城市)	・避難所対応(2日間)避難宿泊者13世帯31名
別府市総合体育館「べっぴアリーナ」 (大分県別府市)	・避難所対応(3日間)避難宿泊者約500名
西日本豪雨:平成30年7月	
東広島運動公園(広島県東広島市)	・平成30年7月6日より24時間体制での避難所対応
びんご運動公園(広島県尾道市)	・尾道市全域断水の為、7/13~7/16の間、屋内プール水を生活用水として地域住民へ給水支援
倉敷運動公園(岡山県倉敷市)	・真備地域災害対応拠点として7/31まで対応
胆振東部地震:平成30年9月	
厚真町総合ケアセンター「ゆくり」 (北海道厚真町)	・帰宅困難者の受入れ ・救援物資の保管場所の提供や自衛隊などの宿泊場所として活用 ・避難者に対し毎朝のラジオ体操や青竹踏みの提供、会話を通したコミュニケーションを図る
東日本台風(台風19号):令和元年10月	
長野運動公園総合運動場 南長野運動公園総合運動場	・千曲川氾濫に伴う避難者の受入れ ・長野運動公園総合運動場 避難所対応10月~12月 避難者数1,000名以上 ・南長野運動公園総合運動場 避難所対応10月~12月 避難者数2,000名程度
新型コロナウイルス感染拡大防止:令和2年3月~現在	
全国の管理施設	・各自治体との調整を図り、休館・人数制限他、感染防止に向けた対応を実施 ・神奈川県立武道館:ネットカフェ難民の受入れ ・神奈川地区センター・菅田地区センター・東京都目黒区八雲体育館 他:ワクチン接種会場として施設提供 ※他にもワクチン接種会場として施設提供及び会場運営支援の対応有

8 地域との協力

(1) 地域支援

① 地域支援・地域連携・地域貢献についての考え方(地域社会との結びつき)

地域社会との結びつきは指定管理者にとって極めて重要なことです。特に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人と人との結びつき、交流する機会が減っており、令和2年度スポーツ意識調査では「**スポーツによる出会いや交流促進**」を望む市民の声が多く見受けられました。こうした現状を踏まえ、今まで以上に地域社会に根ざした活動を進め、積極的な連携と相互交流を深めていきたいと考えております。

当グループは、各種サークル・同好会、地域住民、学校関係施設等との共同作業の実施や、地元企業・商店との協力関係、さらに市内公共施設との連携で自主事業を開催するなど、**地域住民との「パートナーシップ」**を重要な要素と捉えた施設運営を行います。

当グループは地域団体との連携のなかに「**利害問題がなく、互いに尊重し合える関係**」でありたいとの願いがあります。自主事業の共同開催やイベントコラボなどを積極的に実施し、互いに発展できる関係、互いに刺激し合える関係を目指していきたいと考えております。また、良いところはどんどん学ばせていただくという姿勢のもと、より良い相互関係を築いてまいります。



8 地域との協力

②地域スポーツ振興事業への取組み

スポーツ協会等との連携

当グループは神奈川区スポーツ協会等と連携を密にするため、協会の会合や定期的な会議の場に施設運営事業者として参加機会をいただきたいと考えております。協会主催の教室やイベントへの協賛、指導員派遣や、逆に指定管理者の自主事業に講師派遣を依頼するなど、相互の連携・協力を図ります。

利用者としての一面を持つ協会の活動を理解することで、各種事業のスムーズな運営と活性化が図られ、区スポーツ推進にも大きく貢献できると考えます。

スポーツ少年団・学校体育団体との連携

スポーツ少年団・学校体育連盟等を支援し、当グループの持つスポーツネットワークを活用し、近隣区市町村を始めとする区外のスポーツ関連団体との橋渡しをすることで指導者の交流、競技力の向上などに貢献します。また、団体側は、スポーツ少年団の講師に当グループのスタッフを招くなど相互の連携・協力を図ります。

スポーツ推進委員としての活動及び連携

スポーツ基本法に基づき市長に委嘱されているスポーツ推進委員は、地域のスポーツ団体や学校、PTA、自治会などと密接な連携を保ちながら、地域のスポーツ・レクリエーションに関する行事の企画・運営及び指導を行う「スポーツ・レクリエーションの振興を図る上でのキーパーソン」です。委員が企画・協働するスポーツ活動に対し、人的・物的協力や参加を積極的に行います。構成団体 B が管理運営する港北スポーツセンターでは、従事する職員が港北区のスポーツ推進委員として以下取組んだ実績があります。

【<参考>港北区でのスポーツ推進委員としての取組み実績】

- ・菊名地区担当として、月1回の定例会に出席
- ・港北区スポーツ推進委員駅伝委員会に委員として参加
- ・ペタンク等競技研修会への参加

スポーツ指導者の育成

神奈川区内外及び近隣の市民を対象に、より実践的な指導力を持たせ、区内で事業展開をスムーズかつ効率的に低予算で実施できることを目指す、**スポーツ指導者養成講習会**を実施し、ボランティア活動としての社会体育の指導者の発掘・登録およびスポーツ推進委員の活動条件を整えるとともに、資質の向上を図ります。

構成団体 C では、地域のサッカー協会やスポーツ協会、近隣クラブと連携し、サッカー指導者を対象に、**指導者間の交流**や**指導レベル向上**等を目的に講習会を実施しています。



横浜スポーツパートナーズとの連携・協働の推進

構成団体 C は横浜スポーツパートナーズの一員であり、**各スポーツチームと独自のコネクション**をもっております。チームや競技を越えた連携による相乗効果を生み出して参ります。

また、パートナーズの一員として**市の情報発信**にも積極的に貢献します。

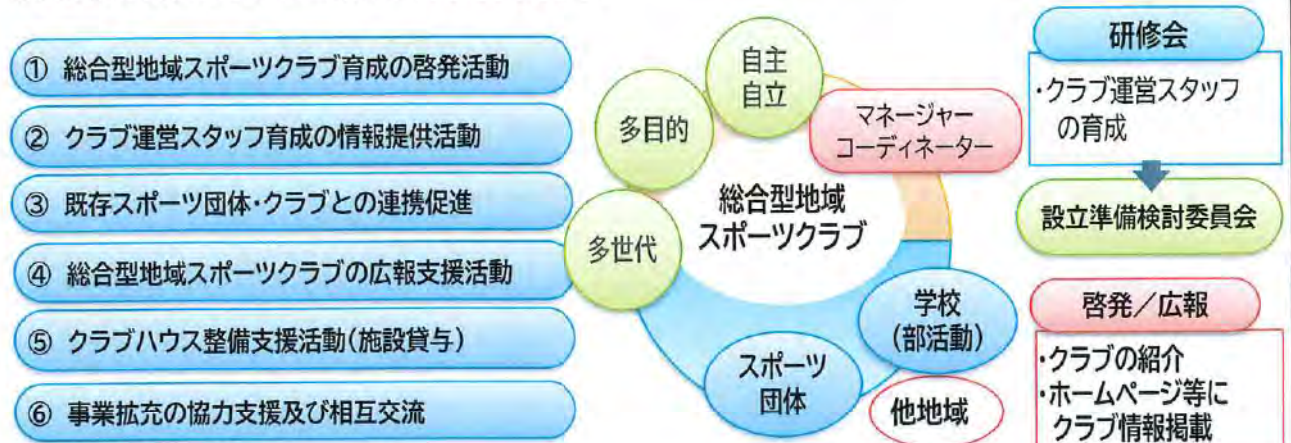


8 地域との協力

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

「総合型地域スポーツクラブ」は、地域住民が主体となって運営をし、多様な興味・関心、様々な技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、色々なスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブです。また、それにより地域住民の交流、地域人材の育成、地域の安全力・教育などを促進していくことを目的としています。

神奈川区においては横浜市内で最も多い5つのクラブ（NPO 法人かながわクラブ、NPO 法人ライフネットスポーツクラブ、NPO 法人横浜 anime クラブ、はざわクラブ、まる倶楽部）が積極的な活動をしています。指導員の派遣、備品の貸出、クラブホームページとのリンク貼りや、施設内にクラブの紹介コーナーを設置するなど相互連携を図って、地域のスポーツ振興に貢献してまいります。また、クラブが実施している教室やイベントに関しては、継続して施設貸与や宣伝等協力してまいります。



スポーツボランティアの普及活動

「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）」では、「ささえるスポーツ」として「スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合」が10%以上となることを目標となっております。

しかし、「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」より、横浜市民全体のスポーツボランティア活動実施率は10.4%と目標を上回っている一方で、**神奈川区の実施率は7.9%と、目標・市の平均値ともに下回っております。**

構成団体Cでは、トップチームのホームゲーム開催時に毎試合20名～40名の**スポーツボランティア（ゲームシュワード）**が参加しております。当施設においてもボランティアの募集活動を行うことで、身近なところで参加できる「スポーツボランティア活動」を知ってもらい、参加してもらいきっかけづくりとします。

【区民サポーター制度の導入】

当施設では、敷地内の環境美化やスポーツイベント（自主事業）のレセプションなどとして活躍していただく、サポーター制度を導入します。スポレク開催時に、**イベントサポーター**としてボランティアの方々にご協力をお願いします。自らの働きが、サービス・イベントの出来不出来を左右する「緊張感」と、区の代表的な施設運営に直接かかわる「一体感」を同時に享受することができたと考えております。

【イベント事業サポーター】

施設で開催される各種イベント（自主事業）において、レセプションなどとして活躍頂きます。イベント事業の運営サイドに直接関わりを持つことで、自身の働きがイベントの成功を左右するという緊張感と成功時の充足感を施設スタッフと一緒に享受することができます。

【環境美化活動サポーター】

地域の景観維持に向け施設スタッフが定期的に行う、施設周辺を含めた清掃活動を一つのイベントとして、一緒に活動をしていただけるボランティアスタッフ（区民）を募ります。

2021
ゲームシュワード
募集のお知らせ

8 地域との協力




ウォーキングの促進活動

「令和 2 年度横浜市スポーツ意識調査結果」より、「この 1 年間にどのような運動・スポーツを実施したか」という質問に対し、神奈川区では「ウォーキング」が **63.6%**で **1 位**となっており、**横浜市内全体でも 2 位**と非常に高い実施率となっております。

まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症予防対策としても、屋外で人との接触を避けることができる「ウォーキング」を促進することは、スポーツ振興の観点で非常に重要視すべきであると考えます。

当グループは、当施設を拠点としたウォーキングの促進をするために以下の取組みを実施します。

【 具体的な取組 】

<p>ウォーキング ステーション機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開放感のある 1 階ロビーに「ストレッチコーナー」を設置 当施設を起点としたオリジナルコースマップの作成、配布 健康チェック(血圧計)機器の設置 「よこはまウォーキングポイント」「楽天シニア」など歩数計アプリによる利用促進 	
<p>オリジナルコース マップの作成・普及 活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体 C のホームスタジアムである「ニッパツ三ツ沢球技場」と当施設を結ぶオリジナルコースマップを作成 選手やマスコットの力を借りてコースやウォーキングの普及活動 	
<p>ウォーキング教室・ イベントの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> かながわ区民 DAY イベント 0602 イベント スタンプラリー ゴミ拾いウォーキング 案内人とめぐる神奈川宿(東海道)ウォーキング 区内農家を歩いて周ろう! ベジウォークなど 	

地域への出張健康づくり指導の実施

当施設での指導だけではなく、地域に出向いて出張運動指導をします。代表団体 A の管理運営している「地区センター」や「老人福祉センター」とは、相互に指導者を派遣し合うことで、**各施設における好事例やノウハウを共有**し、サービス水準の向上に取り組んで参ります。

区内の団体・企業からの依頼も受け、**健康運動指導士**等の専門指導者や構成団体 C の抱える**プロスポーツクラブのトレーナー**を派遣してスポーツ・健康づくり指導を行います。

また構成団体 B が発行する健康情報誌等を配布することで、**健康情報の普及**にも努めます。区内全域に積極的に出向くことで、区内全域への普及・支援を行います。



8 地域との協力

(2) 地域連携・地域貢献

① 地域連携体制の確立

公共施設はその特性・用途ごとに地域に根ざし、地域住民や利用団体と密接なつながりを持っております。その一方で、利用者が一部の住民・利用者に限られるという課題点もあると考えております。

地域社会の「学校、福祉・保健施設、その他の公共施設」との連携を図るには、**施設間の情報の共有化が必須**となります。住みよい地域社会づくりのため、地域住民相互に理解を深め、交流イベントの開催、施設及び事業活動の認知度向上、市民活動情報の収集及び提供の環境整備など、**地域の話づくりへの貢献**をしたいと考えております。

それぞれの事業を実施する際には、「意見収集」「情報公開」「共催事業」を心掛けるなど、地域との協働・連携をスタート地点とした企画の立案をいたします。

地域の公共施設との情報発信の連携として、インターネットのリンクページはもちろんですが、便宜的・効率的なものだけでなく、人と人とのつながり（コミュニケーション）で育むちからが本当の地域活性であると考えます。例えば、パンフレット・リーフレットやイベント案内の近隣施設への相互配置・更新を含めて、顔と顔が会える機会を大切にいたします。



地域連携イベントの実施

「スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設」の創造と「スポーツに親しむ社会づくり」に繋がる多様な自主事業を計画しております。事業の企画から開催を通じて交流活動や体験活動から人と関わる喜びを育み、ボランティアなどの諸活動から新しい地域ネットワークの形成と地域活性化に取り組んでまいります。

イベントの成功事例に関しても、その成功体験を指定管理者固有のものとしてせず、他の地域での開催を働きかけるなど情報公開と共有化を図るとともに神奈川区全体の発展と地域活性化に向けた事業活動を行います。さらに、地元企業や地元団体に「協働」の提案を行い、地域貢献や地域活性化に繋がる事業を展開します。これら自主事業の実施についてはその内容を区と十分に協議し、承認を得たうえで実施いたします。

② 地域連携・地域貢献の具体的な取り組み

町内会との連携活動

当グループは、当施設を運営する上で地元の方々と連携を図ることは必須事項であると捉えております。区内の各町内会への加入や定例会への参加、新たな企画発案、年間行事への参加・協賛など積極的に活動して参ります。

特にお祭りなど地域イベントの開催時には、運営補助、広報活動など積極的にお手伝いします。

構成団体 C の所属選手やスタッフ、クラブマスコット等によるイベント参加も視野に検討しております。



8 地域との協力

施設運営協議会(利用者懇談会)の開催

区民・行政・関係団体との連携・協働をさらに密にし、区民のスポーツ振興及び健康増進の最大化を図るため、また地域の賑わいや発展にも寄与するため、**関係者の意見を反映**する場として「**施設運営協議会(利用者懇談会)**」を設置します。

協議会は利用者(区民・地域団体等)との「懇談会」の場としても活用し、より率直で直接的な意見・要望を受け付け、協議された検討事項を積極的に施設運営に反映させてまいります。また検討の経緯・結論の理由説明などを参加者に明らかにする「ガラス張りの運営」を行うことで、区民に親しまれ・信頼される施設を目指します。

なお構成団体 B が管理する港北スポーツセンターでは、昨年度新型コロナウイルス感染拡大に伴い、直接対面は避け **zoom を活用したオンラインによる懇談会を開催**しました。慣れない仕組みではありながらも、利用者の方から貴重なご意見をいただきました。コロナ禍においても継続してコミュニケーションを図れる機会を創出し、施設運営に反映していきます。



スポーツサークルの設立・活動支援

スポーツ愛好者のすそ野を広げていくためには(新規参加者のだけではなく)、継続的に活動可能なスポーツ団体・サークルの結成(増加)が不可欠です。

当グループ管理施設で開催している教室事業の卒業生などを中心にサークル化の事例があり、当グループも**サークル設立の支援**をさせていただきました。設立後も備品の貸出など継続的なサポートをするなど、団体の活動支援を行っています。

また、日頃の活動の成果発表の場として、**サークルの成果発表会**を随時開催します。代表団体 A が区内で管理している施設では多くのサークルが活動しており、各施設で活動している団体が、**成果発表会を通して交流する機会**を設けるなど、お互いの活動のさらなる刺激につながる機会を演出します。

今後も、あらゆるスポーツ団体・サークルの設立のお手伝いをさせていただきたいと考えています。



区民スポーツ大会の開催

現在コロナ禍において、大会・競技会の開催中止が多く見られ、区民のスポーツ大会・競技会開催の潜在ニーズは高まっていると考えます。

当グループは指定期間中に、成果発表の場を提供するために、区のスポーツ協会と連携しながら、大会を開催していきます。なお土日祝日をはじめ、非常に稼働率が高い当施設において一般利用に配慮しながらとなると、1日を通して施設を確保することが困難である可能性があります。その場合には時間を区切り(例：午前中または午後のみ)、ミニ大会での実施も検討していきます。



8 地域との協力

③プロスポーツクラブとしての地域への関わり

情報発信機能の活用

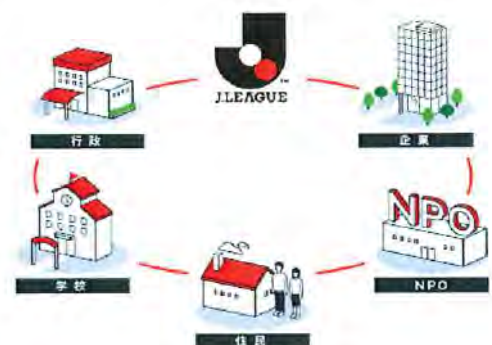
プロスポーツクラブとしての情報発信機能や訴求力を最大限に活かしたいと考えています。行政や地域が発信したい必要情報をスポーツセンター/プロスポーツクラブといった多くの人が関心を持ちやすいフィルタを通し、発信・訴求していきます。



地域コミュニティのハブ機能

行政との連携や情報発信だけでなく、学校やNPO 法人との連携や、クラブのパートナー企業のアセット活用等を通して、地域コミュニティのハブとしての機能を目指します。Jリーグ自体が力をいれている、クラブを活用してもらい地域の課題解決を推進する※「シャレン！」の考えです。

※「シャレン！」とは・・・社会課題や共通のテーマ(教育、ダイバーシティ、まちづくり、健康、世代間交流など)に、地域の人・企業や団体(営利・非営利問わず)・自治体・学校などとJリーグ・Jクラブが連携して、取り組む活動です。



地域連携活動事例

行政・企業・学校・病院・養護施設・福祉施設などと様々な形で連携した活動を実施しています。これらの活動を、スポーツセンターを通して実施・情報発信することで、スポーツを通して様々な分野で地域に貢献することを目指します。

<p>横浜市との連携</p>	<p>2020年に横浜市と連携して制作した手洗い動画です。 選手等を使ったメッセージを発信することにより、より多くの方に必要な情報を周知することが可能になります。</p>	
<p>「はまっ子 どうし The Water」の販売</p>	<p>ホームゲームにおいて、特定の試合で横浜市水道局の「はまっ子 どうし」を販売しています。売上の一部は水源林保全活動等に使われます。</p>	

8 地域との協力

<p>食育の推進</p>	<p>「かながわ SDGs パートナー」認定を受け、地域とともに SDGs(持続可能な開発目標)の普及啓発への取り組みです。グループ会社の LEOC と連携した「食育」や「地産地消」を推進しております。</p>	
<p>朝のあいさつ運動／学校への訪問</p>	<p>朝のあいさつ運動や手洗いの仕方の講義など、選手やスタッフ、マスコットが横浜市内の学校を訪問し様々な活動を行っています。</p>	
<p>学校訪問授業「夢で逢えたら」</p>	<p>児童とのふれあいを通して夢を持つことの大切さを伝える訪問授業を行っています。2006 年より継続的に活動を実施しています。</p>	
<p>ハンドソープ寄贈</p>	<p>2021 年より市内小学校を対象に「横浜 FC てあらい授業」を開催し、手洗い習慣を啓発するとともに訪問した小学校へハンドソープを寄贈しています。</p>	
<p>ランドセルカバーデザイン協力</p>	<p>保土ヶ谷交通安全協会が実施している保土ヶ谷区内の小学校に入学した新1年生へのランドセル寄贈事業において、マスコットのデザイン提供で協力しています。</p>	
<p>小児病棟への訪問</p>	<p>2019 年にはサンタに扮した選手が、横浜市立市民病院を訪問し、入院中の子どもたち約30人へクリスマスプレゼントを届けました。</p>	
<p>献血応援キャンペーン</p>	<p>2020 年にホームゲーム会場において神奈川県赤十字血液センター、神奈川骨髄移植を考える会と連携し、献血へのご協力呼びかけ、骨髄バンクドナー登録会を実施しました。</p>	
<p>横浜市福祉作業所ブース出展</p>	<p>市内の福祉作業所の施設の方々をスタジアムにお招きし、施設で作っている商品の販売や活動紹介などのブース出展を実施しています。</p>	
<p>あしながドリーム基金</p>	<p>神奈川県内の養護施設や小学校の子どもたちをホームゲームに招待しスポーツの素晴らしさを改めて実感してもらうため、基金を募る活動を行っています。 ※新型コロナウイルスの流行状況下においては実施をしております</p>	

8 地域との協力

④地域活力の活用

地域事業者の積極活用

当グループは第三者委託の選定や、物品調達が発注先を検討する際の基本的な考え方として“地産地消”を掲げております。地元事業者が発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

地元事業者との信頼関係構築により当施設の発展だけではなく“新たな地域コミュニティの形成”“地域社会の活性化”等、良い相乗効果が生まれると確信しております。地域社会から認めていただくことにより、地域で開催される様々なイベントや行事に参加する機会に恵まれ、さらなる地域貢献にも繋がるものと考えております。

業務委託・物品購入に関し区内調達基準を定めて、その基準に則って事業者の選定を行っています。確かな技術と最高のコストパフォーマンスを前提に、区内または市内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。特別な技術が必要な区内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ります。



実績や安定性に差が無い場合には市(区)内業者を優先して採用

地域人材の積極活用

地域拠点としての施設づくりには地域住民との連携が必須であり、地域住民の手による施設づくりこそが大切な要素のひとつであると考えております。そのためにも人員配置計画に基づき、全スタッフを地域住民となるよう地域人材の雇用を積極的に行っています。地域の雇用対策やソーシャルキャピタル（社会的人的資源）活用の観点からも責任者ポストを除き、市内在住者を優先とする人材採用を図ってまいります。

施設の管理スタッフを地域住民にすることは事業運営上でも多くのメリットを享受することになります。施設や仕事に対する愛着が生まれることで窓口対応や情報発信の場面でも積極的な行動が期待でき、地域の人的ネットワークの構築や施設の認知度を高めることにも繋がります。



地域高齢者の積極活用

地域活力の活用を進めるなかで、（公財）横浜市シルバー人材センターとの連携も図っていきたいと考えます。高齢者の働く場の創出・働きやすい職場環境の構築とともに、高齢者が長年培ってきた技術力と知識力が発揮できる、活力ある地域社会づくりを目指してまいります。



9 モニタリング

(1)自己評価・第三者評価

①モニタリング(自己評価・第三者評価)に対する基本的な考え方

モニタリングの重要性の認識

当グループは指定管理者として、上質なサービスを利用者に提供し、かつ平等性・公平性を保ち続けることが重要であると考えています。私たちは、「住民サービスの向上が図られているか」「その施設の運営が平等・公平であるか」「効果的な運営が行われているか」等の内容を内部及び外部から常にチェックし、その水準を維持するための手法として、引き続き「モニタリング」活動を積極的に導入します。

「モニタリング」とは…自己・相手又は第三者により適正かつ公平なサービスが提供されているかを
確認する行為

(モニタリング手法の分類)

- ①報告書の提出(協定事項の履行確認)
- ②自治体(担当)による立ち入り調査
- ③第三者による定期的なサービス評価

③第三者による定期的なサービス評価

- ・利用者(市民)の評価や要望を把握
- ・専門機関※による客観的評価(事業の数値化)
- ※市が認定する指定管理者第三者評価機関

実施主体 (評価者)	実施 頻度	実施内容	
		評価手法	評価対象
指定管理者	日常	目標・品質管理 履行確認	・施設利用状況 ・事業収支状況 ・クレーム状況 ・業務実施状況 等
横浜市 (神奈川区)	適時	独自調査 (立入・監査等)	・履行状況 ・施策協力状況 ・運営管理水準 ・事業者経営状況 等
第三者 (市民・地域住民/ ・市認定の評価機関他)	定期	アンケート等 懇談会・独自評価	・利用者対応水準 ・施設環境 ・提供サービス内容 ・運営管理水準 等

モニタリングの手法

当施設の運営において、良質なサービス・快適な環境・安全安心の確保を基本に、スポーツ振興拠点として貢献できるよう、常に新たな事業展開を図ります。また、費用対効果を踏まえ効率的な管理運営を行い、創意工夫により利用者満足を獲得するなど、多角的な視点から運営の質を高めていきたいとも考えています。そのために、目標を定め、自己評価・外部評価等、各モニタリング手法により評価することで、運営の質の向上を図ります。

指定管理者自らのモニタリング (セルフモニタリング)

- 自己評価基準の作成
- スタッフ全員による自己評価会議の定期的な開催
- PDCAマネジメントサイクルによる業務内容評価と改善
- 内部監査による運営状況・業務水準等の把握・指導

横浜市(神奈川区)による モニタリング

- 市(区)担当者(担当課・監査部署)による履行確認(定期・臨時)
- 帳票類等の提出要求と内容確認
- 各種報告書類の提出要求と内容確認
- 履行確認結果に基づく評価及び改善指導

第三者によるモニタリング

- 携帯電話やパソコンを使った評価フォーム等による市民からの意見・評価
- 市が認定する指定管理者第三機関が行う評価(審査)により利用者サービスの向上及び設置目的の達成等に向け現状レベル・課題の把握

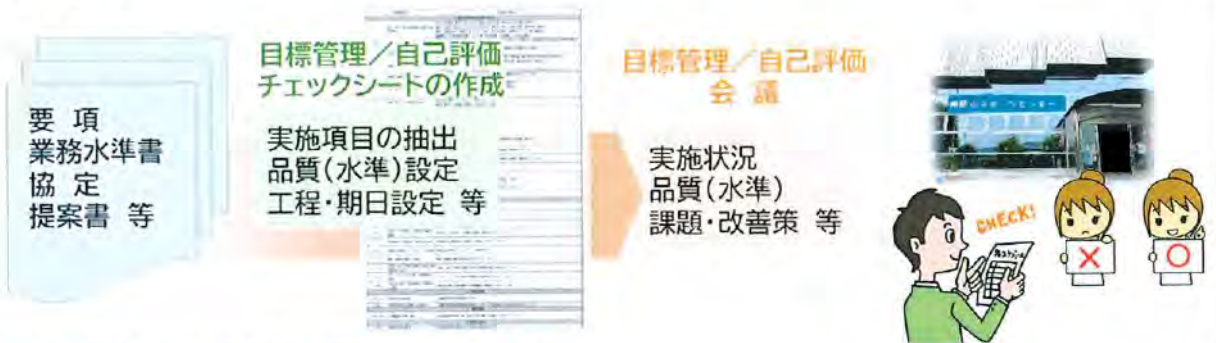
9 モニタリング

②モニタリング(自己評価・第三者評価)の具体策

指定管理者のセルフモニタリング(目標管理/自己評価による水準の維持・向上)

指定管理者が自ら行うモニタリング(自己評価)では、施設運営の状況を客観的に把握し、問題点等も含めて正当な評価を実施することが必要であり、セルフモニタリングによって客観的に洗い出された種々の課題点に対し、即応性を持った改善策を施すことが、公の施設を預かる指定管理者の責務であると考えています。

当グループでは自ら実施する業務内容を客観的・定量的に評価するため、実施する全ての事項(業務・サービス等)及び果たすべき水準(達成目標の設定)を定めた「目標管理/自己評価チェックシート」を作成し運用しています。



【目標管理/自己評価会議の実施と業務改善】

定期的(年4回程度)に開催する「目標管理・自己評価会議」では、P D C A マネジメントサイクル(目標設定【Plan】・実行【Do】・評価【Check】・改善【Action】)に基づいて自らの活動内容・履行状況を確認し、明らかになった課題を職員が共有し、スタッフが一体となって課題解決に向け取り組むことで常に最善の状況にあるよう努めています。

また、評価結果や改善策については、ホームページや掲示板などで公表し、市民への説明責任を果たすとともに、施設運営への参加を促します。

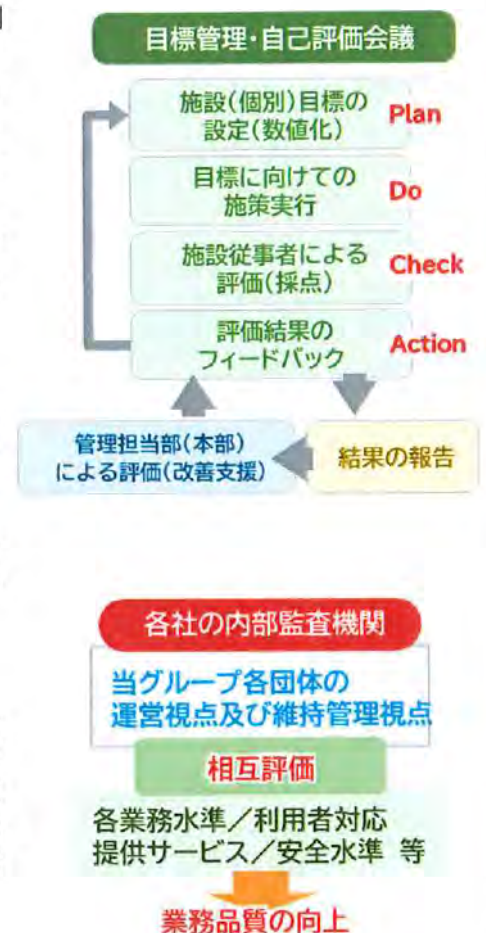
【グループ本部による内部監査の実施】

提供する施設環境やサービス水準の維持向上に向け、業務手順・規程に基づいた運用状況を確認する為、本部担当者による定期的な品質管理(内部監査)を実施しています。

業務の実施方法や手順、各種手続き方法等の確認・改善を行うことで施設の管理運営における品質維持・向上を実現に努めています。

【グループ構成各社による相互評価の実施】

各構成団体が持つ内部監査機関が、事前に互いの監査ポイントを確認した上で、異なる視点を持って相互に評価し、定例的(原則毎月)に実施しているグループ会議等において、日常業務での取り組みやコンプライアンスも含め、水準の確認・新たな課題や改善策の抽出・改善に向けた提案を行い、グループとして一体的な業務品質の向上に努めています。



9 モニタリング

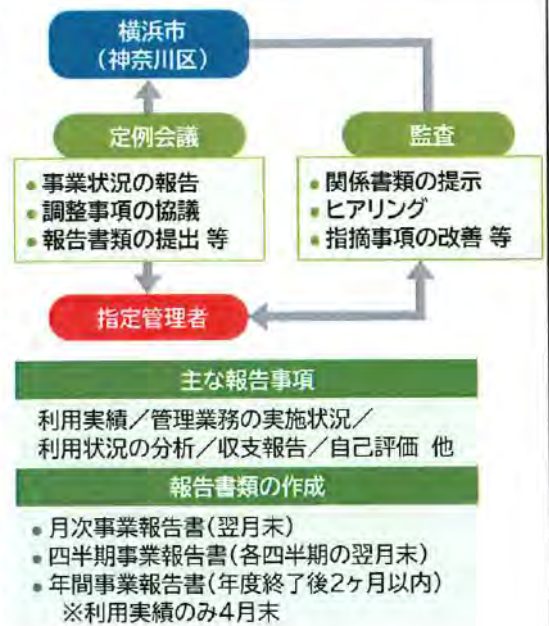
自治体によるモニタリングへの協力(定例会議/事業報告/市監査の受審)

当施設の包括的な管理責任者であり、指定管理者の指定責任を有する横浜市（神奈川区）の立場と責務を理解し、市（区）による定期的・随時のモニタリング（監査）に対し積極的な協力を行います。

市（区）の担当者（監査委員）による定期・随時の実施状況確認に対して、十分な説明を実施するとともに、求められる帳簿書類等の提出に関しては、原則全ての要求に応じて記録の提出を行うなど、市政（区政）に対する全面的な協力を行います。

月次・四半期の事業報告書を、翌月末当、時日までに区に提出するとともに、1年間の業務遂行状況をまとめた年度報告書についても年度終了後2ヶ月以内に提出します。

また、モニタリングの結果、万が一、提供サービスの水準に関し市（区）からの改善指導を受けた場合には、直ちにその原因を追究し、即座に改善の措置を施し、その経過と結果に遅滞なく市（区）へ報告いたします。



第三者:利用者によるモニタリング①(利用者との意見交換の場/評価ツールの展開)

定期的なアンケートによる満足度調査に加え、より多くの利用者からの評価をより積極的・効果的に受ける手法を用いて、実現した要望への評価や満足度調査を行い、そのデータを公表・蓄積し今後の運営に反映します。利用者（市民）から受けた評価を十分に吟味し、より良い施設運営に役立てたいと考えています。

【施設運営協議会（利用者懇談会）】

区民・行政・関係団体との連携・協働をさらに密にし、区民のスポーツ振興及び健康増進の最大化を図るため、また地域の賑わいや発展にも寄与するため、関係者の意見を反映する場として開催する「施設運営協議会（利用者懇談会）」の場を活用し、より率直で直接的な意見・要望を受け付け、協議された検討事項を積極的に施設運営に反映させてまいります。

昨年度、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、構成団体 B の管理する港北スポーツセンターでは、zoom を活用したオンラインによる懇談会を開催しており、新たな実施手法も用いながら継続してコミュニケーションを図れる機会を創出します。

【多くの方が参加できる評価ツールの展開】

多くの利用者の声を積極的に取り入れる方法として、利用者アンケート実施時等には、同内容を施設 HP に掲載し、多くの方から評価いただく仕組みを持って、施設利用経験の有無に関わらず、「いつでも・どこにいても・より手軽に」自らの要望・評価・意見を指定管理者に伝えられる機会を提供します。

収集したご意見等は通常のアンケートと併せ、分析し施設運営の水準向上に役立てるとともに、市への報告を行います。



9 モニタリング

第三者:専門機関によるモニタリング②(第三者評価機関への依頼/その他の外部評価)

【市の認定する指定管理者第三者評価機関による評価受審】

自らのサービス水準を客観的に把握し、良質なサービスを継続的に提供し続けるために、横浜市の認定する外部評価機関に指定管理者の第三者評価の依頼を行います(令和5年度に受審予定)。

この評価は対象となる事業者の資質を客観的に評価する為の項目・点数からなり、指定管理者がこの基準に基づき自己評価及び中立的な第三者評価を実施することで、市が定める共通基準に基づき、自らの業務水準や経営レベルの位置関係を把握することができます。

評価項目(平成30年度港北スポーツセンターでの受審時事例)

I. 地域及び地域住民との連携

- (1)地域及び地域住民との情報交換 (2)地域及び地域住民との連携全般(その他)

II. 利用者サービスの向上

- (1)利用者アンケート等の実施・対応 (2)意見・苦情の受付・対応
 (3)公正かつ公平な施設利用 (4)利用者支援業(トレーニング室) (5)託児サービス事業
 (6)スポーツ教室事業 (7)広報・PR活動 (8)職員の接遇
 (9)利用サービスに関する分析・対応 (10)利用者サービスの向上全般(その他)

III. 施設・設備の維持管理

- (1)協定書等に基づく業務の遂行 (2)備品管理業務 (3)施設衛生管理業務
 (4)利用者視点での維持管理 (5)施設・設備の維持管理全般(その他)

IV. 緊急時対応

- (1)緊急時対応の仕組み整備 (2)防犯業務 (3)事故防止業務
 (4)事故対応業務 (5)防災業務 (6)緊急時対応全般(その他)

V. 組織運営及び体制

- (1)業務の体制 (2)職員の資質向上・情報共有を図るための取組
 (3)個人情報保護・守秘義務 (4)経理業務 (5)組織運営及び体制全般(その他)

VI. その他



【ミステリーショッピング(覆面調査)の実施】

構成団体 B は、全国の指定管理施設において、ミステリーショッピング(覆面調査)による、無作為・抜き打ちのモニタリングを随時実施しています。

ミステリーショッピングとは、マーケティングリサーチの一種で、覆面調査員(ミステリーショッパー)が一般利用者として施設を訪れ、実施の施設利用を通じてサービスの評価を行う顧客満足度調査のことです。

調査員が普段のサービス状況を実体験することで、規定サービスの履行状況・時々の状況によって異なるサービス実態・スタッフとのやり取りなどの具体的内容・利用者の心理や印象の変化など、通常の調査では伺い知ることのできない、施設運営の真実の姿を浮き彫りにできることが大きな特徴です。

これにより、利用者目線から見た偽りのない評価や利用者の期待値を明らかにできると同時に、調査によって得られる生の声がスタッフの働き甲斐を高める重要な要素となり、顧客満足度を大事にする風土を生み出し、サービス品質向上の土台になるものと考えております。

調査項目	満足	一部不満足	不満足
Q1 建物内清掃が行き届いており、清潔で快適な印象はありましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q2 利用目的の理由が明確で、適切な対応が受けられましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q3 この施設が他の施設より、また来たくなるような印象はありましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q4 どれだけの頻度でこの施設に来たいと思われましたか?	4/5満足	2/5一部不満足	0/5不満足
Q5 利用についておぼろしかったり不安な点はないか? (特に利用目的の達成感)	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q6 スタッフの対応が丁寧で、利用目的が達成されたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q7 運動・レクリエーションによる効果は期待通りでしたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q8 健康増進施設としての期待が満たされ、満足度は高まりましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q9 利用目的の達成感を得るには満足と受けられましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q10 利用目的の達成感を得ることができましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q11 施設内での滞在が楽しかったですか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
1. 運動環境			
Q12 フットボールコートは清潔で利用しやすい印象はありましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足
Q13 フットボールコートは照明が明るく、快適に利用できましたか?	3/5満足	1/5一部不満足	0/5不満足



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

① 新型コロナウイルス等、感染症予防に対する基本的な考え方

現在、新型コロナウイルスの流行によって、国内外において感染が確認され多くの方の健康が損なわれています。当グループでは定期的に発生する新たな感染症から区民を守るため、以下のとおり基本方針を定めます。

方針を定めるにあたっては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を理解、遵守したうえで、下記 2 点を基本にするとともに、市(区)の対策方針をふまえ安心して来館・事業参加できる様々な対策へとつなげてまいります。



1. 感染症に対する広報活動を区と連携して実施し、事業参加者に正しく理解していただけるようにすること
2. 罹患された方等の人権が損なわれないようにすること

いずれの対策についても感染の拡大状況に応じて実施する内容を区と十分協議したうえ行うものとし、安全に施設を利用できる範囲で最大限のサービスを提供します。

② 施設での感染拡大防止策

来館前の健康チェック依頼

来館前にご自身で発熱や呼吸器症状等が無いが、施設 HP 等で呼びかけを行い体調が優れないときに来館を避けるよう広く周知します。

ご自身の主観によるチェックは感染症のみに限らず、夏季の熱中症対策や冬季の循環器疾患発症を避けるうえでも重要であり、通年実施していきます。



施設の衛生管理による感染拡大防止策

各所に消毒液を設置し、来館時にご自身で行っていただくほか、スタッフにより施設の手すり、ドアノブといった手を触れる箇所や施設備品、粘膜にウイルスが付着しやすいお手洗い等、感染症の流行状況に応じて消毒や清掃の頻度を調整し実施します。

一般的にエンベロープ構造をもったウイルス(コロナウイルス、麻疹ウイルス、インフルエンザウイルス等)を想定したエタノール等での消毒や洗剤(界面活性剤)での清掃を実施しますが、吐しゃ物等はノンエンベロープウイルス(ノロウイルス等)の罹患も想定されるため次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)を併用します。

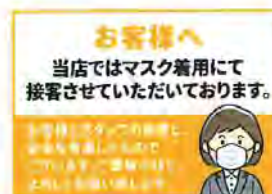


スタッフへ(スタッフから)の感染防止拡大防止策

勤務するスタッフは不特定多数の方との接触を伴うため、特に感染防止に留意する必要があります。

来館者と同様に勤務前に体調チェックを実施し、異常がみられる際は勤務を見合わせるのと同時に、感染拡大期にはマスクの着用、衝立が無い対面式窓口への簡易式飛沫感染防止アクリル板設置等を行います。

勤怠(シフト)管理では更衣室・休憩スペースで密度の高まりを避けるため、出勤や休憩時間に時間差を設けるようにいたします。



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

施設運営上の感染拡大防止策

構成団体 B は港北スポーツセンターの現指定管理者として現在以下取組みを徹底しております。取り組んでいる感染防止策は、スポーツ庁が定めた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、(一社)日本フィットネス産業協会による「フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」をもとに作成した「横浜市スポーツ施設再開ガイドライン」を基本にしています。こうした取組みを基本としながら、神奈川スポーツセンターにも施設に応じた取組みを徹底し、予防策を実施します。

施設運営上の感染拡大防止に向けた取組み事例

- ①施設玄関や下駄箱に消毒液を設置
- ②券売機や、受付窓口、トイレ入口など、列となる所に整列用の印を設置
- ③ベンチは、間隔を空けて座るよう促す POP を掲示し、距離を保った着席を促す
- ④受付に飛沫飛散防止シートを設置、受付スタッフやトレーニング室スタッフは使い捨て手袋を着用
- ⑤更衣室ではロッカーの使用台数を減らし、シャワーの利用を中止。
- ⑥消毒セットを設置し、利用前後に利用者自身が使用する箇所を消毒できるようにする。
- ⑦トレーニングルームは定員人数を定め、マシンの間引き(及びレイアウト変更)、消毒セットの設置。
- ⑧レンタル品などは回収後に消毒を実施。
- ⑨マスクを忘れた利用者を対象に安価(20 円)な使い捨て不織布マスクを販売するとともに、夏にも使いやすく苦しくならないよう加工が施されたスポーツマスクの販売を開始。
- ⑩館内の食事禁止に伴い、利用者告知を行い、談話室の机椅子を撤収。(来館者の滞留時間の短縮)
- ⑪非接触型体温計を導入し職員の検温。要望があれば、団体や大会関係者へ貸出を行う。
- ⑫体育室の窓を常時開放し換気を行う。
- ⑬体育室の利用者に消毒液・ペーパータオル・ゴミ袋を貸し出し、使用した場所・触れた箇所・荷物を置いた場所などの使用後に消毒作業を依頼。
- ⑭区地域振興課との毎月の事業実施状況の報告会(定例会)をオンライン会議にて実施。
- ⑮利用者から施設運営面での課題点をヒアリングするために、利用者懇談会をオンラインにて開催。
- ⑯利用時間の短縮(21:00 閉館 → 20:00 閉館)
- ⑰神奈川県「LINE コロナお知らせシステム」導入
- ⑱利用料金の支払い方法として、IC カードによるキャッシュレス対応。



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

事業(自主事業やイベント)運営上の感染拡大防止策

事業運営上の感染拡大防止に向けた取り組み事例

- ①室内教室は大幅に定員を減らして開催。参加機会を増やすため、人気教室は前期と後期に開催期間を分けて実施。
- ②オンライン受講が可能な教室においてはオンライン体験教室を実施し、オンライン定期教室化に向けて整備・検証を進めた。
- ③教室指導員には、フェイスシールドを用意するとともにマスク着用を原則として指導にあたる。教室再開時は利用者との距離間の確保、会場からの定員人数、使用備品に関する変更及び利用備品の持参を促すなどの対策を行う。
- ④大会開催にあたっては、感染症対策への取り組みを大会運営者に聞き取り確認や対策強化依頼
- ⑤大会打ち合わせなどは無理に対面での機会を設けず電話、メールでのやり取りを優先
- ⑥運動促進に向けた動機付けを図るために、代表団体独自の運動プログラムを動画配信
- ⑦教室参加料金の支払い方法として、ICカードやクレジットによるキャッシュレス対応を行う。

新たな感染拡大防止策①(ネコ目のシステムの導入)

当施設でも利用の多いトレーニング室に、混雑情報が一目で分かるネコ目のシステムを導入します。入口上部にカメラを設置することで、利用人数が自動検知され、利用状況が見える化されます。

現状でも、当施設ホームページに混雑状況を確認することができますが、システムを導入することにより、**より正確にかつリアルタイムで混雑情報が見える化**され、ホームページから確認できるようになります。混雑の緩和・待ち時間の不満解消に繋がり、「密」を回避することにつながります。



新たな感染拡大防止策②(動画配信)

区民サービス継続のため、施設 HP や SNS を活用してオンラインでのプログラム提供など、ご自宅等でも運動を行っていただけるようにします。

ステイホームの影響により、YouTube でお家でのエクササイズ等の動画が流行している為、当グループでもホームページを介し動画配信を行っております。当グループ独自のプログラム(東京大学との共同開発プログラム)は各年齢層に応じて、様々なプログラムを用意しているため、動画内容の追加や変更もしながら、利用者の運動継続を促します。

また、エクササイズや手軽にできる運動、トレーニング室の使い方等の検索率が高いことから、**YouTube チャンネルを作成**し、施設に来館しなくても利用方法がイメージできる動画配信を行っていきます。

新たな感染拡大防止策③(オンラインレッスン)

コロナ禍においても運動を継続できる環境を提供するために**オンラインレッスンを開始**します。施設に来館しなくても教室参加できる利点を活かし、新たな利用者の獲得と、継続利用の促進を図ります。コロナ禍においても収入増に向けた取り組みを継続し行っています。



11 その他

(1)引継ぎ業務について

①引継ぎ業務についての考え方

令和4年4月に指定管理者が変更になった場合には、大小さまざまなシステムの変更や、職員の変更などが起こり、現状に慣れ親しんだ利用者からのクレーム等、いくつかのトラブルが発生するリスクが考えられます。そのトラブルを未然に防止し、また（発生した際の）被害を最小限にするために、現指定管理者の協力のもと、申し送りを含めた**各種業務の引き継ぎ・研修を徹底**してまいります。

早くより指定管理者の変更・システムの変更案を利用者に周知することで、理解と協力を仰ぎます。また利用者からの率直な意見も聞き、（管理者都合による独善的な変更は行わず）利用者の立場に立って事業計画の見直しを行うなど「**現在の利用者にストレスを与えない運営（スタート）**」を心がけます。

②具体的な引継ぎ業務の内容

引継ぎ調整会議の実施

現指定管理者からのスムーズな移行を達成するために、通常4ヶ月程度の引き継ぎ期間を想定しています。前年12月より毎月2回、区担当者と「**引き継ぎ調整会議**」を行い、1月から現行スタッフも交え、毎週開催をしたいと考えております。協議・調整内容に関しては、後のトラブルを防止するために、必ず議事録を作成し、文書として保管します。



引継ぎ時の体制(業務担当者の選任)

引継ぎ業務・事前研修は、4月から配置予定の所長や管理運営責任者をはじめとした他担当者によって実施します。区職員・現指定管理者を煩わせることのないよう、職員とのやり取りは全てこの担当者が行うものとし、担当者は彼らから引き継いだ事項（インプット）を、すべてのスタッフへ伝達（アウトプット）することで、スマートな引継ぎを行っていきます。

担当者	引継ぎ時の主な対応内容
所長 管理運営責任者	引継ぎ調整会議の参加、雇用希望者との面接、業務の引継ぎ 等
施設従事予定者	引継ぎ調整会議の参加、業務の引継ぎ 等
運営担当	引継ぎ調整会議の参加、引継ぎ時の全体統括
営業担当	引継ぎ調整会議の参加、各契約等における手続き、協定締結作業等の契約行為 等

適切な引継ぎ業務の実施

従事予定スタッフの引継ぎ業務は、所長や管理運営責任者の指示のもと、引継ぎ調整会議で定めたスケジュールや手法に沿って同年1月からの約3ヶ月間で実施します。1月中には施設へのスタッフ配置を済ませ、施設に常駐する形で施設特有の業務やルールに対する業務を学びます。

また、運営で必要な書類の改訂や業務マニュアルの作成、広報手段であるホームページやパンフレットの新規作成に関しては、この期間に実施します。



採用スタッフの事前研修

従事予定スタッフの現地における引き継ぎ業務は、同年1月から約3ヶ月間を想定しています。1月中には施設へのスタッフ配置を済ませ、施設に常駐する形で業務を学んでいければと考えております（繁忙期除く）。

また、接客対応や応急手当、教室指導等の運営の基本的業務に関しては、**現地従事開始前（概ね前年中）に本部等において事前研修**を済ませ、施設特有の業務やルールに対する引き継ぎに集中できるような環境を整えます。



11 その他

現業スタッフの継続雇用

施設の状況や運営システムを熟知し、利用者との信頼関係の築けている、(現在施設で働く) 嘱託・臨時職員やアルバイト等のスタッフは、運営主体が移行する時期において、円滑な引き継ぎを達成させる貴重な戦力であると考えております。

当グループでは現業スタッフの継続雇用を積極的に推進します。継続雇用によりスムーズな営業開始が可能になると同時に、引き継ぎ業務に対する労力や経費が大幅に削減できるとも考えています。そのため、現在施設で働き、今後の就労を希望するスタッフに関しては、継続雇用を前提とした話し合いを優先的に行わせていただきます。

再雇用に際しては、当グループの理念を理解してもらうとともに、(業務水準担保のため) 改めて個人の業務スキルを確認し、一定の水準に達していない場合には、**グループでの再研修**を受講の上、従事していただくことになっております。



引継ぎに係る経費に関して

指定管理施設の引継ぎ業務に係る主な経費は、スタッフの労務費および図書研修費等であり、通常 50～100 万円程度であろうと推察しております。しかしながら、この引継ぎ業務はあくまで (5 年間の) 管理運営の準備行為であり、その**コストは指定管理者自らが負担**するものであると考えております。

当グループが指定管理者に選定された場合には、上記の趣旨を基本協定 (または年度協定) に明記し、区に対して追加の負担請求を求めることはありません。



想定する神奈川スポーツセンターの業務引継ぎ・研修スケジュール

引き継ぎ・研修計画(案)	12月	1月	2月	3月
①打ち合わせ(引継ぎ調整会議)				
神奈川区・現指定管理者・当グループでの打合せ	→	→	→	→
②スタッフの継続雇用及び新規雇用について				
継続雇用希望者の確認 & 面接	→	→		
新規雇用スタッフ募集 & 面接	→	→	→	
内定通知 & 契約		→	→	
各研修		→	→	→
③業務の引き継ぎ(教室・イベント等の移行)について				
現実施事業の詳細確認	→	→		
インストラクターの継続雇用希望の確認	→	→	→	
現受託者への継続依頼	→	→	→	
④各種業務の仕様内容の確認及び現委託業者について				
委託業務一覧及び委託先一覧の確認	→	→		
業務の仕様(内容)の確認	→	→		
現指定管理者の契約終了(打ち切り)案内の手配依頼	→	→		
⑤公共料金(電気・水道・ガス・電話・ネット等)の契約引継手続き事項				
現契約状況の確認	→			

11 その他

各公共料金の使用履歴提供依頼	→			
各公共料金の担当連絡先	→			
契約変更手続き		→	→	
⑤備品の確認について				
備品台帳記載品目との照合作業(現地確認)	→	→		
現指定管理者の備品の引上げ or 譲渡の確認	→	→		
⑥リース品目および契約引継ぎ手続き事項				
区&現指定管理者リース品目の確認	→	→		
リース品の引上げ or 権利譲渡の確認	→	→		
リース契約先及び期間の確認	→	→		
⑦広報活動について				
現状の看板・メディア等広告設置状況の確認	→			
契約変更手続き(引き継ぐものがあれば)		→	→	
現ホームページ閉鎖依頼	→			
新規ホームページ内容の確認 ⇒ 掲載		→	→	→
⑧施設修繕の実施について				
現状の施設不具合の確認及び修繕実施依頼	→	→	→	→
指定期間終了までの施設修繕計画について	→	→	→	→
⑨新規機器設置について				
トレーニング室リニューアル時期等の確認	→			
新規機器発注手続き	→			
新規機器設置・工事				→
⑩省エネルギー活動の検証について				
現状の省エネ活動内容の確認	→			
現地調査&過去の公共料金使用履歴提供依頼	→	→		
契約変更手続き(引き継ぐものがあれば)		→	→	
⑪業務関連書類について				
日報等報告書類一覧及び書式 & 施設使用申請書等の書式確認	→	→	→	
⑫物品販売に関する申請手続き				
現状の物販実施状況の確認	→	→		
行政財産使用許可申請の確認		→	→	
新規物販用品の発注等	→	→		

③キックオフイベントの開催

当グループが当施設の指定管理者に選定された際には、**施設運営開始当月内にキックオフイベントの開催**を検討しております。構成団体 C の所属選手やマスコットに参加してもらい、1 階ロビーやエントランス付近にキックターゲットゾーンや遊具の設置など、当グループを知っていただく機会を設けるとともに、地域の皆様にスポーツを通じて楽しんでいただく機会を提供いたします。



12 収支計画について

(1) 収支計画

① 指定管理料について

当グループは、指定管理者として施設の管理運営を進めるにあたり、本制度の導入目的のひとつである、「公共サービスの効果・効率の向上」、すなわち、施設利用率の向上、利用者数の増加等を達成目標とする一方で、経費の削減を図り市(区)の負担(指定管理料)を軽減することを求められるということを十分に理解しています。

前術の通り、当グループの収支計画は、安にコストダウンを図るのではなく、現状のサービス水準を基に、新たなサービス提供(収入増)とさらなる効率化(コスト縮減)を図ることをポイントとして計画しています。

指定管理料は指定管理事業の収支差により算出しており、費用対効果の高い新たなサービスの継続的な提供により、収入増を実現し追加費用に充てる減資の確保と共に、収支計画の段で市(区)の設定する予算額を下回る結果(財政負担軽減の実現)となっています。

5年間の収支計画(年度推移)

(単位:千円)

	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
①施設運営収入	71,403	73,053	74,676	76,307	78,060
②維持管理運営費用	122,887	126,466	122,946	126,187	122,946
指定管理料(②-①)	51,484	53,413	48,270	49,880	44,886

20,073 千円削減 ※上限額からの比較(5年間の総額)

指定管理料推移



様式20

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

1 総括表

(1) 収入 ※ 指定管理料を除いた金額。

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
①施設運営収入 (A)	71,403	73,053	74,676	76,307	78,060	373,500	
利用料金収入	27,616	28,056	28,434	28,784	29,220	142,110	
利用料金収入(駐車場)	10,148	10,350	10,557	10,769	10,984	52,808	
スポーツ教室等事業収入	33,517	34,523	35,558	36,625	37,724	177,947	
その他	122	124	127	129	132	635	
②自主事業による収入	5,068	5,106	5,143	5,181	5,218	25,716	
スポーツ教室等事業(オンライン)	240	240	240	240	240	1,200	
飲食事業(自動販売機)	3,041	3,047	3,053	3,059	3,065	15,266	
物販事業	1,355	1,382	1,409	1,436	1,463	7,045	
利用料金収入(時間外)	178	182	185	189	192	925	
利用料金収入(時間外駐車場)	54	55	56	57	58	280	
その他	200	200	200	200	200	1,000	
合計(①+②)	76,471	78,159	79,820	81,488	83,278	399,216	

(2) 支出

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
③維持管理運営費用 (B)	122,887	126,466	122,946	126,187	122,946	621,432	
人件費	50,084	50,143	50,143	50,084	50,143	250,597	
修繕費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	16,500	
設備管理費・保安警備費	12,000	15,000	12,000	15,000	12,000	66,000	
備品購入費・消耗品費	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	18,000	
広報費・印刷製本費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
光熱水費・燃料費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	
保険料	600	600	600	600	600	3,000	
使用料・賃借料	9,548	9,548	9,548	9,548	9,548	47,740	
委託料・謝金	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	88,000	
公租公課	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
旅費	100	100	100	100	100	500	
通信運搬費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
支払手数料	600	600	600	600	600	3,000	
会費及び負担金	200	200	200	200	200	1,000	
事務経費本部分	5,255	5,555	5,255	5,555	5,255	26,875	
その他	0	220	0	0	0	220	
④自主事業による経費	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	9,482	
スポーツ教室等事業(オンライン)	200	200	200	200	200	1,000	
飲食事業	361	361	361	361	361	1,805	
物販事業	974	974	974	974	974	4,869	
拡大開館費用	181	181	181	181	181	907	
その他	180	180	180	180	180	900	
合計(③+④)	124,783	128,362	124,842	128,083	124,842	630,914	

(3) 指定管理料

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
指定管理料 = (支出(B) - 収入(A))	51,484	53,413	48,270	49,880	44,886	247,932	(5年平均) 49,586

※ 自主事業の内訳は、様式23、24の事業ごとに記載してください。

様式21

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和4年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
合計	(A)			71,403	
利用料金収入				27,616	
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	教室 696円 単価 (円) 2,000円 実収入率 92.5% 稼働率 92.0%	1,185	
		B区分	696円 2,000円 92.5% 92.0%	1,185	
		C区分	696円 2,000円 92.5% 92.0%	1,185	
		D区分	696円 1,500円 92.5% 92.0%	886	
		E区分	696円 2,000円 92.5% 92.0%	1,185	
		F区分	696円 2,500円 92.5% 92.0%	1,481	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥3,000,000含む)				
	第2体育室 (団体)	A区分	348円 2,000円 94.0% 95.0%	622	
		B区分	348円 2,000円 94.0% 95.0%	622	
		C区分	348円 2,000円 94.0% 95.0%	622	
		D区分	348円 1,500円 94.0% 95.0%	466	
		E区分	348円 2,000円 94.0% 95.0%	622	
		F区分	348円 2,500円 94.0% 95.0%	777	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥900,000含む)				
	第3体育室 (団体)	A区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
		B区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
		C区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
		D区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
		E区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
		F区分	348円 1,000円 99.2% 89.7%	310	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥520,000含む)				
	研修室 (団体)	A区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
		B区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
		C区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
		D区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
		E区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
		F区分	348円 700円 95.3% 78.4%	182	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥340,000含む)					
第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	5,850人	×@120	=702	
	小人：年間利用者数	810人	×@30	=24	
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,050人	×@120	=1,206	
	小人：年間利用者数	2,360人	×@30	=71	
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	40,000人	×@300 85%	=10,200	
	小人：年間利用者数	300人	×@100 85%	=26	
個人利用	大人：年間利用者数	3,900人	×@300 85%	995	
付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等			600	
利用料金収入 (駐車場)	3,075台 ×@275 ×12ヶ月			10,148	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)	8,191	20,622	
		第二体育室 (ヨーガ、ピラティス)	5,449		
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)	4,693		
		研修室 (ママと赤ちゃんピクニック、ジュニア空手)	2,289		
	当日教室 (シニアピクニック、ストレッチ&筋トレ等)			11,484	
文化教室 (健康マージャン、写真入門)			1,411		
その他収入	託原料 (ヨーガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数			122	

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入	(A)			71,403
指定管理料	(B)			51,484
収入合計	(A) + (B)			122,887

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和5年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)				73,053	
利用料金収入				28,056	
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0% 1,194	7,165	
		B区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0% 1,194		
		C区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0% 1,194		
		D区分	698コマ 1,500円 93.0% 92.0% 896		
		E区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0% 1,194		
		F区分	698コマ 2,500円 93.0% 92.0% 1,493		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥3,000,000含む)				
	第2体育室 (団体)	A区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0% 623	3,738	
		B区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0% 623		
		C区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0% 623		
		D区分	349コマ 1,500円 94.0% 95.0% 467		
		E区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0% 623		
		F区分	349コマ 2,500円 94.0% 95.0% 779		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥900,000含む)				
	第3体育室 (団体)	A区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311	1,866	
		B区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311		
		C区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311		
		D区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311		
		E区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311		
		F区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7% 311		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥520,000含む)				
	研修室 (団体)	A区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183	1,098	
		B区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183		
		C区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183		
		D区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183		
		E区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183		
		F区分	349コマ 700円 95.3% 78.4% 183		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥340,000含む)				
第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	5,967人	×@120	= 716	741
	小人：年間利用者数	826人	×@30	= 25	
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,251人	×@120	= 1,230	1,302
	小人：年間利用者数	2,407人	×@30	= 72	
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	41,200人	×@300	85% = 10,506	10,532
	小人：年間利用者数	309人	×@100	85% = 26	
個人利用	大人：年間利用者数	3,978人	×@300	85%	1,014
付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等			600	
利用料金収入 (駐車場)	3,137台 ×@275 × 12ヶ月			10,350	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)	8,437	21,240	
		第二体育室 (ヨガ、ピラティス)	5,612		
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)	4,834		
		研修室 (ママと赤ちゃんピクニック、ジュニア空手)	2,357		
		当日教室 (シニアピクニック、ストレッチ&筋トレ等)	11,829		
	文化教室 (写真入門、健康マージャン入門)	1,454			
その他収入	託児料 (ヨガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数			124	

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)				73,053
指定管理料 (B)				53,413
収入合計 (A) + (B)				126,466

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和6年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)				74,676	
利用料金収入				28,434	
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	数量 単価 (円) 実収入率 稼働率 小計(千円、税込み)	1,194	
		B区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0%	1,194	
		C区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0%	1,194	
		D区分	698コマ 1,500円 93.0% 92.0%	896	
		E区分	698コマ 2,000円 93.0% 92.0%	1,194	
		F区分	698コマ 2,500円 93.0% 92.0%	1,493	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥3,000,000含む)				
	第2体育室 (団体)	A区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0%	623	3,738
		B区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0%	623	
		C区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0%	623	
		D区分	349コマ 1,500円 94.0% 95.0%	467	
		E区分	349コマ 2,000円 94.0% 95.0%	623	
		F区分	349コマ 2,500円 94.0% 95.0%	779	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥900,000含む)				
	第3体育室 (団体)	A区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	1,866
		B区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	
		C区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	
		D区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	
		E区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	
		F区分	349コマ 1,000円 99.2% 89.7%	311	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥520,000含む)				
	研修室 (団体)	A区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	1,098
		B区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	
		C区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	
		D区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	
		E区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	
		F区分	349コマ 700円 95.3% 78.4%	183	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥340,000含む)				
第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	6,086人	×@120 = 730	755	
	小人：年間利用者数	843人	×@30 = 25		
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,456人	×@120 = 1,255	1,329	
	小人：年間利用者数	2,455人	×@30 = 74		
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	42,436人	×@300 85% = 10,821	10,848	
	小人：年間利用者数	318人	×@100 85% = 27		
個人利用	大人：年間利用者数	4,058人	×@300 85%	1,035	
付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等			600	
利用料金収入 (駐車場)	3,199台 ×@275 × 12ヶ月			10,557	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)	8,690	21,876	
		第二体育室 (ヨガ、ピラティス)	5,781		
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)	4,979		
		研修室 (ママと赤ちゃんダンス、ジュニア空手)	2,428		
	当日教室	(シニアピクニック、ストレッチ&筋トレ等)	12,183		
文化教室	(写真入門、健康マージャン入門)	1,497			
その他収入	託児料 (ヨガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数			127	

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)				74,676
指定管理料 (B)				48,270
収入合計 (A) + (B)				122,946

様式21

単独団体名・共同事業体名
施設名

CSY共同事業体
横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

2 指定管理・収入の部（令和7年度） ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)				
合計 (A)				76,307				
利用料金収入				28,784				
項 目	第1体育室(団体)	数量	単価(円)	実収入率	稼働率	小計(千円、税込み)	7,146	
		A区分	696コマ	2,000円	93.0%	92.0%		1,191
		B区分	696コマ	2,000円	93.0%	92.0%		1,191
		C区分	696コマ	2,000円	93.0%	92.0%		1,191
		D区分	696コマ	1,500円	93.0%	92.0%		893
		E区分	696コマ	2,000円	93.0%	92.0%		1,191
	F区分	696コマ	2,500円	93.0%	92.0%	1,489		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥3,000,000含む)							
	第2体育室(団体)	A区分	348コマ	2,000円	94.0%	95.0%	622	3,731
		B区分	348コマ	2,000円	94.0%	95.0%	622	
		C区分	348コマ	2,000円	94.0%	95.0%	622	
		D区分	348コマ	1,500円	94.0%	95.0%	466	
		E区分	348コマ	2,000円	94.0%	95.0%	622	
		F区分	348コマ	2,500円	94.0%	95.0%	777	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥900,000含む)							
	第3体育室(団体)	A区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	1,860
		B区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	
		C区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	
		D区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	
		E区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	
		F区分	348コマ	1,000円	99.2%	89.7%	310	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥520,000含む)							
	研修室(団体)	A区分	348コマ	700円	95.3%	78.4%	182	1,092
		B区分	348コマ	700円	95.3%	78.4%	182	
		C区分	348コマ	700円	95.3%	78.4%	182	
		D区分	348コマ	700円	95.3%	78.4%	182	
		E区分	348コマ	700円	95.3%	78.4%	182	
F区分		348コマ	700円	95.3%	78.4%	182		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥340,000含む)								
第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	6,208人 ×@120		=	745	771		
	小人：年間利用者数	860人 ×@30		=	26			
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,665人 ×@120		=	1,280	1,355		
	小人：年間利用者数	2,504人 ×@30		=	75			
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	43,709人	×@300	85%	= 11,146	11,174		
	小人：年間利用者数	328人	×@100	85%	= 28			
個人利用	大人：年間利用者数	4,139人 ×@300		85%		1,055		
付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等					600		
利用料金収入(駐車場)	3,263台 ×@275 ×12ヶ月					10,769		
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)	8,951		22,534	36,625		
		第二体育室 (ヨーガ、ピラティス)	5,954					
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)	5,128					
		研修室 (ママと赤ちゃんピクス、ジュニア空手)	2,501					
	当日教室 (シニアピクス、ストレッチ&筋トレ等)	12,549						
文化教室 (写真入門、健康マーチャン入門)	1,542							
その他収入	託児料(ヨーガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数					129		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)				76,307
指定管理料 (B)				49,880
収入合計 (A) + (B)				126,187

収支予算書

2 指定管理・収入の部（令和8年度） ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)			
合計 (A)				78,060			
利用料金収入				29,220			
項 目	第1体育室（団体）	数量	単価（円）	実収入率	稼働率	小計(千円、税込み)	
		A区分	698コマ	2,000円	93.0%	92.0%	1,194
		B区分	698コマ	2,000円	93.0%	92.0%	1,194
		C区分	698コマ	2,000円	93.0%	92.0%	1,194
		D区分	698コマ	1,500円	93.0%	92.0%	896
		E区分	698コマ	2,000円	93.0%	92.0%	1,194
		F区分	698コマ	2,500円	93.0%	92.0%	1,493
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥3,000,000含む)						
	第2体育室（団体）	A区分	349コマ	2,000円	94.0%	95.0%	623
		B区分	349コマ	2,000円	94.0%	95.0%	623
		C区分	349コマ	2,000円	94.0%	95.0%	623
		D区分	349コマ	1,500円	94.0%	95.0%	467
		E区分	349コマ	2,000円	94.0%	95.0%	623
		F区分	349コマ	2,500円	94.0%	95.0%	779
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥900,000含む)					
	第3体育室（団体）	A区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		B区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		C区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		D区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		E区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		F区分	349コマ	1,000円	99.2%	89.7%	311
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥520,000含む)					
	研修室（団体）	A区分	349コマ	700円	95.3%	78.4%	183
		B区分	349コマ	700円	95.3%	78.4%	183
		C区分	349コマ	700円	95.3%	78.4%	183
		D区分	349コマ	700円	95.3%	78.4%	183
E区分		349コマ	700円	95.3%	78.4%	183	
F区分		349コマ	700円	95.3%	78.4%	183	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥340,000含む)							
第1体育室個人利用	大人：年間利用者数	6,332人 ×@120		=	760	786	
	小人：年間利用者数	877人 ×@30		=	26		
第2体育室個人利用	大人：年間利用者数	10,878人 ×@120		=	1,305	1,382	
	小人：年間利用者数	2,555人 ×@30		=	77		
トレーニング室個人利用	大人：年間利用者数	45,020人 ×@300 85%		=	11,480	11,509	
	小人：年間利用者数	338人 ×@100 85%		=	29		
個人利用	大人：年間利用者数	4,221人 ×@300 85%		=	1,076	1,076	
付帯設備利用料金	観覧席、放送設備、冷暖房費等				600	600	
利用料金収入（駐車場）	3,328台 ×@275 ×12ヶ月				10,984	10,984	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (卓球、バドミントン、太極拳)	9,220		23,211	37,724	
		第二体育室 (ヨーガ、ピラティス)	6,133				
		第三体育室 (ジュニアHIPHOP、キッズバレエ)	5,282				
		研修室 (ママと赤ちゃんピクニック、ジュニア空手)	2,576				
	当日教室 (シニアピクニック、ストレッチ&筋トレ等)	12,925					
文化教室 (写真入門、健康マージャン入門)	1,588						
その他収入	託児料 (ヨーガ教室、ピラティス教室等) 540円×5教室×申込者数				132	132	

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)				78,060
指定管理料 (B)				44,886
収入合計 (A) + (B)				122,946

様式22

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和4年度）

		合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用		122,887
	小計 (千円、税込み)	
人件費		50,084
修繕費	小規模修繕	3,300
設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物処理、日常清掃含む	12,000
消耗品費	備品購入費含む	3,600
広報費	広告掲載料、楽天シニア使用料等	1,000
印刷製本費	施設・教室案内作成費等	1,000
光熱水費	水道	2,000
	電気	10,500
	ガス	2,500
保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600
使用料・賃借料	[リース月額料]	
		×12ヶ月=4,788
	スポーツ教室等諸室使用料	4,760
委託料	教室指導謝金・委託費	15,600
	イベント・特別教室開催経費	2,000
公租公課費	事業所税	2,000
旅費		100
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、レポート、利用人数管理システム(ネコの目)、Wi-Fiスポットの設置、POSシステム	1,000
支払手数料	振込手数料、決済手数料	600
会費及び負担金	地域懇親会等会費	200
事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,255
その他		

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名
施設名

CSY共同事業体
横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和5年度）

		合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用		126,466
	小計 (千円、税込み)	
人件費		50,143
修繕費	小規模修繕	3,300
設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物処理、日常清掃含む	15,000
消耗品費	備品購入費含む	3,600
広報費	広告掲載料、楽天シニア使用料等	1,000
印刷製本費	施設・教室案内作成費等	1,000
光熱水費	水道	2,000
	電気	10,500
	ガス	2,500
保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600
使用料・賃借料	[リース月額料] [] ×12ヶ月=4,788	9,548
	スポーツ教室等諸室使用料	4,760
委託料	教室指導謝金・委託費	15,600
	イベント・特別教室開催経費	2,000
公租公課費	事業所税	2,000
旅費		100
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、リモート、利用人数管理システム(ネコの目)、Wi-Fiスポットの設置、POSシステム	1,000
支払手数料		600
会費及び負担金		200
事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,555
その他	第三者評価実施費用	220

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和6年度）

		合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用		122,946
	小計 (千円、税込み)	
人件費		50,143
修繕費	小規模修繕	3,300
設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物処理、日常清掃含む	12,000
消耗品費	備品購入費含む	3,600
広報費	広告掲載料、楽天シニア使用料等	1,000
印刷製本費	施設・教室案内作成費等	1,000
光熱水費	水道	2,000
	電気	10,500
	ガス	2,500
保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600
使用料・賃借料	[リース月額料]	
		×12ヶ月=4,788
委託料	スポーツ教室等諸室使用料	4,760
	教室指導謝金・委託費	15,600
	イベント・特別教室開催経費	2,000
公租公課費	事業所税	2,000
旅費		100
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、レポート、利用人数管理システム(ネコの目)、Wi-Fiスポットの設置、POSシステム	1,000
支払手数料		600
会費及び負担金		200
事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,255
その他		

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和7年度）

		合計金額 (千円、税込み)	
③ 維持管理運営費用		126,187	
	小計 (千円、税込み)		
項 目	人件費	50,084	
	修繕費	3,300	
	設備管理費	15,000	
	消耗品費	3,600	
	広報費	1,000	
	印刷製本費	1,000	
	光熱水費	水道	2,000
		電気	10,500
		ガス	2,500
	保険料	600	
	使用料・賃借料	[リース月額料] [] ×12ヶ月=4,788	9,548
		スポーツ教室等諸室使用料	4,760
	委託料	教室指導謝金・委託費	15,600
		イベント・特別教室開催経費	2,000
	公租公課費	2,000	
	旅費	100	
	通信運搬費	1,000	
	支払手数料	600	
	会費及び負担金	200	
	事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,555
その他			

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名 CSY共同事業体
 施設名 横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和8年度）

		合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用		122,946
	小計 (千円、税込み)	
人件費		50,143
修繕費	小規模修繕	3,300
設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物処理、日常清掃含む	12,000
消耗品費	備品購入費含む	3,600
広報費	広告掲載料、楽天シニア使用料等	1,000
印刷製本費	施設・教室案内作成費等	1,000
光熱水費	水道	2,000
	電気	10,500
	ガス	2,500
保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600
使用料・賃借料	[リース月額料]	
		×12ヶ月=4,788
委託料	スポーツ教室等諸室使用料	4,760
	教室指導謝金・委託費	15,600
	イベント・特別教室開催経費	2,000
公租公課費	事業所税	2,000
旅費		100
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、リモート、利用人数管理システム(ネコの目)、Wi-Fiスポットの設置、POSシステム	1,000
支払手数料		600
会費及び負担金		200
事務経費本部分	人件費、水光熱費、保険料を除く10%	5,255
その他		

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和4年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		5,068
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入	240
飲食事業(自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,041
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売	1,355
利用料金収入(時間外)	拡大開館利用料金（年未年始）	178
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金（年未年始）	54
その他	講師派遣、体組成測定会等	200

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和5年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		5,106
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入	240
飲食事業(自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,047
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャツ、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売	1,382
利用料金収入(時間外)	拡大開館利用料金（年末年始）	182
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金（年末年始）	55
その他	講師派遣、体組成測定会等	200

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和6年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		5,143
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入	240
飲食事業(自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,053
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャツ、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売	1,409
利用料金収入(時間外)	拡大開館利用料金（年未年始）	185
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金（年未年始）	56
その他	講師派遣、体組成測定会等	200

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和7年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		5,181
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入	240
飲食事業(自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,059
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャツ、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売	1,436
利用料金収入(時間外)	拡大開館利用料金（年末年始）	189
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金（年末年始）	57
その他	講師派遣、体組成測定会等	200

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和8年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		5,218
スポーツ教室等収入	オンライン教室受講料収入	240
飲食事業(自動販売機)	自動販売機飲料・スナック類販売	3,065
物販事業	シューズ、ラケット、ボール、ピプス、ストップウォッチ等レンタル シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売	1,463
利用料金収入(時間外)	拡大開館利用料金（年未年始）	192
利用料金収入 (時間外駐車場)	拡大開館駐車料金（年未年始）	58
その他	講師派遣、体組成測定会等	200

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

CSY共同事業体

施設名

横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和4年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		1,896
スポーツ教室等事業	オンライン教室指導料	200
飲食事業	目的外使用料（飲料等自動販売機）	361
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974
拡大開館費	拡大開館人件費等（年未年始）	181
その他	講師派遣、体組成測定会等	180

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

単独団体名・共同事業体名
施設名

CSY共同事業体
横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和5年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		1,896
スポーツ教室等事業 (時間外)	オンライン教室指導料	200
飲食事業	目的外使用料（飲料等自動販売機）	361
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974
拡大開館費	拡大開館人件費等（年末年始）	181
その他	講師派遣、体組成測定会等	180

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

単独団体名・共同事業体名
施設名

CSY共同事業体
横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和6年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		1,896
スポーツ教室等事業 (時間外)	オンライン教室指導料	200
飲食事業	目的外使用料（飲料等自動販売機）	361
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974
拡大開館費	拡大開館人件費等（年末年始）	181
その他	講師派遣、体組成測定会等	180

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

単独団体名・共同事業体名
施設名

CSY共同事業体
横浜市神奈川スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和7年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		1,896
スポーツ教室等事業 (時間外)	オンライン教室指導料	200
飲食事業	目的外使用料（飲料等自動販売機）	361
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974
拡大開館費	拡大開館人件費等（年未年始）	181
その他	講師派遣、体組成測定会等	180

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和8年度）

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		1,896
スポーツ教室等事業 (時間外)	オンライン教室指導料	200
飲食事業	目的外使用料（飲料等自動販売機）	361
物販事業	販売品、レンタル品仕入れ	974
拡大開館費	拡大開館人件費等	181
その他	講師派遣、体組成測定会等	180

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。